

令和 7 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 6 月

桜美林大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	p. 1
II. 沿革	p. 3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	p. 11
基準 1. 使命・目的	p. 11
基準 2. 内部質保証	p. 14
基準 3. 学生	p. 19
基準 4. 教育課程	p. 52
基準 5. 教員・職員	p. 85
基準 6. 経営・管理と財務	p. 101
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	p. 114
基準 A. 高大接続改革・入試改革	p. 114
基準 B. 国際交流の推進	p. 117
V. 特記事項	p. 119
VI. 法令等の遵守状況一覧	p. 120

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

桜美林大学 建学の精神

キリスト教精神に基づいた、
教養豊かな識見の高い国際人への扉を開く

桜美林学園（以下「本学園」という。）は、建学の精神として「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を掲げており、これは創立者・清水安三の思想に基づいている。

清水は、滋賀県の膳所中学校在学中に洗礼を受け、同志社大学神学部を卒業後、宣教師として中国・北京に渡り、大正10(1921)年、北京市朝陽門外に「崇貞学園」（当時の正式名称は「崇貞平民女子工読学校」）を開設し、貧困地域に暮らす中国人女子を対象とした教育事業を開始した。その後、清水はアメリカ・オハイオ州のオベリン大学(Oberlin College)に留学し、卒業後は再び崇貞学園に戻って教育活動を継続した。このオベリン大学での学びが、後の本学園創設の原点となる。オベリン大学の建学の精神は、フランス・アルザス地方で幼児教育と児童教育に一生を捧げた牧師・教育者ジャン・フレデリック・オベリン(J.F. Oberlin)による“Learning and Labor（学びと労働）”の教育思想に由来する。

清水のキリスト教精神は、日本—北京—オハイオ（米国）—アルザス（仏国）というグローバルな文脈の中で形成され、本学園の建学の精神「キリスト教精神に基づく国際人の育成」へと昇華された。

桜美林大学 モットー（基本理念）

「学而事人」

～学びて人に仕える（学んだことを人々や社会のために役立てる）～

清水が崇貞学園で実践した教育は、彼自身の言葉によって象徴されている。それが、本学園のモットー（基本理念）として今も受け継がれている「学而事人（がくじじじん）」である。現代の言葉でいえば、学びの成果をグローバル社会のために活かすという意味であり、これは本学園の名称の由来となったオベリンの“Learning and Labor”の思想と深く通じるものとなっている。

2. 使命・目的

桜美林大学（以下「本学」という。）は、建学の精神として掲げる「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を教育活動の根幹に据え、世界を舞台に活躍し得る人材の育成を目指している。その精神は、創立者・清水安三の信仰と実践に根差したものであり、「学而事人」というモットー（基本理念）に結実している。すなわち、学問の深化と社会的奉仕の不可分性を旨とし、知性と倫理の双方を涵養することを重視する教育の基本理念である。

本学に学ぶ者は、将来いかなる環境にあっても、未来に希望を持ち、他者の痛みに共感し、現代社会における多様な価値観を柔軟に受容できる資質を涵養することが求められる。加えて、創造力・判断力・行動力といった総合的能力を備え、それらをもって社会の持続的発展に寄与する人物として成長することが、本学の使命の核心としている。

大学学則においても、「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材の育成」を明記し、桜美林大学大学院（以下「本大学院」という。）においてはさらに、高度な専門性と国際的教養を兼ね備えた人材を養成することを通じて、広く文化の向上に資することを目的としている。

本学の校章に表された「荊の冠」と「三本の釘」は、「艱難を経て栄光に至る(per patientiam ad gloriam)」という理念を象徴するものであり、全人類の救済を希求したキリストの愛と犠牲を想起させる意匠である。これは本学が追求する人間形成の在り方、すなわち個人の学びと精神性を社会貢献に結びつけるという教育理念を視覚的に体現するものであり、本学は、これらの理念を内在化しつつ、教育研究活動を通して、世界において「仕える」ことのできる真の国際人の育成に努めている。

大学学則 第1条

桜美林大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的とする。

大学院学則 第1条

桜美林大学（以下「本学」という。）に、本学学則第5条に基づき、桜美林大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。本大学院は、本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする。

3. 個性・特色

本学の個性と特色は、その建学の精神から、学びの構造、支援体制に至るまで一貫した理念のもとに築かれており、他大学にはない独自の教育環境を形づくっている。

本学の根幹には、「キリスト教精神に基づく国際人の育成」という揺るぎない理念がある。これは、創立者・清水安三が体現した精神であり、異なる文化・価値観と共に生き、他者に仕える姿勢を学問と実践を通じて涵養することを目指している。学生は、知識の習得だけでなく、信念を持って他者と共存し、社会に貢献できる人物となることを求められている。

この精神を具現化する制度の一つとして「学群制」を採用している。本学は、全国の私立大学に先駆けて学群制を導入した。学群は学部比べ、より柔軟なカリキュラムを構成できるため、学生は一つの専門分野にとどまらず、文理融合や複数領域を横断した学びを

実現することができる。特にリベラルアーツ学群では、学生が自ら学修計画を設計し、分野を横断して自由に知を探究することが可能となっている。

また、本学は多様な個性を尊重し、一人ひとりの自主性・自律性を尊重する教育を推進している。国内外から集まる多様な背景を持つ学生が互いに学び合い、多様性の中にある共通の価値を見出すことができるキャンパス環境は、まさに「グローバル・ダイバーシティ」の実践場である。国際性の育成という観点では、学群ごとに特色ある留学制度が整備されており、学生は海外の協定校での学修や国際インターンシップなど、実践的なグローバル教育を経験することができる。これにより、言語力だけでなく、多文化理解や国際的な課題に対する洞察力を培うことができる。

また、本学は「社会に仕える」ことを重視し、学生が実社会とつながる機会も数多く提供している。代表的なものがサービスラーニングセンター(SLC)でのプログラムやインターンシップである。学生は、地域社会や企業と連携した活動を通じて、実践的な課題解決能力と社会貢献意識を身につけている。さらに、学生生活を4年間一貫して支援する体制も、本学の大きな特色としている。アドバイザー制度や学生相談室、キャリア開発センター(CADAC)など、専門スタッフによる支援体制に加え、ピアサポート団体（桜サポーターズ）や寮スタッフなど、学生同士の横のつながりによる支援ネットワークも整備されている。支援を「与えられる」だけでなく、自らが他者を支える立場にもなるという双方向的な仕組みは、大学全体で育まれる共助の精神を表している。

このように、本学は、建学の精神に根ざした「国際人の育成」を軸に、学びの柔軟性、多様性の尊重、社会とのつながり、そして学生支援の充実といった観点から、独自性の高い教育環境を提供している。知と人格の成長が共に求められる本学において、学生は確かな学びと自己実現の機会に満ちた4年間を過ごすことができるといえる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 建学の精神の展開過程

太平洋戦争における日本の敗戦により崇貞学園は中国政府に接收され、清水は昭和21(1946)年、日本への帰国を余儀なくされた。しかし、同年5月、本学園（桜美林高等女学校、英文専攻科）を現在の地に設立し、教育事業を再開した。

大学誕生に発展する第一歩は、昭和25(1950)年の桜美林短期大学英語英文科の設立に端を発し、昭和30(1955)年に家政科を増設したことに始まる。やがて、文学部英語英米文学科及び中国語中国文学科からなる1学部2学科という小規模な構成ながらも、念願の大学が昭和41(1966)年に設置認可された。清水は、「大学の設立こそは少（わか）き日に新島襄に享（う）けし夢かも」と感慨を込めて述べたとされている。

その後、昭和43(1968)年に経済学部経済学科、昭和47(1972)年に経済学部商学科、平成元(1989)年に国際学部国際学科、平成9(1997)年に経営政策学部ビジネスマネジメント学科を増設し、4学部からなる大学へと発展を遂げた。これら人文・社会科学系の学部設置により、本学はキリスト教の愛と平和（奉仕）の精神に基づいた国際的教養人を広範に育成できる体制を整えることができた。

それぞれの学部で展開された学士課程教育は、常に建学の精神にのっとり、リベラルアーツの教育理念を重視すると同時に、外国語教育として、英語、中国語を中心とする複数言語の修得やバイリンガル教育及び国際交流活動に力を入れることを通して、グローバルマインドやコミュニケーション能力に富む人材の育成に力を注いできた。

その間、平成 5(1993)年には、大学院国際学研究科国際関係専攻修士課程、環太平洋地域文化専攻修士課程を設置し、本学は大学院レベルの教育を大学の新たなミッションとして加えることが可能となった。研究科は、既存の学部の上に縦割りに積み上げられた大学院ではなく、当時の 3 学部の各専門領域を包括する学際型の大学院として構想された。

その後、平成 7(1995)年に先述の 2 専攻に博士後期課程を設置し、続いて平成 13(2001)年には大学アドミニストレーション専攻、言語教育専攻の修士課程を設置し、平成 14(2002)年には老年学専攻、人間科学専攻の修士課程を設置した。平成 16(2004)年には老年学専攻博士後期課程を増設するなど、収容定員 427 人の大学院へと発展を遂げてきた。

平成 16(2004)年からは、4 学部 8 学科体制の学士課程を、機能別に分化した科目群による目的別教育プログラムへと再編するクラスターカレッジ（学群）の構築を目指し、全学的な改組に取りかかった。

平成 17(2005)年には、特定の専門分野（芸術・文化等）の教育研究機能に重点を置いた総合文化学群を開設。翌平成 18(2006)年には、幅広い職業人養成機能に重点を置いた健康福祉学群及びビジネスマネジメント学群、さらに平成 19(2007)年には総合的教養教育機能に重点を置いたリベラルアーツ学群を開設し、3 年をかけて学士課程の教育基本組織を改編した。

前三者はプロフェッショナルアーツ、後者はリベラルアーツに位置づけ、クラスターカレッジとしての体制を整備した。4 学群はそれぞれの教育機能に重点を置きながらも、本学の使命・目的に基づき、自学群以外の機能も併有することを可能とする柔軟な体制を特徴としている。さらに、平成 28(2016)年には語学力・コミュニケーション力に重点を置き、留学を必須とするグローバル・コミュニケーション学群を開設した。

令和元(2019)年には新宿キャンパスを開設し、ビジネスマネジメント学群を同キャンパスへ移転することで、都市型キャンパスにおける学修及び実践の機会を強化する体制を整えた。翌年には東京ひなたやまキャンパスを開設し、芸術文化学群を同キャンパスへ移転し、桜美林芸術文化ホールの活用を通じて地域との連携を図りながら、専門教育を展開する拠点としての役割を担っている。同年には、航空分野における人材育成を目的として、航空・マネジメント学群を開設した。

令和 3(2021)年 5 月には学園創立 100 周年を迎え、次なる百年に向けた教育改革と社会貢献への意志を新たにし、令和 5(2023)年 4 月には、大学に教育探究科学群を開設した。教育探究科学群は、現代社会の教育課題に応答する知と実践の場を構築し、教育に関わる多様な職域を志す学生に向けて、探究的かつ学際的なカリキュラムを提供している。さらに令和 7(2025)年 4 月には、航空・マネジメント学群を「航空学群」へ名称変更し、航空分野に特化した専門性をより明確に打ち出すことで、教育内容のさらなる充実を図っている。

本学では、各学群がその教育機能に重点を置きながらも、互いに連携しつつ柔軟に学びの幅を広げることを可能とするクラスターカレッジの理念のもと、引き続き特色ある学士

課程教育を展開している。

また、大学院においては、平成 20(2008)年より、それまで国際学研究科内に設置されていた各専攻を独立した「研究科」として再編し、大学院課程における教育研究の基本組織を明確に位置づける方策に着手した。その第一歩として、老年学研究科博士前期・後期課程、大学アドミニストレーション研究科修士課程及び同通信教育課程の設置を行い、分野ごとの専門性に即した体制を整備した。

さらに平成 21(2009)年には、言語教育研究科修士課程、経営学研究科修士課程、心理学研究科修士課程を順次改組した。これにより、多様化する社会的ニーズに応える専門人材の育成体制を強化し、国際学研究科には国際協力専攻修士課程を設け、同研究科博士後期課程を国際人文社会科学専攻へと名称変更することで、国際的視野と学際性を重視した研究体制を構築した。

これらの改組と再編を経て、現在では「国際学術研究科」に統合され、博士前期課程においては言語教育、心理学、経営学、老年学、大学アドミニストレーション（通信教育課程）といった各分野の実践的な学位プログラムを擁し、博士後期課程においては国際学術及び老年学の二つの学位プログラムを設置するなど、社会と協働しながら高度専門職業人の育成を進める教育・研究体制を展開している。

2. 本学の沿革

大正	10 年	5 月	中国北京市朝陽門外に崇貞学園を創立
大正	12 年		北京市私立崇貞学園小学校に名称変更
昭和	6 年	5 月	崇貞女学校開校
昭和	11 年	9 月	崇貞女子中学校開校
昭和	21 年	5 月	財団法人桜美林学園（高等女学校、英文専攻科）認可
昭和	22 年	4 月	桜美林中学校を開校
昭和	23 年	4 月	桜美林高等学校を開校
昭和	25 年	4 月	桜美林短期大学（英語英文科・実務英語課程）を開学
昭和	26 年	2 月	組織変更により、学校法人桜美林学園認可
昭和	30 年	4 月	短期大学に家政科を増設
昭和	41 年	4 月	桜美林大学（文学部英語英米文学科、中国語中国文学科）を開学
昭和	43 年	4 月	大学に経済学部経済学科を開設
昭和	43 年	4 月	桜美林幼稚園を開園
昭和	47 年	4 月	大学経済学部商科を増設
平成	元年	4 月	大学に国際学部国際学科を開設
平成	元年	4 月	短期大学家政科を生活文化学科に名称変更
平成	5 年	4 月	大学院国際学研究科修士課程（国際関係専攻、環太平洋地域文化専攻）を開設
平成	7 年	4 月	大学院国際学研究科博士後期課程（国際関係専攻、環太平洋地域文化専攻）を設置

桜美林大学

平成	9年	4月	大学に経営政策学部ビジネスマネジメント学科を開設
平成	12年	4月	大学文学部に言語コミュニケーション学科、健康心理学科、総合文化学科を増設
平成	13年	4月	大学院国際学研究科に大学アドミニストレーション専攻修士課程、言語教育専攻修士課程を増設
平成	14年	4月	大学院国際学研究科に人間科学専攻修士課程、老年学専攻修士課程を増設
平成	14年	4月	短期大学を桜美林大学短期大学部に名称変更
平成	15年	3月	大学経済学部商学科を廃止
平成	15年	4月	プラネット淵野辺キャンパス（PFC）を開設
平成	16年	4月	大学院に国際学研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程を開設
平成	16年	4月	大学院国際学研究科に老年学専攻博士後期課程を増設
平成	16年	4月	大学院国際学研究科国際関係専攻博士前期課程と環太平洋地域文化専攻博士前期課程を国際学専攻博士前期課程に統合
平成	17年	4月	大学に総合文化学群を開設
平成	17年	9月	大学に日本言語文化学院（留学生別科）を開設
平成	18年	4月	大学に健康福祉学群、ビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類を開設
平成	18年	4月	大学に桜美林大学孔子学院（中国語特別課程）を開設
平成	18年	9月	大学院国際学研究科国際関係専攻博士前期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士前期課程を廃止
平成	19年	4月	大学にリベラルアーツ学群を開設
平成	19年	4月	短期大学部を廃止
平成	20年	4月	四谷キャンパスを開設
平成	20年	4月	大学ビジネスマネジメント学群にアビエーションマネジメント学類を増設
平成	20年	4月	大学院に老年学研究科老年学専攻博士前期課程・博士後期課程、大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程を開設
平成	21年	4月	大学院国際学研究科に国際協力専攻修士課程を増設
平成	21年	4月	大学院国際学研究科国際関係専攻博士後期課程を国際人文社会科学専攻博士後期課程に名称変更
平成	21年	4月	大学院に経営学研究科経営学専攻修士課程を開設
平成	21年	4月	大学院に心理学研究科臨床心理学専攻修士課程・健康心理学専攻修士課程、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程・英語教育専攻修士課程を開設

桜美林大学

平成	22年	3月	大学院国際学研究科人間科学専攻修士課程を廃止
平成	22年	5月	桜美林大学多摩アカデミーヒルズを開設
平成	23年	11月	大学文学部総合文化学科、経営政策学部ビジネスマネジメント学科を廃止
平成	24年	3月	大学文学部中国語中国文学科を廃止
平成	24年	3月	大学院国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程、国際学研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程を廃止
平成	25年	3月	大学文学部英語英米文学科、文学部健康心理学科、国際学部国際学科を廃止
平成	25年	3月	大学院国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程を廃止
平成	25年	4月	大学総合文化学群を芸術文化学群に名称変更
平成	25年	11月	大学経済学部経済学科を廃止
平成	26年	3月	大学院国際学研究科老年学専攻博士後期課程を廃止
平成	27年	3月	大学文学部を廃止
平成	28年	4月	大学にグローバル・コミュニケーション学群グローバル・コミュニケーション学類を開設
令和	元年	4月	新宿キャンパスを開設 大学ビジネスマネジメント学群、大学院経営学研究科の新宿キャンパスへの移転
令和	2年	4月	東京ひなたやまキャンパスを開設 航空・マネジメント学群を開設
令和	3年	3月	大学院言語教育研究科英語教育専攻修士課程を廃止
令和	3年	4月	四谷キャンパス（千駄ヶ谷）を千駄ヶ谷キャンパスに名称変更 大学院国際学術研究科を開設
令和	3年	5月	学園創立100周年
令和	4年	3月	大学院国際学研究科国際学専攻博士前期課程を廃止
令和	5年	3月	大学院国際学研究科国際協力専攻修士課程、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程、大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程を廃止
令和	5年	4月	大学に教育探究科学群教育探究科学類を開設
令和	5年	5月	大学院心理学研究科臨床心理学専攻修士課程を廃止
令和	5年	9月	大学院心理学研究科健康心理学専攻修士課程を廃止
令和	7年	4月	航空・マネジメント学群を航空学群に名称変更

3. 本学の現況

・大学名

桜美林大学

・所在地

町田キャンパス	〒194-0294	東京都町田市常盤町 3758 番地
新宿キャンパス	〒169-0073	東京都新宿区百人町 3 丁目 420 番 34
東京ひなたやまキャンパス	〒194-0032	東京都町田市本町田 2600-4
プラネット淵野辺キャンパス	〒252-0206	神奈川県相模原市中央区 淵野辺 4 丁目 16 番 1 号
多摩アカデミーヒルズ	〒206-0033	東京都多摩市落合 2 丁目 31 番 1 号

・大学院構成

大学院

国際学術研究科

国際学術専攻博士前期課程

言語教育実践研究学位プログラム

心理学実践研究学位プログラム

経営学学位プログラム

大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）

老年学学位プログラム

国際学術専攻博士後期課程

国際学術研究学位プログラム

老年学学位プログラム

・学群構成

学士課程

リベラルアーツ学群

芸術文化学群

ビジネスマネジメント学群

ビジネスマネジメント学類

健康福祉学群

グローバル・コミュニケーション学群

グローバル・コミュニケーション学類

航空学群

航空学類

教育探究科学群

教育探究科学類

・別科構成

別科

桜美林大学

留学生別科（日本語文化学院）

中国語特別課程（桜美林大学孔子学院）

・学生数、教員数、職員数（2024年5月1日現在）

学生数

学部・学科等名	入学 定員	収容 定員	在籍 者数	収容定員 充足率
大学院				
国際学研究科 国際人文社会科学専攻 博士後期課程	—	—	3	—
老年学研究科 老年学専攻 博士前期課程	—	—	1	—
老年学研究科 老年学専攻 博士前期課程	—	—	5	—
大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程） 大学アドミニストレーション専攻 修士課程	—	—	2	—
経営学研究科 経営学専攻 修士課程	—	—	3	—
国際学術研究科 国際学術専攻（通信教育課程含む） 博士前期課程	230	460	187	40.65%
国際学術研究科 国際学術専攻 博士後期課程	15	45	20	44.44%
大学院計	245	505	221	43.76%
大学				
リベラルアーツ学群	900	3,700	4,011	108.40%
芸術文化学群	400	1,600	1,559	97.43%
ビジネスマネジメント学群	480	1,920	2,165	112.76%
ビジネスマネジメント学類	480	1,680	1,919	114.22%
アビエーションマネジメント学類	—	240	246	102.50%
健康福祉学群	300	1,200	1,278	106.50%
グローバル・コミュニケーション学群	250	1,000	908	90.80%
グローバル・コミュニケーション学類	250	1,000	908	90.80%
航空学群	140	560	463	82.67%
航空学類	140	560	463	82.67%
教育探究科学群	150	300	205	68.33%
教育探究科学類	150	300	205	68.33%
大学計	2,620	10,280	10,589	103.00%
別科				
留学生別科（日本語言語文化学院）	120	120	35	29.16%
中国語特別課程（桜美林大学孔子学院）	40	40	0	0.00%
総合計	3,025	10,945	10,845	99.08%

(注) 令和 3(2021)年度からの国際学研究科、老年学研究科、大学アドミニストレーション研究科、経営学研究科の募集停止に伴い、在籍する大学院生の卒業をもって研究科を廃止する。

(注) 令和 6(2024)年度からのアビエーションマネジメント学類募集停止に伴い、在籍する学類生の卒業をもって学類を廃止する。

教員数

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
人数	152	90	24	17	7	290
%	52.4%	31.0%	8.3%	5.9%	2.4%	100.0%

職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも 含む)	派遣	合計
人数	186	—	113	11	310
%	60.0%	—	36.5%	3.5%	100.0%

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

使命・目的は、「桜美林大学学則」（以下「大学学則」という。）及び「桜美林大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）において定め、大学 WEB サイトをはじめ、「大学案内」「履修ガイド」等で公表し、学生、教職員、役員、学外関係者等に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《1-1-1》：桜美林大学学則】

【資料《1-1-2》：桜美林大学院学則】

【資料《1-1-3》：学園 WEB サイト（理念・建学の精神 該当部分）】

【資料《1-1-4》：令和 7(2025)年度履修ガイド（全学共通該当部分）】

【資料《1-1-5》：令和 7(2025)年度大学案内】

②中期的な計画への反映

中期的な計画への反映については、平成 28(2016)年に建学の精神に基づき養成した人材を世に送り出すという、創立以来不変の使命・目的を果たすべく、5 年後に控えていた創立 100 周年に向けて「長期ビジョン」を策定した。令和 3(2021)年、創立 100 周年を迎え、建学の精神をはじめ、スクールモットー（基本理念）である「学而事人」という基本的な理念は変えることなく、今後 20 年先の新たな価値創造の姿を描くため、次の 100 年に向けて「変革」と「進化」をコアバリューとした新たな長期ビジョン「Unique & Sharp 唯一無二の個性的な教育で変革社会をリードする人材を育成」を策定し、三つの基本戦略「迅速で柔軟な組織運営」「主体的で躍動感ある教育研究」「多様な価値観を尊重するコミュニティ」を定めている。

この長期ビジョンを踏まえ、現在「第 4 次中期計画（令和 5(2023)年度～令和 8(2026)年度）」を策定し、長期ビジョンの三つの基本戦略を実現するため、学内横断型による 11 の重点計画を策定し、実行している。また、この中期計画を具現化する方策として、事業ごとに中期計画に基づくアクションプラン及び KPI（評価指標）を定め、それぞれに基づき

業務を遂行している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《1-1-6》：学園 WEB サイト（長期ビジョン・中期計画 該当部分）】

【資料《1-1-7》：桜美林学園 第 4 次中期計画（補正：2023 年～2026 年）アクションプラン及び KPI（評価指標）】

③三つのポリシーへの反映

三つのポリシーへの反映については、使命・目的を踏まえた大学全体の三つのポリシーを定め、さらに各学群及び大学院の三つのポリシーを設定している。三つのポリシーは大学 WEB サイト、履修ガイドにおいて公表し、学内外に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《1-1-8》：大学 WEB サイト（三つの方針 該当部分）】

【資料《1-1-9》：令和 7(2025)年度履修ガイド（リベラルアーツ学群 該当部分）】

④教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織の構成と整合性について、「学校法人桜美林学園寄附行為」第 4 条第 1 項において、大学における組織として学士課程 7 学群及び大学院課程 1 研究科を設置している。また、学士課程は大学学則第 3 条第 2 項に、大学院課程は大学院学則第 3 条の 2 においてもそれぞれ規定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《1-1-1》：桜美林大学学則】

【資料《1-1-2》：桜美林大学院学則】

【資料《1-1-10》：学校法人桜美林学園寄附行為】

⑤変化への対応

変化への対応については、学群等の設置等を行う際にはいうに及ばず、学群等においてカリキュラム改革を行う際には使命・目的や三つのポリシーを基に社会からの要請や時宜に応じ、財政面等も考慮しつつカリキュラムを構築している。その際、三つのポリシーの検証も行い、必要に応じて対応している。カリキュラム改革を踏まえた検証の結果は、学長室会議、大学運営会議における議論を経て常務理事会、理事会の議を経ている。

さらに、長期ビジョンに基づき、三つの基本戦略を推進するために策定された中期計画においては、11 の重点計画にアクションプランと KPI を付して全学的に管理・運用を行っており、社会や時代の変化に即応する改革体制が整備されている。各計画の進捗や成果は定期的に点検・評価され、必要に応じて改善がなされており、カリキュラム改革を含む教育研究活動にもこの改革体制の成果が反映されている。

〔基準1の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

○使命・目的の周知と改革体制の整備

現時点において特筆すべき特色的な独自の取組みは見られないものの、制度や体制は堅実に機能し、大学運営の基盤として着実に寄与していると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○三つのポリシー見直し体制の不十分さ

使命・目的や三つのポリシーについては、必要に応じて見直しが行われているものの、その対応は現状では運用ベースにとどまっている。三つのポリシーの改訂や見直しに関しては、明確な体制としての仕組みが十分に整備されておらず、学内合意形成や意思決定のプロセスが制度的に担保されていない点が課題として浮き彫りになっている。ポリシーの内容自体は社会的変化や教育上の課題に即して修正が行われる場合もあるが、その仕組みが曖昧なままでは持続的改善の枠組みとしては不十分であり、改善が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し体制の確立

三つのポリシーの見直し体制については、現状では十分に整備されていないものの、その重要性を踏まえ、令和7(2025)年度末までに確立する予定である。大学全体のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、「教学会議」での審議を経て「拡大学長室会議」で再度審議し、最終的に「大学運営会議」で承認・報告する仕組みを整備する。

○学群単位のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの運用強化

学群ごとのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては「学群教授会」において審議した後、「拡大学長室会議」で承認し、その後「大学運営会議」に報告する流れを制度化する。

○アドミッション・ポリシーの実質的運用の確立

アドミッション・ポリシーについては、学群改組に伴うカリキュラム変更が行われる場合に学群が修正案を作成し、「入学者選抜代表者会議」で承認した上で「大学運営会議」に報告する体制を定めている。しかし、実態が伴わない事例が散見されるため、運用方法を見直し、実質化を図る。

○持続的改善の仕組みの実現

三つのポリシーそれぞれの見直しが、「大学運営会議」に集約されることで、組織的・制度的に担保されることにより、社会の変化や教育課題に応じて継続的に改善される仕組みとなる。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学的な方針については、大学学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 2 条において「目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する」と規定し、大学、教育研究実施組織等が諸活動に係る自己点検・評価を実施している。但し、全学的な方針の明示という観点からみると、現時点において内部質保証に係る全学的な基本方針といったものは明確にはしておらず、令和 7(2025)年度中に体制の整備をさらに構築していく中で明確にしていくこととしている。

組織体制の整備については、大学学則第 2 条第 1 項の規定に基づき、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」（以下、本基準項目において「規程」を設け、「自己点検・評価委員会」（以下、本基準項目において「委員会」という。）を設置している。委員会は、本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況を点検・評価するとともに、本学の教育研究水準の向上を図り、教育機関としての改善に資することを目的としている。

組織及び責任の体制については、規程第 2 条の定めに従って委員会を設置している。この委員会は学長が指名する副学長を委員長とし、学務部長、入学部長、総合研究機構長、学長室長、総合企画部長をもって組織しており、その体制は明確である。委員長である副学長は、「桜美林大学副学長に関する規程」第 3 条の規定に基づき、本学が行う自己点検・評価に関し、学長の命を受けてその校務をつかさどっており、その責任体制についても明確である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《2-1-1》：桜美林大学学則】

【資料《2-1-2》：桜美林大学院学則】

【資料《2-1-3》：桜美林大学自己点検評価委員会規程】

【資料《2-1-4》：桜美林大学副学長に関する規程】

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自主的・自律的な自己点検・評価については、大学学則第 8 条第 2 項の規定に従い、理事会に対し年度報告を行っている。年度報告は、本学園が策定する中期計画及び年度事業計画に基づき、各設置校が計画に沿って実施した事業内容を整理し、その成果と課題を「学校法人桜美林学園事業報告書」として取りまとめ、理事会において報告・審議される。理事会からの提言等は次年度の事業計画に反映される仕組みとなっており、法人レベルの PDCA サイクルを構成している。

また、大学においては、大学全体としての自己点検・評価を実施し、その結果を学長が理事会に報告することで、法人レベルの計画と接続している。さらに、教育組織（学群・研究科）においても、大学学則第 11 条第 3 項及び大学院学則第 4 条の 2 第 3 項に基づき、学群長等が年度報告を学長に提出している。この報告は大学全体の自己点検・評価に組込まれ、法人への報告とも連動する。

このように、法人の中期計画・事業計画、大学の自己点検・評価、学群・研究科からの年度報告が相互に関連付けられ、三層を循環する形で次年度の事業計画や教育活動の改善に反映されることで、内部質保証の仕組みが機能している。過去には、大学基準協会の定める基準項目等に沿って年度報告を行っていたが、学群長等の業務負担が大きいことや点検・評価の実効性等を考慮し、現在は、教育組織に求められる内容の具体的に触れる形での年度報告とし、これを教育組織における点検・評価としている。また、教育組織における点検・評価に関しては、今後、法人が行う事業計画、事業報告に組み込む形で行うようにし、点検・評価との一本化を図ることを検討している段階にある。

なお、法令に基づく認証評価はそれとして受審し、その際に作成する自己点検・評価報告書は受審機関の様式に従って行うものとしている。

認証評価機関による外部評価の結果は、大学 WEB サイトに掲載することで学内外に公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《2-2-1》：桜美林大学自己点検評価委員会規程】

【資料《2-2-2》：桜美林大学副学長に関する規程】

【資料《2-2-3》：令和 6(2024)年度 年度報告書の作成提出について（依頼）】

【資料《2-2-4》：2024 年度第 1 回自己点検・評価委員会会議メモ（案）】

【資料《2-2-5》：2024 年度第 2 回自己点検・評価委員会会議メモ（案）】

【資料《2-2-6》：2024 年度第 3 回自己点検・評価委員会会議メモ（案）】

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR を分掌する組織は、総合企画部 IR センターが組織として存在している。しかし、現在は当該組織には職員の配置が無い状況にあり、近年 IR に関する調査や収集、分析が十分では無いため、令和 5(2023)年度に総合企画部経営企画課及び学長室の職員による「IR プロジェクトチーム」（以下、本基準項目において「IRPT」という。）を設置し、教学 IR

に関する業務を連携的に行っている。

IRPT では、「Factbook」の作成、外部企業が行うアセスメントテストの実施と集計、分析等の業務を行っている。これらの結果については、拡大学長室会議や大学運営会議等の会議体で報告しており、会議構成員はここで得た情報を各組織に持ち帰り、その後の教育活動等に展開している。令和 6(2024)年度からは、「Factbook」のデジタル化を行い、Looker studio を活用したデータ集を作成した。これにより、年度、年次、教育組織等様々な角度で個人が確認することが可能となった。これを踏まえ、今後は各組織における教育課程や方法をはじめ、業務改善に資する取組みへと展開していく予定である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《2-2-7》：プロジェクトチーム設置提案書（IR・予算）】

2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生からの意見・要望を把握・分析し、教育の質向上へ活用する体制として、本学では主に学務部及び学長室の主導により複数の取組みを実施している。

授業改善に関しては、教務課が中心となって学期ごとに「授業改善アンケート」や「合理的配慮学生アンケート」を実施し、学生の声を把握し、その結果を適宜取りまとめている。また、令和 6(2024)年度からは、従来学園 WEB サイトに設置していた「投書箱」を廃止し、より体系的かつ能動的に学生の満足度や意見を把握できるよう「学生満足度調査」を導入した。これは春学期の学生生活ガイダンス内で実施され、結果は IR プロジェクトチームにて集計・分析され、大学運営会議で報告されている。

調査結果に対しては、担当部署がステートメント形式でコメント・回答を行い、その内容とともに大学 WEB サイト上に公開することで透明性と説明責任を果たしている。特に合理的配慮を提供している学生に対しては、学期終了後に専用の満足度調査を実施し、個別の支援内容の適切性や満足度を確認。必要に応じて保護者を交えた三者面談を行い、改善へとつなげている。

これらの意見・要望に基づく調査・分析の結果は、教学会議、拡大学長室会議、大学運営会議において随時共有され、教育活動や支援施策の改善に活用されている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

全学的に学外関係者からの意見を継続的に把握する明確な制度は現時点では整備されていないが、教育組織単位での取り組みは進んでいる。特に教育探究科学群においては、毎年度、教育課程の検証を行う際に外部の有識者からのヒアリングを実施しており、その意見を踏まえたカリキュラム改善や教育手法の見直しに活用している。

また、学園全体としても大学 WEB サイトに各種目的別の問い合わせ先を明示し、社会からの声に対して適切な部門が迅速に対応できるような体制を整えている。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学生募集の強化と教育の独自性確保を中心に、各学群が自律的に PDCA サイクルを展開できる体制を整えている。学群長等は教育課程改革を主導しつつ、学長室会議等を通じて、大学全体の方向性との整合性を確認。施策の進捗状況は逐次共有され、教務課、学長室、入学部などと連携しながら、人的・財政的リソースを考慮した現実的な運営を行っている。

カリキュラムにおける課題分析から改善提案、三つのポリシーの見直しに至るまで、各学群の自律的判断を基にしながらも、大学運営の方針と合致するよう調整がなされている。特に、教育探究科学群のような新設学群においては、設置後の「履行状況調査」結果を反映したブラッシュアップを実施しており、時代や社会の変化に即応する体制が機能している。また、自己点検・評価の結果は大学 WEB サイトにて公表され、社会に対する説明責任を果たすと同時に、信頼性のある内部質保証の証左となっている。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

現時点において顕著な成果が確認できる取組みや特色ある取組みは少ないと判断される。ただし、IR に関しては一部成果が現れつつあり、特に「Factbook」の整備・デジタル化やアセスメントテストの活用により、データに基づく教学改善の基盤が形成されつつある点は評価できる。しかしながら、専門部署や専門人材の配置といった体制整備の計画が未確定であることから、十分な成果として定着するには至っていない。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○自己点検・評価の階層間の連携不足

法人、大学、教育組織の各レベルで自己点検・評価が実施されているが、それらが有機的に接続され、大学全体の内部質保証サイクルとして連携的に機能しているとは言い難い。各レベルの年度報告を内部質保証体制図等で示し、実質的に機能していることを説明できるよう整備する必要がある。

○IR 体制の課題

IR プロジェクトチームは、限られた人的資源の中で成果を挙げつつあるものの、本学に

における IR の位置づけや今後の方針を法人及び大学において整理する必要がある。専門部署の設置や専門人材の配置等を通じ、中期計画に基づく強化を図ることが求められる。また、IR 分析の結果は大学運営会議で共有されているが、教育組織における具体的な改善への活用という観点では十分に検証されていない。分析結果が教育改善にどのように反映され、内部質保証のサイクルとして機能しているかを明確化する必要がある。

○学外関係者の意見把握の未整備

学外関係者の意見を継続的に把握する制度が全学的に整備されていないことは大きな課題である。教育探究科学群においては外部有識者のヒアリングを通じた教育課程改善の事例があるものの、これを全学的に展開できる仕組みを整える必要がある。

○授業評価アンケートの活用不足

授業評価アンケートの分析や結果のフィードバック体制が不十分であり、結果が授業担当者や学群長に限定されているため、全学的な改善施策に結びつきにくい状況にある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○法人規程類の整備

法人全体の管理体制を明確化するため、「基本管理規則」「運営管理規則」を整備する必要がある。そのために、学内事情に精通した者や規程整備に明るい者を中心とする小規模なプロジェクトチームを設置し、一定期間を区切って専属的に取組むことが求められる。

○権限・専決事項の明確化

役職者や管理職の権限及び専決事項を明確にするため、「権限規程」を年度内に制定し、その後「専決規程」を整備することが必要である。これにより組織運営の透明性と責任体制を強化する。

○IR 体制の強化

IR プロジェクトチームの活動を一時的なものとし、法人及び大学の中期計画に位置付けた恒常的な体制整備を進める。特に、専門部署や専門人材を配置し、分析結果が教育課程・教育方法の改善に結びつく仕組みを構築する。

○授業評価アンケートの改善

授業評価アンケートの結果を担当者や学群長に留めず、大学全体で共有し、学外関係者の意見等も含めて教育改善に活用する体制を整える。これにより、透明性と改善可能性を高めることが求められる。

○学外関係者の意見収集制度の整備

教育探究科学群での取組みを全学に展開し、学外関係者の意見を継続的に収集・活用する仕組みを制度化する。これにより、教育課程の改善や社会的説明責任をより実効的に果たすことが可能となる。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

①-1. 学士課程

本学のアドミッション・ポリシーは、学士課程の共通ポリシーに加え、学群ごとに教育目的や求める学生像を踏まえて定めており、入試ガイドや学生募集要項等の刊行物及び大学 WEB サイトに明示するとともに、オープンキャンパスでの入試ガイダンス、高等学校、予備校、各種進学相談会等での学生募集活動においても学内外に周知している。改組に伴いカリキュラムが変更された場合は、学群が改組に合わせて修正案を作成し、入学者選抜代表者会議で承認後、大学運営会議で決定している。

本学のアドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ定めており、大学受験生サイトに明示し、学内外に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-1-1》：2025 年度入試ガイド】

【資料《3-1-2-①》：2025 年度各学生募集要項（総合型選抜・公募制学校推薦型選抜）】

【資料《3-1-2-②》：2025 年度各学生募集要項（一般・共通テスト選抜）】

【資料《3-1-2-③》：2025 年度各学生募集要項（指定校制選抜）】

【資料《3-1-2-④》：2025 年度各学生募集要項（学内進学制選抜）】

【資料《3-1-2-⑤》：2025 年度各学生募集要項（社会人・編入学者選抜）】

【資料《3-1-2-⑥》：2025 年度各学生募集要項（国際学生・国際学生編入学者選抜）】

【資料《3-1-3》：大学 WEB サイト（大学アドミッション・ポリシー該当部分）】

【資料《3-1-4》：大学 WEB サイト（大学院アドミッション・ポリシー該当部分）】

【資料《3-1-5》：大学受験生サイト（大学アドミッション・ポリシー該当部分）】

①-2. 大学院課程

本大学院のアドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ定めており、大学 WEB サイトに明示し、学内外に周知している。改組に伴いカリキュラムが変更された場合は、大学院が改組に合わせて修正案を作成し、大学院教授会で承認後、大学運営会議で決定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-1-4》：大学 WEB サイト（大学院アドミッション・ポリシー該当部分）】

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

②-1. 学士課程

アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受入れるため、様々な入学者選抜を入試種別ごとに評価項目を定めて実施している。

入学者選抜に関する業務と学生募集広報の業務は入学部が担当しており、総合型選抜については、「総合評価方式」「基礎力評価方式」「探究入試」の三つの方式を用意しており、受験生の適正に応じた選抜を実施している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行うため、自己 PR シート、活動報告書等による書類審査、面接、プレゼンテーション、芸術文化学群では実技、小論文を採り入れ、学群の特性に応じて評価基準を明示したうえで能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

学校推薦型選抜は、出身学校長の推薦に基づき、「公募制学校推薦型選抜」「指定校制学校推薦型選抜」「桜美林高校学内進学」を実施している。いずれもアドミッション・ポリシーに基づき、選抜の特性に合わせた審査方法を用いて、大学教育を受けるために必要な学力の3要素を多面的・総合的に評価・判定している。

また、出願手続の利便性向上のため、総合型選抜、学校推薦型選抜において出願書類のオンライン提出を導入している。

一般選抜前期・中期・後期日程（大学入学共通テスト利用選抜を含む）では、アドミッション・ポリシーに基づき、本学独自の学力試験を実施する教科・科目を設定、大学入学共通テスト利用選抜においてはできるだけ多くの教科・科目の中から選択し、その結果を合否判定に用いている。なお、「思考力・判断力・表現力」を測るため、教科・科目によっては一部記述式問題を出題している。また、大学入学共通テスト利用入試においては、英語資格・検定試験結果を活用した「みなし点制度」を採用しており、年々活用者は増加している。

その他の選抜として、「国際学生選抜」「社会人選抜」を実施している。

一般選抜前期日程及び大学入学共通テスト利用選抜前期において、グローバル社会において貢献できる人材を育成することを目的としたグローバル人材育成奨学生選抜を取入れ実施している。

全ての入試種別及び入試科目において、入試問題は全て本学にて作成しており、教科・科目に係る個別の試験を含め、本学で実施する入試の問題や課題は、本学で作成している。特に、教科・科目に係る個別の試験については、入学者選抜方法研究委員会を組織し、作成等を行っている。加えて、第三者機関による試験問題のチェック体制を構築し、出題ミス等の防止及び早期発見に努めている。

全ての入学者選抜に係る合否判定は、各学群の学群長及び入試委員、入学部職員による入学者選抜調整会議において試験結果を公正に審議したのち、入学者選抜代表者会議及び教授会の議を経て、最終的に学長が決定する。

入学者選抜方法の妥当性については、入試種別と GPA の分析等を行い、適切に検証している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-1-1》：2025 年度入試ガイド】

【資料《3-1-2》：2025 年度各学生募集要項（総合型選抜）】

【資料《3-1-5》：大学受験生サイト（大学アドミッション・ポリシー該当部分）】

②-1. 大学院課程

入学者選抜の制度等は、諸規則に基づき大学院教授会において、毎年検討のうえ、見直しを図っている。大学院の入学者選抜は、研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、一般入試（全 3 回）、秋入学入試を実施している。大学院入試においても、全ての入試問題は本学大学院教員が作成・チェックし、実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-1-7》：桜美林大学大学院教授会規程】

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

③-1. 学士課程

本学は、昭和 21(1946)年の開学以来、社会からの要請に応えながら学部・学科の増設、改組、学群制を活用して教育を行ってきた。入学定員に対する学群別の志願者数、合格者数、入学者数及び充足率の推移（過去 5 年間）は、共通基礎データ様式 2 に示すとおりで、大学全体としては入学定員を満たしている。

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の学部在籍学生数は 11,134 人である。収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は 1.02 倍である。

在籍学生数は教務課にて適切に管理しており、休学者・復学者、退学者・除籍者については、面談をした後、教授会の議を経て学長が決定している。

③-2. 大学院課程

本大学院の研究科・専攻・課程の構成及び規模は、共通基礎データ様式 2 に示すとおりである。入学定員に対する研究科・専攻別の志願者数、合格者数、入学者数及び充足率の推移（過去 5 年間）は、共通基礎データ様式 2 に示すとおりで、一部の研究科・専攻・課程においては入学定員に対する平均比率が未充足の状態にある。大学院における令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 96 人である。収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、0.40 倍である。内訳は修士課程または博士前期課程で 96 人及び 0.42 倍、博士後期課程で 3 人及び 0.2 倍である。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

①-1 学修支援の施策

本学では、GPA 制度を導入しているが、学生の成績を数値化するだけでは、学群全体の中の当該学生の成績的な観点からの位置が見えないなど俯瞰した認知が難しく効果が低いと捉えており、特に学士課程においては「アドバイザー制度」と密接に関連させることにより、学修成果を高めることを目指している。アドバイザーの役割は、学生に対して履修登録やメジャー・マイナーの選択、資格取得等に関する相談・指導を行うもので、各学期に最低でも一回は履修登録時に指導や助言を行うこととしている。また、アドバイザーは担当する学生の成績をモニターし、必要に応じて指導している。特に、前学期の GPA が 2.0 未満となった学生に対しては、アドバイザーによる注意と指導を行う。続けて次学期も 2.0 未満となった場合は保護者を含めた注意と指導を行っている。本学のプライバシーポリシーに掲げるように本学では、保護者と連携した学修等の指導・助言が教育上有益であると考え、保護者専用の学内ポータルサイト(e-Campus)を通じて履修や成績情報を開示し、学生の学修等の状況に関する問い合わせ、相談等に応じている。

アドバイザーには、毎年度の始めに「アドバイザーの手引き」をオンライン上で閲覧できるように公開し、制度の趣旨や実際の運用に当たっての注意事項等を周知している。

こうした「アドバイザー制度」により、学生も学修効果を自分自身で把握しながら、能力や意欲にあわせて主体的に履修を行うことができおり、学生の履修態度の向上にもつながっている。また、本学では、1 学期の GPA2.0 未満が 2 期連続または通算 3 期の学生に対して、保護者との面談を通じて履修指導を実施している。1 学期の GPA が 2.0 未満であった学生の翌学期の成績状況を調査したところ次の通りとなった。

【GPA2.0 未満となった学生の翌学期 GPA の変動平均値】

	2023 秋	2024 春
①面談の対象外（2 期連続等でない学生）	+0.35	+0.22
②面談対象（面談未実施）	+0.26	+0.40
③面談対象（面談実施で学生・保護者いずれか出席）	+0.37	+0.45
④面談対象（面談実施。学生・保護者同伴）	+0.39	+0.45

いずれも面談に参加した学生（③④）の翌学期の GPA が平均で+0.37～+0.45 伸びていることからこれらの学修支援を行うことにより学生の成績回復が実証されている。また、面談に達しない学生の場合（①）においても、翌学期 GPA は平均で+0.22～+0.35 の伸びが見られる。これらのことからアドバイザー面談が学生自身の客観的な認識を促し、成績向上に結び付く一因となっている。

これらのアドバイザーが行うアドバイジングは、令和 2(2020)年度のコロナ禍を通じ、オンラインでも継続できるよう設けられたオンライン上のキャンパス「Virtual Campus」

より簡易的に各教員の仮想オフィスである当該教員の Zoom ミーティングルームを尋ねる仕組みを構築したことで、遠隔地で離れて暮らす保護者との面談等も容易にできるようになっている。

本大学院においては、研究指導担当教員が対面とオンラインを併用して履修相談や研究指導を密接に行う体制となっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-1》：プライバシーポリシーURL】

【資料《3-2-2》：アドバイザー指導の手引き_URL】

【資料《3-2-3》：GPA の変動と不振者面談】

【資料《3-2-4》：Virtual Campus】

①-2. 学修支援における方針・計画の整備体制

学修支援に関して、本学では方針の明確化及び全学的体制の整備を進めている。学則第 13 条に基づく大学運営会議は、学長を議長とし、副学長、学群長、大学院長に加え、学務部長、入学部長、キャリア開発センター部長、総合企画部長、事業開発部長等の管理職で構成されており、大学運営に関する重要事項を審議する場として設置している。

特に、「学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項」が重要項目として規定されており、各部門の専門的知見を基に、学修支援に関する方針や課題の共有、具体的な施策提案が行われている。これらは、学修支援における方針形成と意思決定において、事務・教学の双方からのアプローチがなされていることを示している。

また、教育活動に係る学務事項の円滑な推進を目的とし、「桜美林大学教学会議規程」に基づき教学会議が設置されている。学務担当副学長は、学則第 10 条及び「副学長に関する規程」に基づき任命され、教学会議の議長を務めている。教学会議は、教育組織の長や教務委員長といった教員に加え、学務部長、教務課長、各キャンパス室長等の事務職員が構成員として参画している。教学会議では、履修、授業運営、成績評価、卒業、休退学等に関する定例事項の情報共有に加え、学修支援施策に関わる方針や計画、実施体制についても協議が行われており、教員組織と事務組織の協働体制が構築されている。

また、各学群においても教授会や教務委員会等に事務担当者が陪席し、学群の実情に則した学修支援施策の策定・改善に向けた協働体制がとられている。こうした体制を通じて、大学全体及び教育組織単位での PDCA サイクルを回しながら、学修支援の充実と教育の質向上に資する方策を継続的に講じている。

これら大学運営会議及び教学会議を通じて、学修支援に関する方針・計画を事業計画のアクションプランとして明確化しており、①在学期間中の教育の質と成長の保証②卒業後も自ら成長していける力を獲得できる教育の実現—などを掲げている。また、こうした方針に基づき、年度ごとに学修支援計画を事業計画で策定しており、策定したアクションプランを KPI として管理している。これにより、教育活動の質の向上と学生の成績向上・定着支援との両立を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-5》：桜美林大学教授会規定】

【資料《3-2-6》：桜美林大学教学会議規程】

【資料《3-2-7》：令和 6(2024)年度桜美林大学主要役職者一覧】

【資料《3-2-8》：令和 6(2024)年度教授会参加歴】

【資料《3-2-9》：令和 6(2024)年度教務委員会参加歴】

【資料《3-2-10》：令和 7(2025)年度桜美林学園事業計画書】

①-3. 合理的配慮を要する学生への対応

障害のある学生への合理的な配慮については、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令の定めに基づき、本学において障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的として「桜美林大学障害学生支援規程」を定めている。

これは、障害のある学生の権利や利益を保護し、不当な不利益を被ることのないよう全学的な支援を推進するとともに、障害学生支援に関する部局間の調整を行い、合理的配慮としての具体的な支援内容を決定することを目的としている。これらの目的を達成するための組織として「桜美林大学障害学生支援委員会」を設置しており、当該委員会は、学務担当副学長が委員長となり、関係する各学群及び大学院の学生支援担当責任者の教員のほか、事務職員として学務部長、入学部長、キャリア開発センター部長等が構成員となっている。

支援の対象、障害の種別及び支援内容については、「桜美林大学障害学生支援に関する合理的配慮基本方針(ガイドライン)」を定め、大学 WEB サイトにおいて公表している。

具体的な取り組みとしては、受験前相談から入学に至るまでのプロセスにおいて、各教育組織の教員や関連する職員が障害のある受験生と面談し、受入れの可否や支援内容について検討・協議を行う体制を整備している。また、在学生においても、関連規則及び合理的配慮基本方針に基づき対応を行っており、学生の状況に応じて迅速に配慮が提供できるよう、学内ポータルサイトを通じて「障害学生支援委員会」を随時開催し、学期途中からの配慮提供にも柔軟に対応できる運用を整備している。

実際の授業においては、車いす利用、視覚障害、歩行困難、識字障害など、学修環境に直接的な影響を及ぼす障害を有する学生に対し、個別の配慮を行っている。具体的な支援例としては、授業の履修状況に応じて教室移動や、教室内における車いす用機の配置変更を行うほか、該当教員への配慮事項の通知を実施している。これらは、一般的な教室変更とは異なり、個々の学修継続を支援するための特別な措置として講じられている。

さらに、配慮対象学生に関しては、個別の「情報シート」を作成し、配慮決定時及び学期授業開始時に、アドバイザー教員（大学院は研究指導担当教員）から当該学生の授業担当教員へと展開している。この情報シートには、「障害学生支援委員会」にて決定された配慮事項、学生の特性に関する説明及び具体的な配慮依頼が記載されており、授業担当教員による理解と協力を促進している。

加えて、学期ごとに該当学生のアドバイザー教員（大学院は研究指導担当教員）の主

催により、前学期及び当該学期の授業担当教員が一堂に会し、「修学支援カンファレンス」を開催している。この場を通じて、障害のある学生の授業支援に関する教員間の情報共有を図り、連携体制を強化している。

また、本学では、卒業要件として通算 GPA1.5 以上を定めており、各学期における成績評価は極めて重要な要素と位置づけられている。そのため、履修登録の手続き完了後であっても、一定期間内であれば履修の放棄を認める制度を設けており、その制度は履修ガイドにて学生に周知している。

通常は、定められた期間を過ぎると履修放棄は認められないが、学期途中において、病気や怪我など本人の責によらないやむを得ない事情により学修の継続が困難となり、以後の授業出席が見込めなくなった場合には、医師の診断書を提出することを条件に、特例的に履修放棄を認めている。

この制度により、授業期間中に新たに障害を抱えることになった学生や、障害の影響が当初の想定を超えたことにより受講の継続が困難となった学生に対しても、翌学期以降の学修継続を可能にするための柔軟な配慮が講じられている。

組織としては、令和 5(2023)年 4 月より、多様な学生が平等に学び、活動できるよう、適切な支援を提供することを目的に、学生課内に「学生ダイバーシティ支援室」を開設した。学生ダイバーシティ支援室には社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持った 2 人の専任職員をソーシャルワーカーとして配置し、令和 5(2023)年 4 月より施行された「改正障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の義務化に対応するとともに、障害学生への支援をはじめ、家族の介護を担うヤングケアラーや、住居・経済的困難を抱える学生など、「困りごと」を抱える学生に対し、社会福祉的視点からの相談支援を行っている。加えて、学内の関連部局や学外の関係機関と連携・調整を図りながら、学生への基盤的な支援体制を構築している。ソーシャルワーカーは町田キャンパスに常駐しているが、対応案件のケースバイケースにて各キャンパスに赴き、学生面談や職員コンサルテーションを行っている。

近年、発達障害や精神障害を有する学生からの相談が増加傾向にあり、これらの学生は対人関係に苦手意識を持ち、孤立しやすい傾向がある。そこで、障害支援を専門とする外部機関との連携のもと、学生の成長支援の一環として、ソーシャルスキルの習得や居場所の確保を目的とした「学校で困っていること話そうカフェ」と称するグループ支援を実施している。

また、学内教職員に対しては、合理的配慮の在り方や障害学生支援の意義についての理解促進を目的とし、学期ごとに研修会を開催するなど、継続的な啓発活動を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-13》：合理的配慮学生情報シート（フォーマット）】

【資料《3-2-14》：合理的配慮教室変更件数（5 か年）】

【資料《3-2-20》：桜美林大学障害学生支援規程】

【資料《3-2-22》：桜美林大学障害学生支援に関する合理的配慮基本方針（ガイドライン）】

【資料《3-2-23》：合理的配慮申請フロー（入学前・在学時）】

- 【資料《3-2-24》：障害学生数推移 平成 29(2017)年度～令和 6(2024)年度】
- 【資料《3-2-26》：桜美林大学障害学生支援委員会規程】
- 【資料《3-2-27》：合理的配慮学生 情報シート原本】
- 【資料《3-2-28》：修学カンファレンスフロー】
- 【資料《3-2-29》：学生ダイバーシティ支援室 相談実績令和 5(2023)～令和 6(2024)年度】
- 【資料《3-2-30》：令和 6(2024)年度春学期エンラボグループ資料】
- 【資料《3-2-31》：①筑波大学佐々木先生 FD 資料】
- 【資料《3-2-32》：②株式会社シルバーウッド VR 発達障害案内】
- 【資料《3-2-33》：③京都大学村田先生障害学生支援講演会案内】

①-4. 退学、休学、留年などの実態

学士課程の学修過程における途中退学の要因となる休学や留年について、本学では学期ごとに継続的なモニタリングを実施し、原因分析に基づいて、教学的観点及び学修支援の観点から対応策を講じている。

教学的観点からは、本学の教育に関わる事項を事務組織と共有する場として設けている教学会議において、各学期における休学者数・退学者数の統計資料を提示し、過年度の休退学率、GPA の分布、申請時点での既休学期間などをもとに傾向分析を行い、各学群における対応策の検討を促している。傾向としては、特に低 GPA 帯の学生に休退学が集中しており、アドバイザーは該当学生に対して保護者を交えた面談を行う制度を設けている。その実施状況についても教学会議にて報告され、学修不振に起因する途中退学・休学・留年等への対応が各学群において適切に行われているかを相互に確認している。

学修支援の観点では、精神的課題、障害、親の介護、経済的困難（学納金や生活援助の不在）などの「困りごと」を抱える学生への支援として、学生相談室及び学生ダイバーシティ支援室を設置し、常勤のカウンセラー、ソーシャルワーカー、非常勤の精神科医を配置している。

また、経済的困窮による休退学を防ぐため、学納金延分納制度の運用や提携教育ローンの紹介、さらに大学独自の「家計急変家庭修学支援奨学金」、災害発生時の緊急奨学金制度など、複数の経済的支援策を整備している。加えて、日本学生支援機構の奨学金については、割当枠の最大活用を図るため、継続審査に関する基準を見直し、より多くの学生が支援を受けられるよう体制を強化している。

高大接続及び初年次支援の取組みとして、本学では、高校から大学への進学過程において、目的意識を十分に持てず、大学生活を「自分ごと」として捉えにくい学生や、友人関係の構築が困難で孤立しやすい学生に対し、修学意欲を高めることを目的とした施策を実施している。

具体的には、入学予定者を対象とした「入学前イベント」を開催し、大学での学びに対する目的意識の醸成と、円滑な高大接続の実現を図っている。令和 6(2024)年度春学期終了時において参加者と非参加者を比較した分析では、同イベントの参加者（1.6%）に対し非参加者（2.56%）の間に休退学率において 1 ポイント近い有意差が認められ、本取組みが学生の定着率向上に一定の効果を示していることが確認された。

入学後は、学生の居場所づくりとコミュニティ形成を促進するための支援として、公認団体やサークルによる新入生向けの課外活動紹介イベント「うえるびりんフェスタ」を実施している。加えて、昼休みの時間帯には、在学生による支援イベント「もっとーく」を開催し、学生が自然に大学に足を運び、学びの場としての大学に親しみを持てるような環境づくりに取り組んでいる。

本大学院においては、研究指導担当教員が履修指導や論文指導とあわせて、密接にアドバイジングを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-25》：学務部学生課運営体制】

【資料《3-2-35》：学納金延分納フロー 令和 6(2024)年度】

【資料《3-2-36》：教育ローン承認者数 令和 4(2022)～令和 6(2024)年度】

【資料《3-2-37》：家計急変家庭修学支援奨学金取り扱い内規】

【資料《3-2-38》：災害救助法発令時の緊急奨学生採用に関する内規】

【資料《3-2-39》：貸与 適格認定基準】

【資料《3-2-40》：入学前イベント実施報告書 令和 6(2024)年度】

【資料《3-2-41》：入学前イベント「#春から桜美林 DAY2025」令和 7(2025)年度】

【資料《3-2-42》：うえるびりん報告 令和 4(2022)～令和 6(2024)年度】

【資料《3-2-43》：うえるびりんちらし 令和 6(2024)年度】

【資料《3-2-44》：【実施報告書】居場所づくりイベント「もっとーく」令和 6(2024)年度秋学期開催】

【資料《3-2-45》：もっとーく案内チラシ】

【資料《3-2-48》：令和 6(2024)年 5 月 22 日第 2 回教学会議資料（教務課報告）】

【資料《3-2-49》：令和 6(2024)年 10 月 23 日第 6 回教学会議資料（教務課報告）】

【資料《3-2-50》：令和 6(2024)年 5 月 22 日第 2 回教学会議資料（別紙②24 春末退学及び 24 秋休学について）】

【資料《3-2-51》：令和 6(2024)年 10 月 23 日第 6 回教学会議資料（別紙② 23 秋末退学及び 24 春開始の休学について）】

【資料《3-2-52》：令和 6(2024)年 5 月 22 日第 2 回教学会議資料（別紙①24 春 GPA 成績不振者面談実施状況）】

【資料《3-2-53》：令和 6(2024)年 10 月 23 日第 6 回教学会議資料（別紙①_23 秋 GPA 成績不振者面談実施状況）】

【資料《3-2-54》：令和 6(2024)年 9 月 25 日第 5 回教学会議資料（【統計：学外秘】_2024 年度入学生調査）】

【資料《3-2-55》：過去 10 年の入学初学期 GPA に応じた状況調査】

①-5. オフィスアワー

オフィスアワー制度の学生への説明については、各年度の履修ガイドにて公開している。また、教員ごとのオフィスアワーの時間帯については、ポータルサイト(e-Campus)上で掲示し、各セメスター開始前には詳細な時間割を一覧表として公開している。

さらに、これらの情報はオンラインキャンパス「Virtual Campus」にも掲載されており、オンライン環境においても学生が教員との面談機会を確保しやすい体制を整えている。この「Virtual Campus」は、オンライン教室機能を備えるとともに、令和 6(2024)年度においては授業の多くが対面で実施される中でも、月間最大約 16 万回の学生アクセスがあり、授業が行われない GPA 面談期間である 3 月においても約 1 万回のアクセスがあることから、教員との面談が継続的に行われていることがうかがえる。

以上のことから、本学では「アドバイザー制度」と連携する形でオフィスアワー制度を実施しており、全学的に有効に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-15》：オフィスアワーに関する掲示】

【資料《3-2-16》：令和 6(2024)年度オフィスアワー一覧】

【資料《3-2-17》：教員ごとのオフィスアワーの時間帯（履修ガイド URL）】

【資料《3-2-18》：VirtualCampus アクセス状況】

【資料《3-2-19》：Virtual Campus】

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、「桜美林大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、TA 制度を導入している。この制度は、大学教育の充実を図るとともに、大学院生に教育実務の経験を提供することを目的としており、演習・実験・実習において補助業務を担っている。令和 6(2024)年度には、159 件の授業で TA 制度が活用されており、具体的には、リベラルアーツ学群で実施される「リベラルアーツセミナー」や教育探究科学群の「基礎ゼミ」において TA が活躍している。

障害学生支援においても、TA や教員の協力のもとで、障害特性に応じた授業支援や配慮の実施が行われており、情報シートをもとに授業担当教員へ適切な情報共有を行っている。各学期には 20～40 人程度の配慮対象学生への対応が実施されており、支援体制が組織的に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-2-11》：桜美林大学ティーチング・アシスタント規程】

【資料《3-2-12》：令和 6(2024)年度 TASA 採用実績】

【資料《3-2-13》：合理的配慮学生情報シート_フォーマット】

【資料《3-2-14》：合理的配慮教室変更件数（5 か年）】

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

学士課程においては、リベラルアーツ（リベラルアーツ学群）とプロフェッショナルアーツ（ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群、芸術文化学群、グローバル・コミュニケーション学群、航空学群、教育探究科学群）からなり、教育課程の中にキャリア教育科目「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」「キャリアデザイン D」等を取入れ、キャリア教育を展開している。同時に、キャリア教育支援は全学的に学生の就職や進路支援を行う部署である「キャリア開発センター」と各キャンパス事務室のキャリア支援担当職員、教育組織が綿密な連携を取りつつ支援にあたっている。

②キャリア支援体制の整備

②-1. キャリア開発センター

キャリア開発センター（以下、「CADAC」という。）では、「桜美林学園ミッション・ステートメント」を受け、CADAC が行う学生の進路支援に関する基本的な方針をまとめた「キャリア開発センター（CADAC）ポリシー」を設けている。

CADAC は、以下のミッション（使命）、ビジョン（目標）、バリュー（価値観）を柱として、学生の進路支援を行っている。

1. CADAC のミッション（使命）

建学の精神に基づき、学園ミッションを実現するために、大学と社会の架け橋となり、キャリア形成支援を通じて、社会に貢献する人材を養成する。

2. CADAC のビジョン（目標）

納得感の高い進路支援を行い、社会で活躍する人材を数多く輩出し、誰もが認める存在となる。

3. CADAC のバリュー（価値観）

学生の主体性を尊重し、学生のために奉仕することを喜びとする。

CADAC では、初年次教育として、各キャンパス・各学群の特性に応じて、キャリア教育科目を配置している。また、初年次から参加可能な「進路支援ガイダンス」の実施により、学生が自らの進路選択について考える機会を提供している。

2 年次以降も、キャリア教育科目の継続に加え、「インターンシップ」等の正課外活動の情報を提供し、実社会での体験を踏まえた学びを推進している。

3 年次には、就職活動を特に意識した支援として、「キャリアデザイン C」「キャリアデザイン D」「SPI 対策 I」「SPI 対策 II」の科目を配置し、「キャリアとは何か」について考え、学ぶとともに、業界研究、自己分析、就職活動の進め方や筆記試験対策等、就職の実践的なスキルの習得を支援している。また、1 年次から専門性の高いキャリアア

ドバイザーとの相談が可能であり、進路選択に関するさまざまな相談に応じている。

さらに、桜美林学生のための就職情報サイト「OBIRIN キャリアナビ」を活用することで、求人票やインターンシップ情報の検索、各種イベントの予約、先輩による就活体験談の閲覧、キャリアアドバイザーとの面談予約等、多様な就職支援サービスをワンストップで提供している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-3-1》：大学 WEB サイト（CADAC ポリシー該当部分）】

【資料《3-3-2》：キャリア開発センター（CADAC）規程】

【資料《3-3-9》：令和 5 年度インターンシップ管理簿】

②-2. 進路選択に関する指導やガイダンスの実施

本学では、学生一人ひとりが納得感の高い進路選択を実現できるよう、様々な形で段階的に進路選択に関する支援やガイダンスを行っている。

3 年次の学期初めに行われる各学群のオリエンテーションでは、CADAC の職員や各キャンパスのキャリア支援担当職員が、キャリア形成に関する基本的なガイダンスを実施している。授業科目においても、初年次開講の基礎演習や、3 年次以降の専攻演習（ゼミナール）等において、担当教員が進路選択に関わる重要な内容について指導を行っている。

これらのカリキュラム内での支援に加え、CADAC では年間を通じて、多様な進路支援イベントを実施している。例えば、SPI 対策講座、内定者パネルディスカッション、OB・OG 訪問などをはじめ、インターンシップ、就業体験、オープンカンパニー等は、学生のキャリア形成において有効な手段であるため、学生には積極的な参加を呼びかけている。また、各学群においても、学群の教育特性に即したセミナーや見学会等を実施している。

過去 5 年間に実施された各種ガイダンスや学内合同企業説明会の参加者数等は令和 5(2024)年度 CADAC 年度報告書に示されている。

直近の取組みとして、令和 5(2023)年度卒業生に対しては、「学内合同企業説明会」「求人紹介閲覧会」「面接トレーニングセミナー」等のイベント支援を行った。また、令和 6(2024)年度卒業生に対しては、「キャリアフェスタ」「学内合同企業説明会」等の大規模イベントをはじめ、「求人紹介閲覧会」「障がい学生就職支援セミナー」「空港施設見学会」「航空業界研究会」等、多様な業界・対象に応じた支援イベントを多数開催した。

なかでも「キャリアフェスタ」は、3 年次開講科目「キャリアデザイン D」と連動することで、事前事後の業界・企業研究の学習効果が高まったと評価を得ている。このほか、就職活動の早期化に対応するため、就職支援スマートフォンアプリ「桜就勝」や、大学独自の就活手帳「キャリアハンドブック」を提供し、学生が主体的かつ計画的に就職活動を進められるよう支援を行っている。

本大学院では留学生向けに合宿を企画するなど、独自に就職イベントを実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-3-3》：令和 5(2024)年度 CADAC 年度報告書】

【資料《3-3-4》：令和 6(2025)年度進路・支援イベント年間スケジュール】

【資料《3-3-10》：令和 5(2024)年度進路・支援イベント資料】

②-3. キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の主体的なキャリア形成と納得感のある進路選択を支援するため、組織的且つ計画的なキャリア支援体制を整備している。その中核を担う組織の一つに「全学キャリア開発委員会」があり、各学群の全学キャリア開発委員の教員と CADAC・各キャンパスキャリア支援担当職員との連携により、キャリア教育科目についての情報共有やキャリア支援施策に関する意見交換を行っている。

また、各学群独自の取組みも進めており、一つの例として、健康福祉学群では、年 1 回「キャリアシンポジウム」を開催している。このシンポジウムでは、各専修の卒業生を講師として招き、在学生に対して就職活動や職務内容に関する講演やディスカッションを通じ、進路選択の参考となる機会を提供している。

こうした現在の支援体制は、過去におけるキャリア支援施策の積み重ねと制度的整備の成果に基づいている。平成 18(2006)年度には、学生の進路に関する相談体制の強化を目的として「キャリア・アドバイザー制度」を導入し、平成 30(2018)年度からは、キャリア教育に関する専門業者と業務委託契約を締結し、より専門的な知見に基づく支援を提供する体制を整備した。

加えて、令和 7(2025)年度からは、採用市場の早期化に対応するため、従来は 3 年次の秋学期から開始していたキャリアアドバイザーとの相談を、1 年次から相談可能とした。

このように本学では、教職協働による全学的な体制整備に加え、制度面・運用面の両面からキャリア支援体制の強化を図っており、学生のキャリア形成を継続的かつ発展的に支援できる環境づくりを進めている。

②-4 卒業後の評価(就職先の評価、卒業生の評価)

CADAC では、本学の卒業生が社会においてどのように評価され、どのような能力や姿勢を期待されているかを把握することを目的に、令和 5(2023)年 2 月に実施された合同企業説明会の参加企業を対象に「本学の卒業生評価調査」を実施した。

この調査を通じて、企業が新卒採用時に主に重視されている点は人柄、チームワーク力、コミュニケーション力、主体性であることが分かった。また、企業で活躍している若手が共通して持っている能力・スキルは主体性が最も高い。若手の評価軸として重要な要素は主体性であることが分かり、本学卒業生も期待程度には備えているが、活躍している若手と比較するとやや弱いと捉えられていると考えられることが分かった。

また、企業が本学学生のイメージとして最も多いのは「明るい」次いで「素直な」「まじめな」「人当たりが良い」「協調性がある」が主な項目で上がっている。ネガティブなイメージの比率は低いことが分かった。本学学生に期待する能力・スキルは主体性が最も高く、次いで多いのはチームワーク力、実行力となっている。

上記の企業側から見た本学学生の長所や改善点、今後の人材育成への示唆を収集し、全学キャリア開発委員会で連携し、キャリア教育及び就職支援の方針策定に活用している。

また、本学の社会的評価の一例として、日本経済新聞社と日経 HR が実施する「大学イメージ調査」においても成果が示されている。同調査の「10 年間就職力ランキング『平成 27 年(2015 年)～令和 6(2024 年)』」では、本学が全国私立大学の中で 17 位（全体 53 位）にランクインするなど、複数の評価項目で上位に位置付けられている。

これは、学内での継続的なキャリア支援の取組みと、社会からの実績に裏打ちされた信頼の表れと評価している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-3-5》：桜美林大学就活手帳】

【資料《3-3-6》：卒業生に関するアンケートデータ分析 令和 4(2023)年度調査結果】

【資料《3-3-7》：大学 WEB サイト（キャリアアドバイザー制度該当部分）】

【資料《3-3-8》：大学 WEB サイト（就活アプリ「桜就勝」該当部分）】

【資料《3-3-11》：令和 5(2024)全学キャリア開発委員会_会議録】

【資料《3-3-12》：キャリアアドバイザー業務仕様書】

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

①-1. 学生生活支援

学生サービス、厚生補導は町田キャンパスの学生課が中心となり、新宿キャンパス、東京ひなたやまキャンパス、多摩キャンパス及びプラネット淵野辺キャンパスについては各キャンパス事務室が経済的支援、学生生活支援、心とからだの支援及び多様な学生支援に関する支援に対応している。

各キャンパスの情報共有や対応の統一を図るため、週次で学生課職員が議長となり、各キャンパス学生支援担当職員を構成員としたキャンパス間定例会議を開催し、連携を図っている。管理職向けには、学務部長が主催となり、月次で「学務部会議」を開催し、各キャンパス管理職に対しても同様に情報共有や対応の統一を図っている。

学生課・各キャンパス学生支援担当の職員はその方針として「多様な学生に合わせた学修基盤の保障のもとで、『学生生活のさらなる充実』と『学生の成長の最大化』を目指す。」を掲げ、部門・担当総じて「学生にとって心の拠り所となる信頼を得た上で必要な気づきを与え、学生個人や各団体の自主自立（律）を促し、豊かな人間性を涵養できる組織であること」を目指している。このことは、後出の「学生指導委員会」にて、学務

担当副学長及び学務部長より、構成員となる各学群学生指導委員長及び各キャンパス事務室長、並びに陪席者となる全キャンパス学生支援担当職員に周知している。

学生課及び新宿キャンパス事務室、東京ひなたやまキャンパス事務室、多摩キャンパス事務室には、保健衛生支援室、学生相談室が含まれており、各々連携を取りながら業務にあたっている。プラネット淵野辺キャンパスの学生に関する健康相談、カウンセリングについてはスクールバスにて往来可能な町田キャンパス保健衛生支援室、学生相談室が対応にあたっている。「桜美林学園事務分掌規程」では、学生課の分掌は次のとおり定められている。①課外活動に関すること②学生による掲示、放送、出版、集会等に関すること③奨学金に関すること④学納金未納者に関すること⑤学生教育研究災害傷害保険に関すること⑥入学式、学位授与式に関すること⑦学割証・通学証明書に関すること⑧遺失物に関すること⑨アルバイトに関すること⑩保健衛生支援室に関すること⑪学生相談室に関すること⑫学生ダイバーシティ支援室に関すること⑬留學生活の相談に関すること⑭後援会に関すること⑮その他学生支援に関すること―「桜美林学園職務権限に関する規程」に基づき、③、⑥、⑭に関しては学生課が、その他の内容は学生課及び各キャンパス事務室にて所管している。

また、学則に定められた委員会として、学生指導委員会があり、奇数月（年 6 回）に委員会を開催している。学生指導委員会の構成員及び審議事項は、「桜美林大学学生指導委員会に関する規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。

学生の心身の健康については、各キャンパスの保健衛生支援室と学生相談室がそれぞれ専門性を生かして対応しており、さらに、多様な学生に対しては学生ダイバーシティ支援室が支援にあたっている。

町田キャンパスの保健衛生支援室には 1 人の専任看護師と 3 人の非常勤看護師（パート職員及び派遣職員）が在籍し、看護師が常駐している。新宿キャンパス、東京ひなたやまキャンパス、多摩キャンパスにおいても専任もしくは非常勤（派遣職員）看護師が配置され、常駐体制を整えている。各キャンパス保健衛生支援室においては、傷病者対応や健康診断の実施・事後措置、留學派遣者の面談など、身体に関する相談活動を行っており、専門的見地が必要な案件については、非常勤の学校医（内科）による健康相談も実施している。（町田キャンパス：月 4 回、新宿キャンパス：月 1 回、東京ひなたやまキャンパス：月 1 回、多摩キャンパス：隔月 1 回）

各キャンパスの情報共有や対応の統一を図るため、月次に学生課担当課長、各キャンパス学生支援担当職員及び看護師を構成員とした全キャンパス保健衛生支援室定例会議を開催し、連携を図っている。また、町田キャンパスの学生相談室には専任 1 人、非常勤（兼務職員）3 人、新宿キャンパス、東京ひなたやまキャンパスの学生相談室には非常勤（兼務職員）1 人の臨床心理士・公認心理士をカウンセラーとして配置している。各キャンパス学生相談室では学生の心の健康の保持増進にむけて、学生及び保護者、教職員からの相談に対応しているほか、非常勤の学校医（精神科）による面談日を設け、医師による学生の面談に加え、相談・対応についての助言も受けながら運営を行っている。（町田キャンパス：月 3 回程度、新宿キャンパス：年間 7 回、東京ひなたやまキャンパス：年間 8 回、多摩キャンパス：学生がスクールバスを利用して町田キャンパスで対応）

多摩キャンパス学生相談室には、町田キャンパスに配置されているカウンセラーが週1回訪問し、プラネット淵野辺キャンパスにおける保健衛生支援室、学生相談室についてはスクールバスによって学生や看護師、対応カウンセラーの往来が可能なことから町田キャンパスの保健衛生支援室及び学生相談室が学生対応にあたる。教職員に対しても研修会を通じた情報発信を行い、学生相談室の周知とニーズの把握に努めている。

保健衛生支援室、学生相談室、学生ダイバーシティ支援室は3室にて密に連携し学生対応にあたっており、教職員や関係部署との連携強化、学生の包括的支援の形成にも努めている。各室の利用案内については、学期当初に開催される「学生生活ガイダンス」や学生に配布している「学生生活ガイド」、大学WEBサイト、その他の配布物を通して周知している。

学生コミュニティの形成促進、特定の学生支援としては、学内のSNS、課外活動を通じた支援を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として学生への通学や課外活動の制限がなされ、リアルコミュニティ形成が難しくなる中、令和5(2023)年よりSNSを通じてコミュニティ形成し、学生エンゲージメントを高める施策として、登録者を本学学生に限定したクローズド型オンラインプラットフォーム「TUNAG」を開設した。

「TUNAG」には学生・教職員のうち6,903人が登録し、学修活動や課外活動、また自身の趣味等を通じて活発な交流がなされている。

課外活動は、学生自治組織となる桜美林大学体育文化団体連合会（以下「O.A.C.U.」という）を通じ、体育会26団体、文化会17団体が活動している。これらの団体に対しては、「桜美林大学学生会館・部室管理運営規程」に基づく学生会館や部室の提供、団体評価制度に基づいた活動資金の支援などを行っている。

特に、弓道部、野球部、駅伝部、アメリカンフットボール部、ソングリーディング部、チアリーディング部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、女子ラクロス部、サッカー部の10団体を特別強化クラブに指定し、重点的に支援している。その結果、各団体は全国レベルの活躍をしている。

同じく学生自治組織である各キャンパスの大学祭実行委員会では、年度ごとに学生がテーマや目的、達成目標を決め、所属学生と担当教職員が密に連携し、達成に向けた取組の中で学生の成長やコミュニティの形成に寄与している。

また、町田キャンパス、新宿キャンパス、東京ひなたやまキャンパス、多摩キャンパスにおいては、キャンパス事務室が所管する大学部署管理団体が存在し、O.A.C.U.と同様に学生団体の活動支援を行っている。町田キャンパス部署管理団体には、学生が多様な課題と向き合い、解決に向けて主体的に活動することを目的としたピアサポート団体が存在する。具体的には、留学生支援を行う「グローバルサポーターズ」、オープンキャンパス運営や入試などを補助する「桜インターン」などがあり、教職員との連携のもと、組織的な活性化が図られている。

令和2(2020)年度より本学では、勤労学生支援策としてオン・キャンパス・ジョブ（以下、「OCJ」という。）制度を導入した。本制度は学生を単なる「労働力」としてではなく、学内就業経験を通じて学生の成長を促すことを目的としており、学生課が中心となって制度設計を行った。現在は学生課に加え、大学・法人各部門で広く活用されている。学生は授業の空き時間を活用し、学園事務組織における定型業務や学生向けイベントの

企画・運営補助に従事し、教職員との協働を通じて社会人基礎力の涵養を図っている。

学生課では、各学期に担当職員が OCJ 学生向けの全体研修を実施するとともに、日常業務における OJT を通じて継続的に成長を支援している。

OCJ の成果例として、「入学前イベント」における学生の活躍が挙げられる。OCJ 学生は、自身の入学前の不安や大学に期待した点を想起しながら、新入生支援となる企画及び配布資料を作成した。複数回の打合せを経てイベント内容を決定し、当日の運営も職員と協働して検討した結果、多数の入学希望者から高い満足度を得た。

参加学生からは「かけがえのない経験ができた」との声が寄せられ、本学への帰属意識が高まっただけでなく、イベント企画力・調整力などのコンピテンシー向上にも大きく寄与している。

これらの活動は、学生の居場所作り、モチベーション向上、企画・運営スキルの上達等が図られ、学生の成長につながる支援が展開されている。

学生生活全般面に関しては、新入生を対象に「学生生活ガイダンス」を実施することで、学生生活におけるルールやマナーの周知徹底を図っている。さらに、教育組織と連携した生活指導体制を整備し、「不正・不当な行為をした学生に対して罰を与えることに重きを置くのではなく、更生してその後の大学生活を送る、さらには良識を持った社会人として送り出すこと」を目的としている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-4-1》：学務部学生課運営体制】

【資料《3-4-2》：学生指導委員会に関する規程】

【資料《3-4-3》：桜美林大学学生会館・部室管理運営規程】

【資料《3-4-4》：大学祭実行委員会規約】

【資料《3-4-17》：令和 4(2022)～令和 6(2024)年度学校医面談実績（保健衛生支援室）】

【資料《3-4-19》：TUNAG 概要説明資料（TUNAG 導入資料①）】

【資料《3-4-20》：学内専用 SNS サービス TUNAG 運用規則】

【資料《3-4-21》：令和 6(2024)年度 OACU 団体一覧】

【資料《3-4-23》：団体評価制度説明資料】

【資料《3-4-24》：大学 WEB サイト（ピアサポート団体一覧・団体説明 該当部分）】

【資料《3-4-25》：学生ガイダンス資料】

【資料《3-4-33》：令和 6(2024)年度保健衛生支援室定例会議議事録】

【資料《3-4-34》：令和 5(2023)年度保健衛生支援室定例会議議事録】

【資料《3-4-35》：令和 4(2022)年度保健衛生支援室定例会議議事録】

【資料《3-4-36》：令和 4(2022)～令和 6(2024)年度保健衛生支援室来室者数】

【資料《3-4-37》：事件事故等に関する学生指導のフロー（マナールール違反フロー）】

【資料《3-4-38》：ステューデントジョブ設計資料】

【資料《3-4-39》：学生アルバイト夏の全体研修会】

【資料《3-4-40》：学生参画資料（学生アルバイト作成『春から桜美林 DAY』当日配布資料）】

【資料《3-4-41》：入学前イベント MTG 資料①】

【資料《3-4-42》：入学前イベント②】

①-2. 経済支援

1. 日本学生支援機構による奨学金、授業料減免（修学支援新制度）

令和 6(2024)年度の日本学生支援機構による奨学金（給付・貸与）は学生の 34.0% が利用しており、貸与・給付別でみると日本学生支援機構による貸与型奨学金は学生の 28.8% が利用しており、給付型奨学金は学生の 11.0% が利用している。令和 5(2023) 年より日本学生支援機構奨学金の申請手続きを一部外部委託にすることで、学生の利便性を図るとともに、「家計が急変した学生」「やむを得ない理由による奨学金適格認定における継続審査に通らなかった学生」に対して、相談対応に充てる時間を確保するなど、学生の学業継続に向けた支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-4-26》：奨学金外注スキーム】

【資料《3-4-27》：令和 3(2021)年度斟酌すべきやむを得ない事由の特例措置 申請面談記録】

【資料《3-4-28》：令和 4(2022)年度斟酌すべきやむを得ない事由の特例措置 申請面談記録】

【資料《3-4-29》：令和 5(2023)年度斟酌すべきやむを得ない事由の特例措置 申請面談記録】

2. 本学独自の奨学金

「桜美林大学奨学生規程」及び各奨学金内規に定められた奨学金により経済的支援を行っている。大きな枠組みは、下記【表 1】の通り「修学支援型（経済的支援）」「人材育成型（成長支援）」「留学生支援型（成長支援）」としており、このうち学而事人奨学金、グローバル人材育成奨学金及び国際学生奨学金の採用学生に対しては定期的なモニタリングを実施、面談や成果発表会を通してアドバイスを送り、学生の成長につなげている。各奨学金の内容は次の通りである。

【表 1】

修学型奨学金	
学而事人奨学金（学士課程・大学院）	【資料《3-4-10》：学而事人奨学金取り扱い内規】
家計急変家庭修学支援奨学金(学士課程・大学院)	【資料《3-4-15》：家計急変家庭修学支援奨学金取り扱い内規】
人材育成型奨学金	
グローバル人材育成奨学金(学士課程)	【資料《3-4-7》：グローバル人材育成奨学金取り扱い内規】
学業優秀者奨学金(学士課程)	【資料《3-4-8》：学業優秀者奨学金取り扱い内規】
学群奨学金（学士課程）	【資料《3-4-9》：学群奨学金取り扱い内規】
研究科奨学金（大学院）	【資料《3-4-16》：研究科奨学金取り扱い内規】
留学生支援型奨学金	

国際学生奨学金（学士課程）	【資料《3-4-11》：国際学生奨学金取り扱い内規】
私費留学生奨学金（大学院）	【資料《3-4-12》：私費留学生奨学金取り扱い内規】
協定校奨学金（学士課程）	【資料《3-4-13》：協定校奨学金取り扱い内規】
外国人留学生学修奨励奨学金(学士課程・大学院)	【資料《3-4-14》：外国人留学生学修奨励奨学金取り扱い内規】

【表 1】にある学内独自の奨学金、災害救助法発令時の緊急奨学生採用及び奨学金の継続については、奨学金選考委員会の議を経て学長が決定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-4-5》：桜美林大学奨学生規程】

【資料《3-4-6》：桜美林大学奨学生選考委員会に関する規程】

【資料《3-4-30》：学内奨学金育成フロー】

【資料《3-4-32》：令和 4(2022)～令和 6(2024)年度学内奨学金受給状況】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

大学のキャンパスは、6 校地（町田、プラネット淵野辺、多摩、新宿、東京ひなたやま、白馬）からなっており、全体で敷地面積 26.1 万㎡を有し、広大な敷地には細かな建物を含めて 24 棟、延床面積 11.7 万㎡の施設が建設されている。大学、大学院及び別科を含めた令和 6 年(2024)年 5 月 1 日付けの在籍学生は 10,845 人である。

第二次中期目標に基づくキャンパス整備計画の推進・教育環境の向上を目的として、新宿キャンパスを平成 31(2019)年 4 月に、東京ひなたやまキャンパスを令和 2(2020)年 4 月に開設した。第三次中期計画においては、桜美林芸術文化ホールを令和 4(2022)年 4 月に、多摩キャンパスの新校舎「提撕館」を令和 5(2023)年 4 月開校した。これらの整備の結果、大学設置基準上における学士課程学生 1 人あたりの校地面積及び、学部の種類に応じ定める校舎面積に準じた校舎面積をクリアしている。

運動場はメイングラウンド、桜グラウンド、上小山田グラウンドの 3 面が整備されており、それぞれに夜間照明が設置され、多くの学生が利用している。また、これらとは別にテニスコートも整備されている。体育施設については、体育館 2 カ所、柔剣道場、弓道場、アーチェリー場、トレーニングルーム、ダンススクエア、野球部室内練習場が整備されており、各種の授業や部活動で使用されている。

今後はさらなる学修環境の向上を目指し、町田キャンパス内には築 60 年を迎えようとする古い建築物も存在していることから、建物を適切に維持保全していくため、建物整備マスタープランの作成や長期修繕計画に基づき、計画的な修繕工事の実施と建物の状態、使用状況、老朽化の進捗度、さらには利用者のニーズや安全性、そして本学園の目指す将来像を総合的に考慮し、維持保全や改修の優先順位を明確に定め、省エネ・環境負荷軽減の施設整備を進めている。

また、地球の環境問題が注目される今日、本学では以前からエコ・キャンパスへ向けた取り組みとして、節水型便器、地下水及び雨水の利用（雑排水）、緑化の推進、太陽光発電、生ごみ処理機によるごみ減量化、ゴミ分別の活動推進、リサイクルしたトイレットペーパーの使用や令和 4(2022)年 1 月よりグリーン電力を導入して、町田キャンパス（町田 C 東ゾーン）の電力ではバイオマスを利用した再生可能エネルギー供給として CO2 排出量の削減に貢献し、脱酸素社会実現のための施設整備に取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-7》：大学校地・校舎面積一覧表及び収容定員と在籍者数】

【資料《3-5-8》：学部の種類に応じ定める校舎面積に準じた校舎面積】

【資料《3-5-21》：大学 WEB サイト（環境への取り組み該当部分）】

①-1 長期修繕計画（LCC）

施設管理部ではキャンパス内建物の保全計画を整理するため、平成 29(2017)年度より長期修繕計画を取りまとめており、数年おきに見直しを行っている。長期修繕計画の取りまとめにあたっては、国土交通省所管の公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）の定める建物の維持保全計画指針のほか、本学で過去に実施した改修工事实績を参考に建設物価状況等を配慮して、単年度ごとの工事費の変動を抑えて平準化している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-1》：令和 6(2024)年度 LCC に基づく長期修繕計画表】

①-2. マスタープラン

建物の状況把握とともに各設置校の意向なども踏まえ、効率的かつ効果的な建物の維持保全や建替え計画の策定が必要であるため、令和 7(2025)年度より学内関係者による検討チームを設置し、定期的な協議を行いながら、「施設整備計画マスタープラン」として令和 7(2025)年度中での取りまとめを進めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-2》：令和 6(2024)年度 2 月 6 日第 17 回常務理事会議事録抄本】

①-3. 環境保護と省エネ

本学では、省エネ意識の啓蒙活動の一つとして、エネルギーの無駄遣いを避けるため

の習慣を身につけるため、節電については各教室や事務室内にステッカーの掲示や、校内のエコ意識の啓発として、教職員だけでなく学生が自然に目を引くようなゴミ分別に対する掲示物や動画配信、分別用ゴミ箱のデザインなどを工夫するなどして、分別やエコ活動に対して、学生と一体となって取り組んでいる。また、LED 照明への計画的更新や高効率な空調設備の導入を行い、エネルギー効率の改善をしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-20》：啓蒙活動状況】

①-4. ICT サービス

情報システム部は、全学の情報環境の企画、導入・構築、運用・管理・保守、支援及び評価・見直しを担当し、「情報システム部業務運営規定」によって、これらの業務を遂行している。

町田キャンパスを中心に情報インフラ的な機器を整備し、専用通信回線によって、各キャンパスに繋げ、教育、研究、事務業務の各種情報環境のサービスを提供している。

これらの情報環境の利用に関しては、「ネットワーク利用ガイド」を年度ごとに更新し学生、教職員に対して案内を行っている。

1. セキュリティの強化に注力

セキュリティ対策については、学内ネットワークの安全性確保及び個人情報・研究データ等の保護を重視し、統合型セキュリティ対策システムの計画的な更新を実施している。加えて、ネットワーク機器の脆弱性への迅速な対応や、情報セキュリティインシデント発生時の対応体制の整備にも継続的に取り組んでいる。

また、情報環境を取り巻く社会的状況の変化に適切に対応するため、「情報セキュリティ基本規程」及び関連する「対策基準」についても定期的な見直しを行っている。これにより、制度面と技術面の両面から、情報セキュリティ体制の強化を図っている。

今後は、見直しを経た基準に基づき、具体的な実施手順を明文化するとともに、教職員・学生を含む学校法人全体に対する啓発活動や研修を通じて、全学的なセキュリティ意識の向上を図る。

2. ネットワークインフラの充実

本学では、高速かつ安定したインターネット接続環境の整備を、重要な学修基盤と位置づけ、全キャンパスにおいて無線・有線 LAN 設備の拡充を継続的に実施している。令和 6(2024)年には、学外接続先を学術情報ネットワーク(SINET6)へ切り替えるとともに、通信帯域を 10Gbps へ増速し、さらにネットワークの冗長化を図ることで、可用性の向上を実現した。

これにより、教室やラウンジ等の学修空間において、学生や教職員が円滑にオンライン学修、授業準備、情報収集等を行うことができる ICT 環境が整備されている。

3. 学生が利用する ICT 環境の充実

学生の利便性向上及び学修支援を目的として、成績証明書等の各種証明書発行に関する手続きを、学内設置の発行機からオンライン申請及びコンビニエンスストアでの発行方式へと移行した。これにより、物理的制約を受けることなく迅速に証明書を取得できるようになり、すべてのキャンパスの学生が平等にサービスを利用できる環境が整備されている。

さらに、授業出席の確認を効率化することを目的として導入した、ビーコンを用いた出席管理システムについては、電波検知の精度向上を図る機能改善を実施した。その結果、特定条件下でのサンプル調査において検知率が59%から96%へと改善され、出席確認業務の精度及び効率が向上するとともに、教員・学生双方の負担軽減に寄与している。

4. 学内 PC 教育環境の整備

学修及び授業支援に資する ICT 基盤の一環として、学内には 18 の PC 教室を整備し、全学で約 2,500 台の PC が安定して稼働する体制を構築している。これにより、教員は円滑な授業運営が可能となり、学生も PC を活用した学習・レポート作成・調査研究等を支障なく行える環境が整備されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-10》：Google サイト ネットワーク利用ガイド（学生向け）】

【資料《3-5-11》：情報システム部業務運営規定】

②図書館の有効活用

本学では 5 キャンパスに図書館を整備している。学生、教員はそれらを通じて通っているキャンパスに無い学術情報資料を他キャンパスの図書館から取り寄せて利用できるサービスや本学図書館に所蔵の無い資料を他大学図書館から取り寄せることができる相互利用サービスを利用している。

また、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍を図書館が契約し、学生、教員が学内ネットワークからの利用はもちろん、自宅など学外からも利用できるリモートアクセスサービスを整備している。

図書館資料収集方針に基づき、教育研究組織による授業や研究に必要な資料の選書に加え、購入希望制度を運用して学生が学修に必要な資料を収集し、学生、教員に提供している。

三到図書館（町田キャンパス図書館）、多摩キャンパス図書室、東京ひなたやまキャンパス芸術図書館には、閲覧席の他に、グループディスカッションや会議で利用可能なスペースを整備している。三到図書館にはラーニング・コモンズを整備し、会話も可能なため、プレゼンテーション、ポスターセッション、シンポジウム、パネルディスカッション、講演会、セミナー、ワークショップの利用が可能であり、授業でも利用されている。また、東京ひなたやまキャンパス芸術図書館には可動ステージがあり、芸術文化学群の学生は通常利用とは別に展示、公演の特別利用をすることができる。

令和 2(2020)年度以降、コロナ禍が教育研究活動に制約をもたらしたため、学生、教職

員の図書館利用の目的が単に資料の貸出、返却のみならず施設の有効利用にも及び、図書館利用サービスの在り方に変化をもたらした。

本学ではコロナが発生した当初、3密①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面一を避けるべく、授業を始めとして、図書館の機能をも可能な限り「非接触」に切り替える必要があった。授業が一斉にオンライン化し、学生や教員は大学に出て来られない状況にありながら図書館の資料は使う必要があり、配送貸出を行った。また、感染拡大をする中において利用者の負荷を考慮すべく、延滞にかかるペナルティーについても解除した。閲覧席ではパーテーションを置き、間隔を開けて座れるようにした。以上は、コロナが終息した現在、平常対応に戻している。

選書においては、図書委員会で取上げ、来館しなくても利用できる電子書籍の購入割合を増やした。コロナが終息した現在も継続している。

図書館のガイダンスや各種イベントも可能なものは対面からオンラインに切り替えた。コロナ禍を経て平常対応に戻したサービスもあるが、コロナ禍を機に開始した「図書館で異文化交流」は、留学生、日本人学生や教職員の交流が図れる場として現在も毎月開催している。

入館者数・オープンキャンパス見学者数、貸出人数、貸出冊数・電子書籍利用者数、オンラインデータベース・電子ジャーナルアクセス数は、学生満足度/実態調査とともに、学生、教職員の図書館利用満足度の指標として注視している。

令和 5(2023)年度の利用実績は令和元(2019)年度に遠く及ばないが、入館者数・オープンキャンパス見学者数、貸出人数、貸出冊数・電子書籍利用者数はコロナ禍で一旦減少したものの、その後は徐々に回復している。オンラインデータベース・電子ジャーナルアクセス数はコロナ禍で通学できず「オンライン授業」の期間に利用が急増したものの、その後は「ハイブリッド授業」を経て「対面授業」に戻ったため、利用が減少している。

コロナ禍における大学図書館は非来館型サービスを中心に学生や教職員のニーズに応えるため様々なサービスをオンライン化し、図書館に来なくても利用できる工夫を行い、周知し、促してきた。一方で図書館に来なくても良い環境ができると一般的に学生が慣れている通常のインターネットでの検索なども同時に行われ、ある程度ニーズが満たされれば、「図書館に行かなくてもいい」といういわゆる図書館離れにも拍車がかかった。コロナ禍以降、世の中の動きと共にコロナ以前のやり方に戻すことだけが得策にはならず、図書館としては非来館型のサービスを維持しつつもブラウジングの良さも含め、改めて図書館に足を向かせる施策や様々な工夫が必要になっている。コロナと同時期に本学ではキャンパスの拠点化が進み、図書館の機能が現在 5 キャンパスに及んでいる。それぞれに特徴があり、ニーズも異なる中で図書館では来館型、非来館型のサービスを維持しつつ、教育研究の質の向上、学修支援のために以下の取組みを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-22》：桜美林大学図書館の概要 令和 6(2024)年度時点】

【資料《3-5-23》：令和 7(2025)年度 4 月 23 日第 1 回図書委員会別紙資料（2025 年度図書館資料選書及び各種申請手続きについて）】

【資料《3-5-24》：桜美林大学図書館資料収集及び管理規程】

【資料《3-5-25》：令和 7(2025)年度 4 月 23 日第 1 回図書委員会別紙資料（桜美林大学図書館資料収集方針）】

【資料《3-5-26》：令和 7(2025)年度桜美林大学施設案内（図書館、図書室抜粋）】

【資料《3-5-27》：桜美林大学ラーニング・コモンズ利用ガイドライン】

【資料《3-5-28》：東京ひなたやまキャンパス芸術図書館特別利用ガイドライン】

【資料《3-5-29》：第 4 次中期計画／アクションプラン・第 4 期認証評価共通_根拠資料】

②-1. 図書館ガイダンス

図書館ガイダンスは、春学期と秋学期のオリエンテーションの時期に 1 年生向けの「入門編」と 2 年生・3 年生向けの「オンラインサービス編」を開催する他、各教育研究組織、各教員のリクエストに対応したガイダンスを行うなど、キャンパス図書館ごとに内容を工夫して実施している。

クラスごとに学生へのアンケートを実施し、各教員組織では教員の意見などを集約し、年度の終わり、または次年度の準備段階でコーディネータの教員と打合せを行い、学生のアンケートや教員側の意見を元に改善を図っている。

現在、町田キャンパスでは対面で実施しているが、その他キャンパスでは職員数の関係で動画を視聴してもらう方法で対応している関係で、参加人数のカウントができていない。それでも、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度にかけて学修効果を期待して教育研究組織、教員からガイダンス実施申込みが増えたため、実施回数は年々増加している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第 4 次中期計画／アクションプラン・第 4 期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-30》：令和 6(2024)年度 2 月 26 日第 9 回図書委員会別紙資料（図書館ガイダンス参加者集計表）】

②-2. オンライン学修支援セミナー（レポート書き方講座）

初めてレポートを書く 1 年生、2 年生を対象としたオンライン学修支援セミナーとして、学生の電子書籍利用促進のため、令和 6(2024)年度より「レポート書き方講座」開催した。

参加学生にアンケートを取り、役に立ったか、改善点があるかなどを確認している。教員から学ぶことが前提ではあるが、レポートの書き方の一つの方法として一定数のニーズはある。好評につき令和 7(2025)年度も開催する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第 4 次中期計画／アクションプラン・第 4 期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-31》：令和 6(2024)年度 11 月 27 日第 7 回図書委員会別紙資料（「レポート書き方講座」報告書）】

②-3. 図書館読書運動プロジェクトイベント（作家トークショー）

図書館読書運動プロジェクトとは、読書離れになりつつある流れを変えるため、読書を始めるきっかけを作り出すための活動に取り組んでいる学生団体で、作家トークショーは、作家を招いて参加者との質疑応答を行うイベント。参加者は学生、教員、他大学の学生等も含まれている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第4次中期計画／アクションプラン・第4期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-32》：令和6(2024)年度11月27日第7回_1月22日第8回図書委員会別紙資料（作家トークショー開催報告）】

②-4. 学生選書ツアー

学生自身が読みたい本を選書するのではなく、他の学生にも読んで欲しい本、或いは図書館に所蔵すべき本という視点で、学生に主要書店にて選書を経験させる取組みである。参加者は書店の担当者からPOP作成の指導を受けることができる。令和元(2019)年度の学生選書ツアーの参加者数は12人だった。令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの間、コロナ禍の影響で開催を中断し、令和6(2024)年度に再開し参加者数は7人であった。今後も、図書館及び読書への興味関心を醸成する機会として、継続して開催する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第4次中期計画／アクションプラン・第4期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-34》：令和6(2024)年度7月24日第4回_9月25日第5回図書委員会別紙資料（学生選書ツアー経過報告）】

②-5. 図書館で45分留学

海外留学する学生をサポートするべく、資料の活用や留学先でも使用できるデータベースなどを案内し、留学先で遭遇する様々な場面を想定しながらネイティブの教員との英会話を中心とした図書館ならではのイベントである。任意のイベントのため集客に苦労するも参加した学生からは一定の評価を得ている。留学の予定はないが、英会話を向上させたい学生も参加するなど、授業以外でネイティブの教員と話す機会が少ない中、楽しんで英会話の練習ができる機会となっている。令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて参加者は減少したものの、令和6(2024)年度は図書委員の協力もあり、教員が授業等で案内したことにより参加者の増加につながった。

各回終了時に参加学生へのアンケートをとっており、ネイティブの教員へ必要に応じて伝えている。また各回、事前、事後の打合せを行い、学生が話せる場面を可能な限り多くするように心がけている。テーマにより説明が必要なものもあるが、それも海外に行く想定で学生にとっては必要不可欠な情報である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第4次中期計画／アクションプラン・第4期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-35》：令和 6(2024)年度 2 月 26 日第 9 回図書委員会別紙資料（2024 年度『図書館で 45 分留学』実施報告）】

②-6. 図書館で異文化交流

コロナ禍で日本に入国できない留学生が、日本語や日本文化を学びに留学をしているにもかかわらず、授業が全てオンラインとなり、友達も作れず、日本語の練習もできない状況を少しでも回避するために生まれたイベントである。令和 2(2020)年以降継続してオンラインで異文化交流を行ってきたが、令和 6(2024)年度は対面に切り替え町田キャンパスで開催したところ、他キャンパスからも足を運んでくる学生がいるなど、日本人同士の交流の場にもなっている。テーマによっては図書館の資料も見せながら行うことにより、異文化理解を深めることにも寄与し、イベント終了後も学生同士の交流が続いている様子を見ると学生の友達づくりや居場所づくりの場となっている。令和 4(2022)年度は参加者が減少したものの、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度にかけて増加。特に令和 6(2024)年度は対面で実施したことやリピート率も高く、参加した学生が友達を連れてきたことが参加者の増加につながった。

各回終了時に参加学生へのアンケートをとっており、学生の意見などを拾うようにしている。また、企画を一緒に考える学生の意見なども反映し、一緒に作り上げる参加型イベントとしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-29》：第 4 次中期計画／アクションプラン・第 4 期認証評価共通_根拠資料】

【資料《3-5-36》：令和 6(2024)年度 2 月 26 日第 9 回図書委員会別紙資料（2024 年度『図書館で異文化交流』実施報告）】

③施設・設備の安全性・利便性

施設や設備の安全性は、学びの場での事故を防ぎ、災害時にも適切に対応できるように重要であることから、校地・校舎の維持・管理や新校舎の建設等は施設管理部が担当している。施設管理部は、1 級建築士免許を有する職員 3 人が主体になり、専門的な技術・知識・経験を基にした的確な判断で維持管理計画を立案し、建築・設備など各分野の委託業者に指示を行い、日常及び定期の維持・管理、法定点検、保守点検を実施している。

日常の設備管理等は専門業者へ委託し経営の合理化を行っており、学内清掃業務、学内警備業務、電気関係業務、空調・衛生給排水設備業務等は、学内に専門業者の常駐体制をとり、常に施設管理部と連携し維持管理にあたっている。

また、植栽の維持管理業務、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係の法定点検や保守点検についても、専門業者と委託契約を結び、関係法令を順守し安全管理を行っている。

本学の町田キャンパスの構内は段差が多く車椅子の移動も困難な状態であったが、近年バリアフリー化を促進し、自動ドア、エレベーター、エスカレーター、障害者用トイレ、スロープ、リフターなどを整備し教室移動で不利益にならないように配慮している。

また、近年では障害者差別解消法に基づく施設面での合理的配慮提供義務化の法改正に

に伴い、主要教室棟の一つである太平館 9F に障害者トイレを増設した。視覚障害学生数も増加しているため、単独で自由に学内移動を行いたい視覚障害学生の意見をもとに令和 7(2025)年 3 月に屋外（公道の歩道や敷地）に点字誘導ブロックを増設設置している。コロナ禍における学生の学修環境の変化もあり、各教室へのコンセント増設やラウンジ等へ充電スポットの設置を進め、学生がノート PC やタブレット等を活用して、効率的に学修できる環境整備を行っている。

③-1. 建物診断

施設管理部では、3年に1回の特定建築物定期検査報告や施設カルテによる建物状況、巡回時の目視点検により、施設の LCC 計画を策定して建物の長寿命化及び安全の確保を実施している。特に安全性の確保が必要な工事については優先順位を上げ早急に対応している。

③-2. 緊急事故・災害等対策

24 時間 365 日の有人警備体制を敷いており、緊急時や災害時の初動対応は警備員が行い、その後、職員と連携して対応体制を構築している。災害対策としては、書架等の転倒防止策の実施、各所への AED の設置、災害時に利用可能な井戸水を活用したトイレ（町田キャンパス：崇貞館、学而館）の整備、自動販売機ベンダーとの覚書に基づく飲料無償提供の体制を整えている。また、備蓄品については計画的に入替を行っており、令和 7(2025)年度には、各キャンパス及び学生寮において、13,450 人分の備蓄を常備し、個々人への配布を実施する予定である。

避難、誘導に関しては、「Faculty Handbook」に対応手順を記載し、教職員に周知することで、一層の安全整備の強化を行っている。

③-3. 維持・安全管理

設備、清掃、警備、造園等の学内常駐業者とは、月 1 回の定期的なミーティングを実施して、業務内容の確認及び情報共有を図り円滑な運営を行っている。

また、近年では老木による倒木事故も多いことから、樹木医による診断を実施して危険度の高い樹木を把握しながら計画的に伐採や強剪定を実施している。

さらに、定期的な設備の点検を行い、故障や劣化した機器を早期に修理または交換することで事故のリスクを減らしている。

③-4. 耐震状況

本学における施設は全て耐震基準を満たしており、耐震化率は 100%となっている。

③-5. 防犯関係

学内の警備については、各キャンパス共に校舎施設は 24 時間 365 日の有人警備体制を基本とし、学内 283 箇所（町田キャンパス 91 台、プラネット淵野辺キャンパス 17 台、新宿キャンパス 49 台、東京ひなたやまキャンパス 48 台、多摩キャンパス 78 台）に監視カメラを設置して学生の安全、防犯管理を行っている。さらに、定期的に警備員を巡

回させることや教職員の巡回による声かけ等により、事件や事故の防止を図っている。

以上のことから、講義に用いる校地は分散しているが、それぞれのキャンパスでカリキュラムが完結しており、学生・教職員の教育研究活動に適した学修環境の整備と適切な管理運営を行っている。

課題としては、建物の維持保全をただ漫然と行うだけでは、膨大な費用がかかり、限られた予算を効率的に活用することが困難なため、建物の状態、使用状況、老朽化の進行度、さらには利用者のニーズや安全性、そして本学の目指す将来像を総合的に考慮した維持保全や改修の優先順位を学内外に明示することも必要であり、現在、「施設整備計画マスタープラン」の取りまとめを進めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《3-5-4》：令和 7(2025)年度備蓄品入替計画表】

【資料《3-5-5》：OBIRIN e-Learning Moodle（緊急事態発生時の対応 該当部分）】

【資料《3-5-6-①》：令和 6(2024)年 9 月実施 樹木診断結果に伴う対応検討表】

【資料《3-5-6-②》：令和 6(2024)年 9 月 12 日樹木簡易診断調査報告書】

【資料《3-5-9》：防犯カメラ設置台数表】

【資料《3-5-18》：大学 WEB サイト（桜美林大学における施設の耐震化状況について該当部分）】

【資料《3-5-19》：平成 29(2017)年度施設カルテ 一粒館】

〔基準 3 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

○総合型選抜における多面的評価による丁寧な学生選抜

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な資質・能力を有する学生を受入れるため、総合型選抜において 3 つの方式を用いた選抜を実施している。提出書類、面接、小論文、実技審査などを組み合わせることにより、学群ごとの特性を踏まえた評価を行い、学生の潜在力を的確に把握しようと努めている。これにより、単一の評価尺度に依存するのではなく、多面的・総合的な観点から受験者を評価する体制を整えている。

○学生専用クローズド型コミュニティサイト「TUNAG」

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面授業が実施できずオンライン授業へ全面移行した令和 2(2020)年春学期において、本学は監督者の帯同や家族の同意取得など厳格な条件の下、同年 6 月より課外活動に伴う学内入構を全国的にも早期に再開した。また並行して、オンライン授業で活用していた Zoom を用い、学生間の交流促進を目的としたオンラインコミュニティの創出に取組んだ。これは、本学が「多様な学生間コミュニティこそが学生生活における成長の重要要素である」との考えに基づくものである。

しかし、会議システムを転用した当初のコミュニティは学生の利用がほとんどなく、十分な効果を得られなかった。その後、アバターを用いた仮想空間などトライ＆エラーを経

て、令和 5(2023)年には SNS を活用した新たな施策として、本学学生のみが登録可能なクラウド型オンラインプラットフォーム「TUNAG」を開設した。これにより、オンライン上でのコミュニティ形成を通じて学生エンゲージメントの向上を図っている。

現在はリアルでの課外活動・対面交流が再開しているが、キャンパスが 5 つに分散したことから、キャンパス間での学生の交流を今後も支援していく必要がある。また、本取組みは文部科学省「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン (Plus・DX)」を活用して構築した経緯があることから、今後もオンキャンパスとオンラインのハイブリッド型コミュニティ創出を目指し、利用率向上に向けた改善を継続している。

1. TUNAG システム・利用方法概要

TUNAG は、エンゲージメントの向上、組織課題の解決を目的としたプラットフォームサービスで、様々な制度や施策を自由にカスタマイズして運用することができる。大学及び教員より学生に向けた情報の発信や学生同士の情報共有を円滑に行うためのツールであり、大学内のコミュニケーションの活性化を図ることを目的として導入している。タイムライン上では課外活動の活動報告や、困っていること、近況報告等学生が自由に投稿することができる。新入生に対してはチャット機能を活用し、入学後すぐのコミュニティ形成の場として TUNAG を利用している。

2. 開設以降の利用状況推移

TUNAG 開設以降、毎年新入生が登録するため利用ユーザーは増加している。新入生同士のやりとりや、新入生に向けた情報発信などが増えるため、4 月の利用率が最も高くなっている。

3. 状況分析と今後の利用率向上施策

TUNAG の利用率に関しては、新入生が利用するため 4 月のログイン率が最も高くなっている。新入生達が繋がりを持つことができおり、新入生のコミュニティ形成の場として一定の効果をj得ている。TUNAG は現在、学内で学生が自由に情報発信できる唯一の場であることから、全学年の利用率を上げ、年間を通して機能するように学内ポイントを活用した利用向上施策を検討している。具体的には、毎日ログインでポイントが付与されるログインミッションや、感謝の気持ちを伝えることでポイントを得られるサンクス制度を導入している。このポイントは学内食堂で利用可能であり、原資は後援会活動収益（大学祭での出店利益等）を活用することで学納金の再配分とならない工夫をしている。保護者満足度の向上にも寄与しており、TUNAG は今後も学生支援のために発展的に活用される予定である。

○勤労学生支援策としてのオン・キャンパス・ジョブ (OCJ) 制度

本学では、勤労学生支援策として令和 2(2020)年度より OCJ 制度を導入した。本制度は、学生を単なる「労働力」として位置づけるのではなく、学内就業経験を通じて学生の成長を促すことを目的としている。学生課が中心となって制度設計を行い、現在では大学・法人の各部門で広く活用されている。

学生は授業の空き時間を活用し、学園事務組織における定型業務や学生向けイベントの企画・運営補助などに従事することで、教職員との協働を通じて社会人基礎力の涵養を図っている。制度設計においては、学生の成長を重視し、「学生だからこそできる発想」を活かすこと、また経済的支援と学修支援が両立するよう仕組みを工夫している。さらに、学業が本分であることを踏まえ、履修状況に応じて学群生は週 8 時間、大学院生は週 16 時間と上限を設定し、学修時間を確保している。

本制度は、奨学金や授業料減免に加え、学内での就労を通じて賃金を得る機会を提供し、学生の目的意識を高め、学修意欲の向上や好循環の形成に寄与している。OCJ は学生の職業意識の向上や学修活動への還元効果をもたらしており、今後も学生の視点を重視しつつ改善・発展を図る予定である。

○Virtual Campus を活用した学生・保護者とのコミュニケーション支援

令和 2(2020)年度に導入された「Virtual Campus」は、Zoom を活用した仮想オフィス空間であり、学生や保護者が教職員と気軽に面談できる環境を整備している。この仕組みによって、学修上の相談、休退学に関する対応、さらには「オフィスアワー制度」の補完的利用にも活用されており、大学と学生・保護者の間の距離を縮める重要なコミュニケーションツールとして機能している。特にコロナ禍以降、非対面でも迅速かつ継続的な支援を可能とした点は大きな成果であり、学生支援体制の充実に寄与している。

○学生ダイバーシティ支援室の設置

令和 5(2023)年度より、多様な学生が平等に学び、活動できる環境を確保するため「学生ダイバーシティ支援室」を設置した。同室には社会福祉士などの資格を有する専任職員を配置し、障がい学生をはじめとする多様な背景を持つ学生への支援を行っている。専門的な知見に基づく支援を提供することで、学内における合理的配慮や多様性尊重の文化が一層浸透し、学生生活の質的向上に大きく貢献している。

○新入生支援のためのイベント・交流施策

新入生が新しい環境に早期に適応できるよう、多様な取組みを展開している。入学前には「入学前イベント」を開催し、入学後は大学内外に広がる学生コミュニティに自然に参加できるよう「うえるびりんフェスタ」を実施している。また、上級生と新入生が交流する「もっとーく」では、学修や生活に関する相談を気軽に行える場を設けている。これらの施策により、学生同士のつながりや先輩後輩関係の形成が促進され、孤立防止と学修環境への円滑な適応を支援している。

○卒業生評価調査を活用したキャリア教育・就職支援

令和 5(2023)年 2 月に実施された合同企業説明会の参加企業を対象に、本学卒業生に対する評価調査を行った。この調査結果を分析し、今後のキャリア教育及び就職支援方針の策定に活用している。社会で活躍している卒業生の実態を企業側の視点から評価することにより、カリキュラム改善やキャリア支援プログラムの方向性を具体的に検討する材料とし、より実効性の高いキャリア形成支援を目指している。

○図書館利用促進のための取組み

図書館の利用促進を目的として多様な取組みを展開している。「読書運動プロジェクト」では読書のきっかけを創出し、「学生選書ツアー」では学生が他者に薦めたい本や必要と考える本を選書する機会を設けている。「図書館で45分留学」では海外留学を想定し、ネイティブ教員と英会話を行う場を提供している。「図書館で異文化交流」では留学生と日本人学生が交流し、多文化理解を深めている。これらの活動は、図書館を単なる学修資源の提供の場にとどめず、学生の主体的学びと国際的視野の涵養を支援する拠点として機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○入学選抜に関する規程の整備状況

本学には「入学選抜運営規程」が存在するものの、記載内容と実際の運用状況との間に齟齬が見られる部分があり、規程の整備・見直しが求められている。特にアドミッション・ポリシーに係る議論の場や、大学院入試に関する位置づけについては、規程上の記述と実態とが一致しておらず、今後は規則に沿った運用を担保するための改善が必要である。

○アドミッション・ポリシーの階層的整備

学群ごとのアドミッション・ポリシーは策定されているが、領域・専修・専攻といったより詳細な単位での整備は一部未了である。学生募集や教育課程の特色を的確に反映させるためには、領域・専修・専攻といったレベルでポリシーを明確化させることが望まれる。

○経済的支援のモニタリング体制

独自奨学金制度について、定期的なモニタリングや成果発表会、奨学金選考委員会の活動状況を示す資料が十分に整備されていない。経済的支援策がどのような成果を上げているかを客観的に示すことは、支援制度の改善に資するとともに、外部評価においても不可欠である。

○CADAC 規程の整備状況

CADAC 規程は存在しているものの、現状では内規扱いとなっており、学園規程レベルとして位置づけられていない。そのため、規程の権限や実効性に関して不十分な側面が残されている。外部評価においては、組織規程がどの階層で整備されているかが重視されるため、学園規程レベルでの明確な整備が必要である。特に今後の組織改編を見据え、学長室等と連携しつつ年度内に学園規程へ格上げする方向で対応することが望まれる。

○施設整備に関する課題

「施設整備計画マスタープラン」の策定は進められているものの、現段階では未完了である。特に老朽化が進む建物やバリアフリー対応が不十分な施設については、将来的な建替え・改修を含めた方針を早急に明示することが必要である。

○三到図書館のバリアフリー

三到図書館は昭和 45(1970)年 5 月に創建された築 55 年の図書館独立棟だが、当初からバリアフリーへの配慮がなされておらず、その後も特に大きな改善もないまま現在に至っている。建物の立地により利用者はメインの出入口がある 3 階まで外側からの階段を登らなくてはならず、また 6 階建ての館内には利用者用エレベーターがなく、車椅子利用の学生は自力でのフロア移動ができず、また書架の間も狭くて自力での利用ができない。その後平成(2004)年 7 月に外側からの階段西側に車椅子用昇降機、3 階に多目的トイレを設置し、3 階出入口を自動ドア化した。車いす用昇降機の重量制限を超過する電動車いすは利用できず、車いす利用者には不便をかけている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○入学者選抜規程の改善

本学には「入学者選抜運営規程」が存在するが、アドミッション・ポリシーに関する議論の場や大学院入試の位置づけにおいて、規程と実態の間に齟齬が生じている。令和 7(2025)年度までに入試戦略委員会及び大学院教授会の役割と機能を整理し、入学者選抜の全学的な方針と現場の運用が一致する体制を整える予定である。令和 8(2026)年度からは、改正規程に基づいた一貫性のある入試運営を実施する。

○アドミッション・ポリシーの階層的整備

学群単位ではアドミッション・ポリシーが策定されているものの、領域・専修・専攻単位での整備が一部未了である。今後は、教育課程の特色や学生募集の戦略を反映させるため、各領域・専修・専攻レベルでのアドミッション・ポリシー策定を段階的に進める。

○経済的支援（奨学金制度）の改善

学内独自奨学金については、選考委員会の活動状況や成果発表会の記録が不十分であり、支援の実効性を十分に示せていない。今後は、奨学金受給者の学修成果やキャリア形成状況を定期的に追跡し、成果発表会での報告内容を記録・公開する。また、奨学金制度の利用実態や充足率をモニタリングし、財源の再配分や制度設計の見直しを進める。

○課外活動運営の適正化

クラブ・サークル活動における顧問・指導者の配置に偏りが見られるため、学生の安全確保や活動の質に課題が残っている。今後は顧問配置の均衡化を進めるとともに、課外活動ガイドラインを改訂し、学生主体の活動を尊重しつつ、安全管理・リスクマネジメントを強化する。

○施設整備計画の推進

老朽化が進む建物やバリアフリー未対応施設への対応は喫緊の課題である。「施設整備計画マスタープラン」の策定を令和 7(2025)年度中に完了させ、優先度の高い施設（三到図書館、老朽化の著しい校舎）から段階的に改修・建替えを行う。特に三到図書館については、エレベーター設置や書架のレイアウト変更など、車椅子利用者へのアクセシビリティ

ィ改善を早期に実現する。

○CADAC 規程の整備

CADAC 規程は現状「内規扱い」であり、規程の実効性確保に課題がある。今後は学園規程レベルへの格上げを進め、規程の権限と効力を強化する。具体的には、令和 7(2025)年度中に学長室と協議し、規程改訂案を学園理事会に諮ることで、年度内の学園規程化を目指す。これにより、組織的な質保証体制の整備と外部評価への対応力を高める。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学レベルのディプロマ・ポリシーは、大学学則に定める使命・目的に則して策定しており、これを踏まえた各学群及び大学院のディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学 WEB サイトにて公開され、周知を行うと同時に、学生が履修を進めるうえで閲覧する履修ガイドにも掲載している。

ディプロマ・ポリシーについては、教学会議において各科目との関連度を定義し、シラバスにおいて各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明示することで、学生自身が履修科目と学修成果との関係を把握しやすくなり、学修成果の可視化及び学修設計の適切化に資する取組みとして、令和 7(2025)年度よりシラバスに掲載する計画となっている。

教学会議において、ディプロマ・ポリシーの更新事項等について協議し、改善していくサイクルを設けているものの、具体的な議題としての協議は現時点では十分に行われておらず、今後の改善課題である。

これらのディプロマ・ポリシーは、本学の教育にかかわる事項を推進する教学会議において、大学、学群・大学院の更新事項等について協議し、改善していくサイクルを設けており、質保証の体制を整備している。

このように、大学及び大学院のディプロマ・ポリシーを基盤とし、各学群・大学院各学位プログラムの特性に応じたディプロマ・ポリシーを策定・公開している。

本学では、各科目のシラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連を明示だけでなく、学修成果の可視化を通じた点検・評価、さらにアドバイザーによる個別フィードバックを通じて、学生が自身の学びの現状を把握し、ディプロマ・ポリシーとの関係性を主体的に理解できるよう支援している。しかしながら、学修成果の可視化を通じた点検・評価は行われているものの、学生個人に対するデータに基づいた個別フィードバックについては、データの可視化が不足しており、今後の課題として取組む。こうした取組みを通じて、学生が学修の意義を内在化し、ディプロマ・ポリシーへの意識と理解を深められるよう、大学として計画的かつ継続的に促進している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-1》：大学ディプロマ・ポリシーの URL】

【資料《4-1-2》：大学院 3 つのポリシー本学 WEB ページ URL】

【資料《4-1-3》：桜美林大学教学会議規程】

【資料《4-1-4》：履修ガイドディプロマポリシーの URL】

【資料《4-1-5》：令和 6(2024)年度 12 月 26 日第 8 回教学会議資料(シラバス掲載内容拡充に関わる依頼事項について)】

【資料《4-1-6》：令和 7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

②-1. 単位認定基準とディプロマ・ポリシー

1. 学修時間と授業時間の定義

本学の大学及び大学院における単位認定の基準は、桜美林大学学則第 38 条及び大学院学則第 20 条にて「1 単位当たりの授業時間数を 45 時間と定め、1 単位当たりの授業時間を当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、概ね 15 時間～45 時間までの範囲で本学が定める授業の時間を持って 1 単位として単位数を計算してするものとする。」として定め、適切な学修時間を定めている。

これらの学修時間に関する周知については、学生が参照する履修ガイドに掲載し、授業時間の定めを周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-7》：桜美林大学学則】

【資料《4-1-10》：桜美林大学大学院学則】

【資料《4-1-11》：令和 6(2024)年度履修ガイド（授業期間・時間帯等について_URL）】

2. 授業内容とディプロマ・ポリシー

本学のシラバスでは、科目の到達目標、評価基準、科目ナンバリング、授業時間外学修等を明記し、それぞれの担当教員が記載したシラバスについて、各学群及び大学院の責任者がシラバスのチェックを行っている。

令和 7(2025)年度からは、各学群で定めたディプロマ・ポリシーと科目の関連度を科目別に設定し、シラバス入力時にディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示することで、その内容が自動的にシラバス上に表示される運用を令和 7(2025)年度より個々の授業科目のシラバスに表記され、学生も確認ができるように計画している。これにより、シラバス作成時や内容確認の際には、ディプロマ・ポリシーとの整合性が適切に反映されているかを厳正に確認できる体制が整備される。

また、シラバスを参照する学生にとっても、各科目が大学や学群・大学院のディプロマ・ポリシーのどの要素と対応しているかが明示されることで、ディプロマ・ポリシーを意識した履修設計が可能となり、自身の学修成果を主体的に構築することができる。

3. 成績評価制度の設計と周知体制

本学では、大学学則第 43 条、大学履修規程第 29 条に基づき、各授業科目の成績は A・B・C・D・F の 5 段階で評価し、このうち A～D は合格とし単位が認定され、F は

不合格としている。また、本学では学生が幅広い教養を身につけるにあたり、他学群・学類の教育プログラムに属する科目も広く履修することが可能である。しかしながら、異なる専門領域の科目を履修することは、卒業要件等に GPA が影響することから学修上の障壁となる場合がある。この障壁の解消方策として、特定条件を満たした主に他専門領域の科目については、20 単位を上限として S（合格）／U（不合格）の評価による履修を可能とする制度を設けている。この S/U の評価は、GPA の算出外の成績として扱われるため、学生が関心ある新たな分野へ挑戦しやすくなり、専門領域の学修に還元されることを意図した制度設計になっている。

学士課程においては、成績評価の公平性と過度に偏った成績分布の防止を図るため、平成 22(2010)年度春学期以降、「成績評価の厳正化についてのガイドライン」を定め、「A：全体の 10%以内」「B：全体の 30%以内」を目安とする評価方針を適用している。これらの成績評価基準及び評価方法は、授業科目ごとシラバスに明示している。

成績評価に関する学生からの質問については、当該学期に履修した科目に限り、担当教員に直接問い合わせることができるほか、学務部教務担当及び大学院事務室が「成績質問書」を受け付ける制度も設けている。

これらの制度はすべて履修ガイドに明記されており、入学年度ごとに管理・周知されるとともに、大学 WEB サイトでも随時確認できるよう公開されている。

大学院においては、大学院学則第 24 条において単位修得の認定を、第 25 条において修士課程及び博士前期課程の修了要件を、第 26 条において博士後期課程の修了要件をそれぞれ定めている。また、修士・博士の学位授与に関する要件は大学学位規則に基づき定められ、大学 WEB サイトにて公表している。これらの内容は、入学後の履修ガイドやオリエンテーションを通じて学生に周知している。

また、大学院においても前の学期の履修科目に限って、評価された成績に質問がある場合は、担当教員に直接問い合わせる制度を同様に設けている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-7》：桜美林大学学則】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-1-12》：令和 6(2024)年度履修ガイド（SU 評価説明_URL）】

【資料《4-1-13》：令和 6(2024)年度履修ガイド（成績評価に関する質問期間について_URL）】

【資料《4-1-14》：平成 22(2010)年度成績評価の適正化について（連絡）】

②-2. 進級基準等とディプロマ・ポリシー

学士課程において、進級基準は設けていないが、各学期の履修時に学生はアドバイザーとの履修相談を通じて、各学群が定めるディプロマ・ポリシーを踏まえた適切な履修指導が受けられる。これにより、学年進行に応じた適切な学修をアドバイザー教員と相談しながら進めることができる。一方、成績が振るわない学生、特に各学期の GPA により一定の基準を満たせなかった学生については、学期末における面談を実施している。さらに成績の不振が続く学生については、学群からの退学勧告がなされる制度を設け、アドバイザーは各学期に履修計画と単位修得状況をモニタリングしつつ、学年進行にお

ける学修の質を担保している。

大学院においても、修得単位数や GPA による基準は設けていないものの、博士前期課程においては、履修ガイドに記載している通り、第3セメスターに「修士論文・研究成果報告」の中間発表会を実施し、指導教員の許可が下りた学生は次セメスターの修了試問の受験資格が与えられる制度としている。博士後期課程においては、二学期目以降に第一次試問の受験資格が与えられ、第一次試問合格後、次の学期以後に第二次諮問及び学力試験を受けることができる旨を履修ガイドに定めている。これらに合格した学生は、最終試験の受験資格を得ることができることとしており、詳細は履修ガイドやオリエンテーション、研究指導教員による指導により学生に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-6》：令和7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】(p.41～p.46 該当部分)

【資料《4-1-6》：令和7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】(p.60～p.64 該当部分)

②-3. 卒業認定基準

1. 規則と周知

卒業にかかる認定の基準は、大学学則58条、学位規則、大学履修規定第35条及び第36条に定められ、詳細については、履修ガイドに掲載することで、学生に周知している。

本学の各学位プログラムの課程を納め、定められた在学期間及び124単位の修得と通算 GPA1.50 以上であることなどを卒業要件としている。

また、特に成績の優れた学生を対象とする早期卒業制度を設けている。早期卒業の具体的な要件は、各学位プログラムの課程を納め、3年以上の在学期間及び124単位の修得、通算 GPA が 3.60 以上であることだが、特定の学群によっては、資格検定(TOEIC700点以上)による単位認定などの追加要件が課されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-7》：桜美林大学学則】

【資料《4-1-8》：桜美林大学学位規則】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-1-16》：令和6(2024)年度履修ガイド（履修ガイド卒業要件 URL）】

2. ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準と厳正な適用

学士課程においては、卒業要件として、基礎教育領域における「コア教育領域指定」及び専門教育領域における「メジャー・マイナー制度」をいずれも修得必須項目として定めている。これにより、学生は幅広い教養を基盤としつつ、専門性を深めた学修を行うことが求められ、大学及び各学群が定めるディプロマ・ポリシーに則った形で学修成果の修得を卒業認定の前提としている。

これらの学修成果とディプロマ・ポリシーとの直接的な達成度の計測については、
1.成績からの達成度 2.自己評価による達成度 3.客観的評価による達成度—の3つの視

点から計測できるよう令和 6(2024)年度第 10 回教学会議において、取組みが検討され、次年度以降の実施予定にとどまっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-17》：令和 6(2024)年度 2 月 28 日第 10 回教学会議資料（学習成果の可視化取組資料）】

3. 「コア領域指定（通称コア 7）」プログラム

大学全体の「コア教育領域指定（通称『コア 7』）」プログラムでは、大学が定める七つの基礎教育の領域から各学群の科目を配置し、所定単位数以上の単位の修得を必須化している。この領域の履修については、大学履修規程第 31 条において定められている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

4. メジャー・マイナー制度

本学では、学修者の興味・関心や志向に応じて専攻分野を構築できるよう、「メジャー・マイナー制度」を導入している。本制度は、各学群のディプロマ・ポリシーに基づいて整備された学問領域に科目群を配置し、それらを「メジャー（主専攻）」または「マイナー（副専攻）」として修得することを学修の目標としている。

メジャー：学生が所属する学群の専門領域において、卒業要件として最低一つの修得が必須とされており、32 単位～100 単位の修得を必要とする科目群で構成されている。

マイナー：所属学群及び他学群の専門領域において、16 単位～20 単位の修得を必要とする科目群で構成されている。

この制度は、履修ガイドに制度として明記され、大学 WEB サイト等でも周知されており、本学カリキュラムの根幹の一つとなっている。各学群の卒業要件にはメジャーの修得が必須とされており、学群の特性に応じてマイナーの修得も卒業要件に定めている学群として、リベラルアーツ学群、健康福祉学群がある。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-18》：メジャー・マイナー必要要件単位】

【資料《4-1-19》：メジャー・マイナー制度 URL】

②-4. 修了認定基準

博士前期課程及び修士課程においては、修了試問の合否判定及び単位修得状況に基づき、大学院教授会において修了判定を行っている。

博士後期課程においては、第一次試問、第二次諮問・学力試験及び最終試験の合否判定並びに単位修得状況に基づき、大学院教授会において修了判定を行っている。

いずれの場合も、大学院教授会は学位授与の可否に関する意見を取りまとめ、学長が学位授与の決定を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-3》：桜美林大学教学会議規程】（第9条）

②-5. 単位認定基準

1. 学修時間と授業時間

大学学則第38条において、1単位当たりの学修時間及び授業時間について、教育効果や時間外学修を考慮した上で、厳正に定めている。各授業では、この時間配分に基づく授業設計が求められており、シラバスには各授業回の内容や授業外学修に関する事項を明記している。シラバスの内容について各学群長の責の元、専修長、各プログラム主任がチェックする体制の下で厳正に運用されている。

大学院においても、大学院学則第20条にて大学学則を準用する旨定めており、同様の運用をとっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-20》：教員（シラバス作成ガイド）URL】

2. 授業内容とディプロマ・ポリシー

現状では、授業内容や科目の位置付けを桜美林大学履修規程第38条で定める科目ナンバリング等で示し、各教育組織がチェックする体制が構築されており、これらの運用をシラバス作成ガイドで周知している。これによりディプロマ・ポリシーを踏まえた、一定程度の授業内容の担保ができています。一方、ディプロマ・ポリシーとの関係性が明確に示されておらず、チェックを行う教員の理解度に依拠しているため、ディプロマ・ポリシーを達成するための授業における到達目標との関連性が把握しにくいという課題があります。次年度以降、各教育組織が事前に設定する科目別のディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに明記する取組については、教学会議において改善施策として検討され、現在、その実現に向けて進行している。この取組が導入されることで、これまで課題とされていた授業とディプロマ・ポリシーとの対応関係の不明瞭さを補い、教員によるシラバス記入・チェック時の整合性確保や、学生の科目選択時の理解促進につながることを期待される。

大学院においても同様の運用をとっているものの、大学院では履修規程が未整備であり、現状課題として認識している。令和6(2025)年度中の規程化を目指し、取組んでいく予定である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-1-20》：教員（シラバス作成ガイド）URL】

【資料《4-1-21》：令和 6(2024)年度 12 月 26 日第 8 回教学会議資料(シラバス掲載内容拡充に関わる依頼事項について)】

3. 成績評価結果の分析と改善の取組み

成績評価においては、GPA 制度を基本として運用しており、成績の適正化を図るため、ガイドラインにて評価割合を定め、GPA の変動や成績評価の分布に関する実績値を分析しながら、評価の適正性を検証している。

一例として、新入生の平均 GPA は令和元(2019)年度に 2.53 であったが、令和 5(2023)年度には 2.23 まで低下した。これを受けて、令和 5(2023)年度より、新入生の GPA 分布を学期ごとに大学全体及び教育組織ごとに集計し、各教育組織の長が出席する教学会議において共有している。この場では、年度ごとの傾向や GPA の変遷を確認しつつ、各教育組織が改善に取り組めるよう、科目別の成績分布等の分析資料を提供しており、各組織への働きかけを行っている。

その結果としての直接的な因果関係は明言できないものの、令和 6(2024)年度においては、全学での平均 GPA に 0.01 ポイントの上昇が見られた。こうした継続的な分析と情報共有の取組は、各教育組織における成績評価の在り方への意識の醸成や適正化に資するものと捉え、今後も継続していく予定である。

また、S/U 評価制度においては、令和 6(2024)年度に 53 人（在学者数比 0.5%）が申請しており、申請対象となる所定単位数の上限も厳正に管理されていることから、制度は適正に運用されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-22》：平成 22(2010)年度成績評価の適正化について（連絡）】

【資料《4-1-23》：令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議資料（2024 年度入学生成績等調査）】

②-6. 進級基準等

アドバイザーが学生の成績をモニタリングしつつ、個々の学生の履修指導を行うことにより、各学年段階において、当該教育組織が定めるディプロマ・ポリシーに応じた学修の促進を図る体制を構築している。また、GPA を基準とした面談なども実施しており、学修内容とその評価の両面から質の担保が図られている。

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や進級基準が設けられているが、授業内容とディプロマ・ポリシーとの関連性の明確化という点においては、さらなる深化が必要であると認識している。この課題に対しては、次年度以降、科目ごとのディプロマ・ポリシーとの関係性を明示する仕組みが導入される予定であり、これにより基準の妥当性・透明性が向上し、進級基準も含めて、適切に設定・周知・適用される体制が整うものと考えている。

②-7. 卒業認定基準

卒業及び早期卒業において、単位認定、成績評価を各教育組織が定める要件に沿って教授会にて審議・判定が行われ、その結果に基づき卒業が認定されている。これらの判定は、所定の単位修得状況及び通算 GPA から判定されている。

卒業、早期卒業の通算 GPA 分布、過年度卒業、早期卒業者の通算 GPA 平均推移などによれば、卒業者の修得単位数が 124 単位を下回る例はなく、また、通算 GPA においても、通常卒業の学生で 1.5 未満、早期卒業の学生で 3.6 未満となる者はいない。

これらのデータから、すべての卒業者が、各科目で定められたディプロマ・ポリシーに基づき、定量的・定性的に設定された要件を満たした上で卒業していることが確認され、卒業認定基準が適切に運用され、厳正に適用されているものと評価できる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-16》：令和 6(2024)年度履修ガイド（履修ガイド卒業要件 URL）】

【資料《4-1-24》：卒業、早期卒業の通算 GPA 分布_2024 年度】

【資料《4-1-25》：過年度卒業、早期卒業者の通算 GPA 平均推移_2024 年度まで】

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学のカリキュラム・ポリシーは、教育課程全体に関する基本方針として策定されており、これに基づき、各学群でもその特性に応じたカリキュラム・ポリシーを定めている。大学全体及び各学群のカリキュラム・ポリシーは、大学 WEB サイトにて公開されており、また、学生が履修を進める際に参照する『履修ガイド』にも掲載され、周知が図られている。

大学のカリキュラム・ポリシーにて策定されている（1）教育課程の編成（2）学修方法・学修過程（3）学修成果の評価の在り方について具体を改める際には、教学会議にて提起の上、各教授会での審議の機会を設けており、審議の結果を再度教学会議にて報告・共有される体制を整備している。令和 6(2024)年度に教授会、教学会議で審議された具体としては、（1）教育課程の編成（2）学修方法・学修過程（3）学修成果の評価の在り方に関する議論が行われ、各学期の運用に向けた具体的な指針もあわせて周知された。

【教学会議において検討された議案】（令和 6(2024)年度教学会議議事録）

(1) 各方針の検討とルールの特明瞭化

- ・履修規程の策定（p.3、p.7）
- ・再入学時の適用カリキュラムに関する検討（p.27）
- ・生成 AI 利用に関する大学のガイドライン策定（p.11、p.16、p.32）
- ・学外引率時の自動車等の搬送における規程策定（p.11、p.15、p.21、p.24、p.27）
- ・認証評価項目の学群対応状況の共有（p.10）
- ・コア教育領域指定科目に関する履修ガイドへの表記（p.20）
- ・履修制限外(CAP 外)科目に関する意見交換（p.33）
- ・2025 年度転群試験における募集要項策定（p.27、p.34）

(2) 学修支援体制の強化施策の策定と運用に向けた協議

- ・保護者との学内ポータル（e-Campus）への情報開示に関する検討（p.1、p.6、p.10、p.19）
- ・GPA 不振者面談における特例基準の策定（p.16、p.21）
- ・学期末の集中講義期間、補習・再試験に関する検討（p.15、p.21、p.25、p.35、p.40）
- ・シラバス掲載内容拡充（p.32、p.43）
- ・学修成果の把握・可視化に向けた取組み検討（p.20、p.30、p.39、）
- ・オンライン・ハイブリッド開講の方向性の協議（p.32）
- ・技能審査による単位認定の際のデジタル証明に関する取扱い（p.33）

(3) 授業改善に向けた施策の検討と実施

- ・全学 FD・SD 開催に関するお知らせと組織的取組み（p.35、p.38、p.42）
- ・授業アンケート改訂に向けた検討（p.28、p.39）

また、大学院では「修了認定・学位授与の方針」に掲げた学修成果を得るために、教育課程を博士前期課程・修士課程、博士後期課程ごとに編成している。

博士前期課程・修士課程では、研究科共通科目として「専攻演習」や「研究倫理・統計手法」に関する科目を履修することで、各自の専攻分野における基盤となる研究能力や研究倫理に関する知識、統計分析能力を修得することができる。各学位プログラムにおいては、「専門科目」を置き、大学院における学術領域を学位プログラムごとに大別したうえで、関連のある科目を組み合わせた「ユニット」を置いた。「ユニット」は「各科目において専攻分野におけるどの専門知識を身につけられるのか」をわかりやすくラベリングしており、大学院生が履修する際に学修成果を明示する役割を担う。構成する科目を積み重ねて修得することにより、高度な専門性を求められる職業に従事するための卓越した能力を獲得することが可能になっている。

博士後期課程では演習を主たる授業方法として構成し、これらをベースに博士学位請求論文の執筆に対する研究指導を行っている。

いずれの課程においても、科目ごとの関連性や難易度を示すナンバリング・システムを採用することにより、各々の系統立った学びが明確になるようにしている。

こうした教育課程の枠組みに基づき、それぞれの専門分野の特質に応じ、(1) 教育課程の特色 (2) 教育方法・実施体制 (3) 学修成果と研究成果の評価—の 3 項目について詳細

を示す形で、博士前期課程、博士後期課程、各学位プログラムのカリキュラム・ポリシーを定め、入学時に履修ガイドやオリエンテーションで周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-2-1》：カリキュラム・ポリシーの URL】

【資料《4-2-2》：令和 6(2024)年度履修ガイド（カリキュラム・ポリシーURL）】

【資料《4-1-3》：桜美林大学教学会議規程】

【資料《4-2-6》：令和 6(2024)年度教学会議議事録】

【資料《4-1-6》：令和 7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】(p.6～p13 該当部分)

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

②-1. カリキュラム・マップ及び履修モデル

本学では、大学のディプロマ・ポリシー及び各学群のディプロマ・ポリシーに基づき大学のカリキュラム・ポリシー及び各学群のカリキュラム・ポリシーを策定しており、この一貫性を可視化するためのツールとしてカリキュラム・マップを作成している。具体として、各授業科目がディプロマ・ポリシーに示された学修成果のどの項目と関連するか、また、どの授業科目が学修成果の達成に寄与するかを明示している。さらに、学群におけるカリキュラムの構造とつながりを可視化したカリキュラム・マップや学群が養成する具体的な人材像に対応する履修モデルを専修・プログラムごとに作成しており、カリキュラム・マップ及び履修モデルは、大学 WEB サイト、学内 LMS 等で公表している。しかしながら、現状これらの取組みについては、カリキュラム・マップ、履修モデルのいずれかを策定する学群が大半を占めるため、次年度には最新化を図ると共に未作成であるカリキュラム・マップや履修モデルを策定する。

大学院では、国際学術研究科及び各学位プログラムのディプロマ・ポリシーに基づき、博士前期課程・修士課程、博士後期課程及び各学位プログラムのカリキュラム・ポリシーを策定している。その一貫性を担保するために、学位プログラムごとに履修モデルを作成し、ディプロマ・ポリシーに定められた養成する人材像に対応させている。履修モデルは履修ガイドに掲載し、学生に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-2-4》：カリキュラム・マップ、履修モデル取組み状況表】

【資料《4-1-6》：令和 7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】(p.21～p28,p.37 該当部分)

②-2. 科目ナンバリング

体系的な教育課程を明確にするとともに、学生のモビリティの視点において海外の大学で修得した科目の互換や国際通用性を高めることを目的として、学士課程においては平成 26(2014)年度より、大学院課程においては平成 26(2014)年度より科目ナンバリングを導入し、桜美林大学履修規程第 34 条にて定めている。導入にあたっては、平成 21(2009)年度より検討委員会を立ち上げ、平成 26(2014)年度からは「教学会議」にて科目ナンバリングコードの管理・運営を行うこととして、各学群・大学院によって検証・

見直しを行っている。

本学の科目ナンバリングは、下記表の通り学問分野をあらわす 3 文字、レベルを示す 3 桁の数字、授業方法を示す 1 文字であらわしている。

《科目ナンバリング》

科目名：キリスト教と見学の精神

科目ナンバリングコード：CHR100A

CHR : 学問分野（キリスト教学）

100 : レベル（学士入門 基礎・入門・導入的な内容の科目）

A : 授業の方法（講義）

科目ナンバリングに示すとおり、全ての授業科目には「レベル」を設定している。各科目の内容に応じて、学士課程は 100～400 番台の 4 段階、大学院は 500～900 番台の 5 段階となっており、段階的に科目のレベルが高くなる。

学生は、このレベルに沿って学修することにより、段階的かつ体系的に学修することが可能となっている。これらのナンバリングは、学生や教職員等への周知として、履修ガイドに記載するとともに、令和 6(2024)年度よりシラバスにも掲載して周知することで、授業選択の際にも参照できるようになっている。

科目ナンバリングにより学問領域、科目レベル等を体系付け、カリキュラム・マップ、履修モデルを利用し、ディプロマ・ポリシーとのつながりを示し一貫性を確保している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-2-5》：令和 6(2024)年度履修ガイド（科目ナンバリングを説明する URL）】

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

③-1. 体系的な教育課程の編成

学士課程は、大学レベルのディプロマ・ポリシーに基づく六つの学修成果（専攻する各分野における知識・理解、コミュニケーション能力、論理的思考能力、問題発見・解決能力、自己管理能力と社会的倫理観、協調性とリーダーシップ）を得るために、その具体的取組みとしての教育課程を「基礎教育科目」、「専攻科目」及び他学群や他大学、各種技能審査等を単位認定する「自由選択」という区分に分けて編成することを基本としている。

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの方法、又はこれらの併用により行う。また、カリキュラムの体系化のために「ナンバリング（科目ごとの関連性や難易度を示す）」を行い、科目の構造を明示し体系的な学修に役立つようにしている。

大学院課程においても同様に、カリキュラム・ポリシーに則って博士前期課程・修士課程では授業科目を「研究科共通科目」「専門科目」に区分している。

「研究科共通科目」では、研究指導教員のもとで、修士論文もしくは研究成果報告を完成させるための演習科目や、研究を行うにあたり必要な研究倫理・統計手法を養う。

「専門科目」では各学位プログラムの学術領域における専門的な知識・能力を得ることができるよう、履修モデルとナンバリングコード、「ユニット」を活用し、体系的に編成している。

③-2. 学士課程

1. リベラルアーツ学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる四つの学修成果（国際性と多文化理解、学際的思考、分析・表現力、学問を通じた社会貢献）を得るために、教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「LA 専門科目」「自由選択」の四つに区分して編成し、それぞれに講義・演習・実験・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。さらに、これらの科目群をカリキュラムとして体系化するために科目ナンバリングを行い、体系的な履修と学修を支援している。

具体的に、「基礎教育科目」では「コア科目」「外国語科目」を中心として基礎知識と技能の修得を図り、大学での学びの基礎を養う。「専門基礎科目」では、「LA 専門基礎科目」「実践基礎科目」「アカデミックスキル科目」により、入学時に選択した領域に特有の課題解決方法の基礎や、他領域との関係、多角的なアプローチ等の重要性を学び、専門科目へ進むための足場を固める。

「LA 専門科目」では、より専門的な知識を高めるために多彩な専門型プログラムを用意しており、加えて「課題探究・実践科目」として各分野に関連する課題を深く掘り下げ、解決方法について考察する場としている。リベラルアーツ学群では、人文領域、社会領域、自然領域、統合領域の4領域のうち異なる領域から一つずつ、合計二つのプログラムを選択し、一つをメジャー、もう一つをマイナーまたは二つのメジャーを修める中で専門性を深めていくとともに、異なる領域のプログラムを修めることにより、学際的な思考を身に着ける。

これにより、学生は、各専門分野における高度な知識と思考法、及び課題解決のための実践的なスキルを習得し、学位授与方針に定める汎用的な能力に加え、それぞれの学問領域に特化した専門性を深め、さらに学生自身の多様な関心や目的に応じた「自由選択」科目が加わり、知識を広げる機会を提供している。

2. 芸術文化学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる六つの学修成果（選考する各分野における知識・理解、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、チームワーク・リーダーシップ、市民としての社会的責任、生涯学習力）を得るために、教育課程を「学群指定科目」「専攻科目」「自由選択」の三つに区分して編成し、それぞれに講義・演習・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。さらに、これらの科目群をカリキュラムとして体系化するために科目ナンバリングを行い、体系的な履修と学修を支援している。

まず「学群指定科目」では、本学の建学の精神に添った人材育成を現代社会において実現することを目的としている。具体的には「キリスト教入門」「コンピュータリテラシー」「日本語コミュニケーション」「外国語」の4分野から成り、これらによって

基礎知識の修得を図り、本学での学びの基礎を養う。

次に「専攻科目」では、前述の学群指定科目で得た知識を踏まえて、各専門分野についての理解を深める。ビジュアル・アーツ専修、演劇・ダンス専修、音楽専修の3コースに共通する芸術科目から構成される「学群共通科目」と、3コース別に設置する専門的理論や表現方法から成る専攻科目で構成している。

これにより、学生は、各専攻分野における専門的な知識と技術を修得し、表現力、創造性、批判的思考力を高め、芸術文化を通して社会に貢献できる実践的な能力を培い、これに加えて「自由選択」科目があり、学生の多様な関心や目的に応じた学びの機会の拡大を実現している。

3. ビジネスマネジメント学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる五つの学修成果（倫理観、論理的思考力・自己管理能力、チームワーク、問題解決能力、異文化に対する理解とコミュニケーション能力・情報リテラシー）を得るために、教育課程を「基礎教育科目」「専攻科目」「自由選択」の三つに区分して編成し、それぞれに講義・演習・実験・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。さらに、これらの科目群をカリキュラムとして体系化するために科目ナンバリングを行い、体系的な履修と学修を支援している。

まず「基礎教育科目」では本学の建学の精神や、大学における学修の基礎を学ぶ「学群指定科目」や「外国語科目」、専攻分野の学びの入門となる「ガイダンス科目」から成る科目群によって、4年間の学びへの導入と基礎学力の涵養を図る。

次に「専攻科目」は、「専攻基礎科目」と「専攻応用科目」によって、経営分野に関する基礎学力と、業種や業界に応じたマネジメント視点からの応用力とをバランスよく学修する体系を整えている。これらの学びからビジネス実務において優れた「マネジメント能力」の実践として「実習・演習科目」にて得た体験を「論文・レポート科目」にてまとめあげる力を育成する。

これらの科目をとおして、学生は、ビジネス実務において求められる戦略的思考力、分析力、実行力、そしてリーダーシップといった、高度なマネジメント能力を体系的に修得する。また、「実習・演習科目」にて得た体験を「論文・レポート科目」にてまとめあげる力を育成し、実践力を高め、これに加えて「自由選択」科目では他学群や他大学、各種技能審査等を単位認定する仕組みも整えており、本学群の上記カリキュラムに限らず、学生の目的と意欲に応じた多様な学びを実現する環境を提供している。

4. 健康福祉学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる七つの学修成果（健康と福祉及びその関連領域に関する知識・理解、すべての人々の健康と福祉に寄与できるスキル、人間理解とコミュニケーション能力、カウンセリング・マインド、課題探求・解決能力、チームワークとリーダーシップ、倫理観と自己管理能力）を得るために、教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「自由選択」の四つに区分して編成し、それぞれに講義・演習・実験・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。

また、カリキュラムの体系化のためにメジャー・マイナープログラムの提供と科目の「ナンバリング（学問領域や難易度を示す）」を行い、体系的な学修に役立つようにしている。

まず、「基礎教育科目」では、学校法人の建学の精神をはじめとする教育目標を具現化するための知識とスキルを修得する「コア科目」と、海外の文化や生活なども題材として取り入れ、留学や大学院進学への橋渡しとなる「外国語科目」での学びを通して、大学の学び・生活へと移行する基盤をつくり、それに主体的に取り組む姿勢と基礎的スキルを養成する。

「専門基礎科目」では、専門基礎科目の学修を通し、各学問領域に関する基礎知識を学び、自らの専攻やプログラムの選択に向けた基礎力を身に着ける。「専門科目」は、六つの専門分野（健康科学、スポーツ科学、社会福祉学、実践心理学、精神保健福祉学、保育学）から構成された「専門基礎科目」を踏まえて専門的理論や技能を深める。これらの専門科目の学修を通じて、学生は各分野における専門職としての実践的なスキル、例えば、対象者の健康状態の評価・支援、運動指導、福祉サービス計画の策定、心理アセスメント、精神保健福祉相談援助、子どもの発達支援といった具体的な専門能力を習得する。

「専門基礎科目」「専門科目」構成されたメジャー・マイナープログラムは、各専攻の専門分野あるいは学問領域を横断して身につける能力や知識を修得するため、六つのメジャープログラムから一つと、12のマイナープログラムから一つ以上を選択する教育課程を編成している。これにより、学生は、特定の専門領域を深く掘り下げ、実践的な応用力を高めるとともに、複数領域を横断的に学ぶことで、複合的な視点から現代社会の健康・福祉課題を解決できる能力を育成する。

5. グローバル・コミュニケーション学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる四つの学修成果（コミュニケーションに関する知識及びスキル、多文化・異文化に関する知識及び理解、多様な社会における問題解決能力・チームワークに関する知識とスキル、市民としての社会的責任）を得るために、教育課程を「基礎教育科目」「専攻科目」「専門演習科目」「自由選択」の四つに区分して編成し、それぞれに講義・演習・実験・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。さらに、これらの科目群をカリキュラムとして体系化するために科目ナンバリングを行い、体系的な履修と学修を支援している。

まず「基礎教育科目」では本学の建学の精神や、大学における学修の基礎を学び、4年間の学修の土台を形成する。

「専攻科目」では、英語、中国語、日本語より入学時の第一言語以外より外国での大学教育にも十分対応できる能力を身につける「語学技能科目」と、三つの専修（パブリック・リレーションズ、言語探究、文化共創）から入学後に選択した専修の科目を「語学技能科目」にて選択した言語で受講する「グローバルスタディーズ科目」を学び外国での大学教育にも十分対応できる能力を身につける。これらの学びを通して、学生は、単なる語学力に留まらず、選考言語圏の文化や社会に関する深い知識を習得し、異なる文化的背景を持つ人々と円滑に意思疎通を図るための高度な異文化コミュ

コミュニケーション能力と、専門分野（パブリック・リレーションズ、言語探究、文化共創）における専門的な知見と応用力を身につける。

「専攻演習科目」では、複言語・複文化能力を基盤に、各専修分野に関連する課題に少人数のゼミ形式で学びを深め、複雑なグローバル社会の課題を多角的に分析し、実践的な解決策を探究する能力を養い、「卒業論文・卒業研究」により学びを集大成する。

これに加えて「自由選択」科目では他学群や他大学、各種技能審査等を単位認定する仕組みも整えており、本学群の上記カリキュラムに限らず、学生の目的と意欲に応じた多様な学びを実現する環境を提供している。

6. 航空・マネジメント学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる五つの学修成果（倫理観、専攻する各分野における知識・理解と論理的思考力、チームワークとリーダーシップ、問題解決能力、コミュニケーション能力と多文化・異文化に関する知識の理解）を得るために、教育課程を「学群指定科目」「ガイダンス科目」「外国語科目」「学群共通科目」「専門基礎科目」「専門応用科目」に区分して編成し、それぞれに講義・演習・実習・実技といった授業方法を組み合わせて開講している。

「学群指定科目」では本学の建学の精神に連なる「キリスト教と異文化理解」をはじめ、大学教育の基礎に位置する科目群を必修として配置している。

「ガイダンス科目」では、航空関係にかかる専門学修の入口となる基礎的な科目を配置し、また「外国語科目」では航空業界で求められる英語運用能力を十分に修得するためのクラス編成と科目を設置し、これらを通じて航空関係の専門的な学びに備える。

「学群共通科目」では、航空管制や飛行場等の各コースに共通する知識に関する科目を必修としている。

「専門基礎科目」では必修科目の「航空気象Ⅰ」をはじめとして、航空分野における高い専門性と幅広い知識の両面から、ヒューマン・ファクターやリスクマネジメント等の航空安全を担保するための基礎知識や、複雑な航空システムを理解するための専門的思考力といった航空人材としての基礎力を高める。

この上に「専門応用科目」が置かれ、フライト・オペレーション、航空管制、航空機管理、空港マネジメントというコース別に応じた科目群によって、より応用的かつ体系的な学修を実現し、航空分野を目指す人材としての能力を高める。これにより、学生は、各コースに特化した操縦技術、航空運航管理能力、航空機の整備・運用に関する知識、空港運営・経営の専門知識といった、実践的な航空分野の専門能力を習得し、安全かつ効率的な航空運航・管理に貢献できる人材としての能力を高める。

7. 教育探究科学群

本学群がディプロマ・ポリシーに掲げる六つの学修成果（社会的リテラシー、探究力、実践力、自己形成力、社会力教育学に関する専門知識）を得るために、教育課程を「基礎科目」と「専攻科目」に大別しており、さらに「基礎科目」は「ガイダンス

科目」「学群指定科目」「学群技能科目」で構成し、「専攻科目」は「教育学科目」「教育関連諸科学科目」「探究科学科目」で構成している。

「基礎科目」の内「ガイダンス科目」においては、教育学入門をはじめとする入門科目を配置し、2年次以降の専門的な科目履修に備える。

「学群指定科目」では、本学の建学の精神に対する理解、ICT やメディアの活用、自己のキャリア形成への動機づけなど、大学での学修の全般を支える基盤を整えている。

また「語学技能科目」では、EAL (English as Any Language) コミュニケーション能力の育成に重点を置いた営業教育を行う。

「専攻科目」の内「教育学科目」では、教育哲学や教育史をはじめとする教育学の専門科目を通じて、教育心理学や教育学に関する知識を修得し、教育現象を多角的に分析・理解するための専門的思考力と、それを教育実践に応用する基礎的な能力を養う。

「教育関連諸科学科目」は選択科目として配置しており、「持続可能な開発のための教育論」や「環境教育」などの幅広い科目群から、学生が自らの関心に基づいて履修プログラムを構築できるようにしている。これにより、教育学を多角的な視点から捉え、現代社会の多様な課題と教育との関連性を探究するための学際的な知見と応用力を身につける。

「探究科学科目」はゼミナールや卒業研究、フィールドワーク等の探究手法を用いた学びを展開する授業科目で構成し、本学群が掲げる「探究」というキーワードをこれまでに学修した教育学の知見からアプローチする課程を、実践的に取り組む内容としている。この科目群を通じて、学生は自ら課題を発見し、論理的な問いを立て、多様な手法を用いて情報を収集・分析し、その成果を表現・発信する一連の探究サイクルを実践的に習得し、未知の課題解決に貢献できる実践的な探究力を高める。

③-3. 博士前期課程・修士課程

1. 言語教育実践研究学位プログラム

本学位プログラムには、本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、言語学、言語教育学に関わる幅広い領域にわたる科目を分野ごとに次のユニットにまとめて設置し、教育課程を編成している。

「言語教育研究法」「コミュニケーション」「コミュニケーションと心理」「言語と社会」「言語学」「言語構造」「日本語教育」「言語教育研究法」ユニットに設置された研究法科目により、研究法を養い、各ユニットの専門科目により、言語学に関する高度な理論的知識や知見を身につけることができる。それに加え、「日本語教育」のユニットにより、言語教育学に関する高度な理論的知識と実践力を身につけることができる。さらに、日本語教員の養成、及び、日本語教育に携わる現職者のリカレント教育（研修）にも対応している。

同時に、「専攻演習」において、研究指導教員のもと、修士論文もしくは研究成果報告を完成させるための指導をする。学生が主体的に研究に取組めるよう、研究指導教員は学生の履修科目担当教員とも情報を共有し、学生の研究活動全般に関するアドバ

イスを行う。

各専門科目では、講義に加え発表や討議を導入することで、考察力や対話能力を高めるようにしている。また、言語学に関する専門科目を配置しており、各言語研究を進めていける態勢を取っている。

日本語教師養成のためには、実践の場として国内外における日本語教育機関のプログラムに実習生やティーチング・アシスタントとして参加し、経験と研究ができるようになっている。さらに外国人日本語教師の養成も重要課題として推進している。

2. 心理学実践研究学位プログラム

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、本学位プログラムではポジティブ心理学あるいは臨床心理学を基盤とし専門的知識に基づく研究者としても心理学的支援者としても自立しうる、専門性と実践力を有する公認心理師及び臨床心理士、専門健康心理士を養成することをミッションとし、教育課程を編成している。

研究の方法論に関わる量的分析を学ぶ心理統計科目と質的な分析方法を学ぶ科目を早い段階で修得することを推奨している。臨床心理分野は、公認心理師及び臨床心理士の資格取得のためのカリキュラムに基づき実践力を養う。ポジティブ心理分野では、全員必修の「ポジティブ心理学の基盤」ユニットと選択可能な三つのユニットとして「健康心理学」「身体心理学」「ポジティブ組織・コーチング心理学」が配置されている。これらのユニットの履修によって、公認心理師や専門健康心理士の資格が取得可能となる実践的な教育カリキュラムが置かれている。各資格取得に欠かせない実践的な力を養う場として保健医療、教育、福祉、産業労働、司法矯正の5領域での実習ができる環境を整え、また臨床心理士養成においては「臨床心理センター」も設置しており、在学中に外部からの相談を実際に受け持ち、実際の臨床場面を体験することができる。各心理学の専門領域の講義に加え、実践力を身につけるために支援者養成の要となる実習・演習科目を置き、公認心理師及び臨床心理士、専門健康心理士として活躍できるよう教育課程を編成している。

社会や組織における個人の理解や心身の健康に関する基礎知識や心理学研究法の修得を目指しつつ、心身の不調に対する支援だけでなく、自己理解による自己実現や健康を維持・増進するための支援も重視した、臨床心理学的視点とポジティブ心理学的視点を二つの柱とする、より具体的な理論やスキルを修得できるような、社会貢献を目指した実践の学として心理学を位置づけた教育課程を編成している。

実習と演習科目が多く実践的教育に主眼を置くとともに、理論面でも各種特論科目を配置することにより、理論を踏まえた実践を意識した学修や研究活動が可能になっている。複雑化した社会の中で生きる個人の多様化した心理的課題について考察を可能とする科目を配置することで、様々な研究に対応できるよう研究環境を整えている。

「専攻演習」は、研究指導を受ける教員のもとで、修士論文もしくは研究成果報告を完成させるための演習科目として置き、学生がより主体的に研究に取組めるよう、担当教員は論文等の指導を行うほか、学生の履修科目担当教員とも情報を共有し、学生の研究活動へのアドバイスを行う。

3. 経営学研究学位プログラム

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、本学位プログラムでは、研究者としても自立しうる高度の専門性を有する経営のジェネラリストや、ビジネスの最前線をリードしていく力量を身につけた管理運営のスペシャリストを養成することをミッションとし、教育課程を編成している。

本プログラムでは、「経営戦略」「組織・人事」「会計・ファイナンス」「イノベーション」といった経営学の基盤的な理論と知識の修得を目的とするユニット群に加え、「サステナビリティ」「エンターテインメント」「アジアビジネス」といった個別のトピックを深耕するためのユニット群を用意している。これらの多様なユニットから、個別の履修者がそれぞれの目的に応じた科目を履修することにより、柔軟かつバランスの取れた学修が可能となっている。

さらに、現代の企業が抱える様々な新しい経営課題に対して、その把握と解決への要請に応える1単位科目群を用意し、リスクリングを通じたキャリアアップを支援する。

「専攻演習」は、研究指導担当教員のもとで修士論文を完成させるための演習科目として置いている。学生がより主体的に研究に取組めるよう、研究活動へのアドバイスを行う。また、専門分野に特化した問題解決能力と高度にして専門的な職業能力修得を目的としたケーススタディを中心とした指導も行っていく。

4. 大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、「専攻演習」を必修、「高等教育調査・分析法」を必履修とし、大学アドミニストレーション分野における研究能力を養う。

また、「高等教育研究基礎」「高等教育の歴史と比較」「高等教育政策・システム」「大学マネジメント総論」「大学マネジメント各論①」「大学マネジメント各論②」「学生支援」の各ユニットから履修科目を選択し、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を担保する専門性の育成と、各自が理解を深めたい分野に係る科目を修得することにより、当該専門能力を獲得していく。

大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有するアドミニストレーター等の養成に不可欠である大学経営のための基礎的な理論と知識の修得のほか、国際比較の視点の獲得などの実践的な実務知識が得られる教育課程を編成している。オンラインによる同時双方の授業や、各学期末の8月と1月に実施するスクーリング（一部の集中講義科目を除く）では、講義にとどまらずグループ討議、発表など主体的かつ実践的研究活動になるように取組んでいる。

「高等教育研究基礎」「高等教育の歴史と比較」「高等教育政策・システム」「大学マネジメント総論」の各ユニットに属する科目群は、高等教育、大学経営に関する基礎的な理論と知識の修得を目的にした科目を配置して、バランスの取れた履修ができるようにしている。また、「大学マネジメント各論①」「大学マネジメント各論②」「学生支援」の各ユニットに属する科目群は、高等教育研究や高度職業人としての大学職員の専門性を高めるための科目を置いている。

一部の集中講義科目を除き、配布教材やスタディガイドによる自学自習を基本とし、

学修が円滑に進み学習内容についての理解が深まるよう、各科目それぞれ2回のレポート提出と添削指導、オンライン授業、スクーリング授業を組み合わせる実施する。

また、「専攻演習」は、研究指導教員のもとで、修士論文もしくは研究成果報告を完成させるための演習科目として置いている。学生が、より主体的に研究に取り組めるよう、担当教員は論文等の指導を行うほか、学生の履修科目担当教員とも情報を共有し、学生の研究活動へのアドバイスを行う。

なお、社会人学生等の学修の便宜を図る観点から、オンラインによる同時双方向型の授業や学修指導を実施し、全国どこからでも履修が可能となっている。

5. 老年学研究学位プログラム

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、本学位プログラムでは、全員必修のユニットを一つ配置し、選択可能な七つのユニットを配置している。これらのユニットを履修することによって、基本的な研究能力及び高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を担保する。総合的に様々な観点（disciplinary, interdisciplinary, thematic, problem oriented, professional）から学び、研究法、解析法、情報処理法を身につけると

ともに、基礎から応用にいたる老年学の課題を学際的に学修し研究する教育課程を編成している。

老年学の特徴である学際性（interdisciplinary）を考慮したユニット・科目を設置している。必修のユニットである「ジェロントロジー総論」は、医学、心理学、社会学の各分野におけるジェロントロジー科目を配している。さらに、ジェロントロジーの各論的な位置づけとして、三つのユニットを配置し、「老年医学の展開」「老年心理学の展開」「老年福祉学の展開」といった、それぞれの分野での学びを深めるための科目を配している。また、研究法と分析手法の二つのユニットを配置し、研究活動に主体的・能動的に取り組める力を養えるようにしている。加えて、「健康寿命を伸ばすために」「地域共生社会の理解のために」の二つのユニットは、老年学分野におけるより現代的な課題に取り組むための科目を配している。

「専攻演習」は研究指導を受ける教員のもとで、修士論文もしくは研究成果報告を完成させるための演習科目として置いている。学生が、より主体的に研究に取り組めるよう、担当教員は論文等の指導を行うほか、学生の履修科目担当教員とも情報を共有し、学生の研究活動へのアドバイスを行う。

③-4. 博士後期課程

1. 国際学術研究学位プログラム

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、人文社会科学分野を心理学研究領域と経営学研究領域に分けている。各分野に即した研究指導を行い、独立した学術的研究者もしくは高度な専門的職業人の養成につながる教育課程を編成している。

特色として、グローバル化する社会の多様な要請に対応できる新たな学術的及び高度な専門分野として展開している。

博士前期（修士）課程は講義が主となる授業形態であるのに対し、博士後期課程は

演習を教育の主たる方法として構成され、専ら博士学位論文の作成に対する研究指導が中心となる。

各セメスターにおいて、それぞれの研究領域に置かれた「専門セミナーⅠ」「専門セミナーⅡ」「専門セミナーⅢ」「専門セミナーⅣ」「専門セミナーⅤ」「専門セミナーⅥ」を修得することにより、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけつつ博士論文執筆の準備を進めるが個別の研究指導は「専門セミナー」とは別途行われる。

2. 老年学研究学位プログラム

本大学院の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、学際的な視点から高齢社会の諸問題を的確に研究し、解明する能力とともに、高い実践的応用の可能な能力を有する高度な専門研究者を養成するため、研究領域を細分化した個別演習科目を置いている。同時に各分野に即した研究指導を行うことにより、独立した学術的研究者もしくは高度な専門的職業人の養成につながる教育課程を編成している。

教育課程の特色として、「専門セミナー」では、老年学に関する課題を発見し、適切な方法に基づき解決する能力を高めるための指導を展開している。

博士前期（修士）課程は講義が主となる授業形態であるのに対し、博士後期課程は演習を教育の主たる方法として構成され、専ら博士学位論文の作成に対する研究指導が中心となる。入学時の初めのセメスターで履修する「老年学博士論文研究法特論」1単位では、博士前期（修士）課程で培った研究能力を下敷きとして、研究者として自立して活動を行うに足る力を養う。

各セメスターにおいて「専門セミナーⅠ」「専門セミナーⅡ」「専門セミナーⅢ」「専門セミナーⅣ」「専門セミナーⅤ」「専門セミナーⅥ」を修得することにより、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけつつ、博士論文執筆の準備を進めるが、個別の研究指導は「専門セミナー」とは別途行われる。

③-5. シラバスの整備

シラバスは学生と大学との契約書に当たるものであり、具体の項目として、学生が授業を通して身につけられる能力について記入する「到達目標」を設け、当該授業を履修したことにより「学生が何を身につけることができるか」という視点で、測定可能かつ具体的な内容を記載している。さらに、到達目標までの経過点を複数設定し、それらをどの程度達成できたら各評価が与えられるのかを「成績評価基準」において明示している。シラバスは学士課程及び大学院の全授業科目について作成しており、作成に当たっては、各教員に『シラバス作成ガイド』を配付し、一定の基準をもって作成している。

シラバスは記入を行う教員が共通の認識のもと記入を行えるよう記入要綱と合わせて周知され、シラバスの整備にあたっては教学会議にて見直しを適宜行っており、令和6(2024)年度においては、記載項目に「課題、試験等のフィードバック方法」「学位授与方針との関連性」の追加について協議され、令和7(2025)年度シラバスよりあらたに掲載される。このようなことから適切に整備されるとともに適宜見直しが図られている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-20》：教員（シラバス作成ガイド）URL】

【資料《4-1-3》：桜美林大学教学会議規程】

【資料《4-1-5》：令和 6(2024)年度 12 月 26 日第 8 回教学会議資料(シラバス掲載内容拡充に関わる依頼事項について)】

③-6. 単位制度実質化のための工夫

学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、学士課程では、平成 12(2000)年度より学期ごとに履修登録できる単位数の上限（CAP 制）を定めている。入学した最初の学期は一律 20 単位を上限としているが、それ以降の学期には、前学期の GPA が 3.0 以上の場合は 24 単位、2.0 以上 3.0 未満の場合は 20 単位、2.0 未満の場合は 16 単位を上限としている。

履修登録単位数の上限などに関する単位制度の実質化に関しては、桜美林大学学則第 46 条及び桜美林大学履修規程第 11 条に定めている。

履修登録単位について、令和 6(2024)年度の春学期、秋学期それぞれのセメスターで履修した単位の分布を分析した結果、概ね履修制限の範囲において履修が行われ、定められた制限に応じて適切に運用され、実質化を保っていると分析する。

【令和 6(2024)年度学士課程の学期毎の履修平均単位数】

春学期

16 単位制限の学生数	2,195 人	履修平均単位数 13.6 単位
20 単位制限の学生数	3,677 人	履修平均単位数 16.3 単位
24 単位制限の学生数	4,710 人	履修平均単位数 17.8 単位

秋学期

16 単位制限の学生数	2,744 人	履修平均単位数 13.3 単位
20 単位制限の学生数	4,810 人	履修平均単位数 16.1 単位
24 単位制限の学生数	2,763 人	履修平均単位数 14.5 単位

大学院においては、学期ごとに履修登録できる単位数の上限（CAP 制）は定めていないものの、各学位プログラムのカリキュラムに応じた履修モデルを作成し、履修ガイドやオリエンテーションで示すことで、過大な履修とならないよう取り組んでいる。

また、大学院の性質上、研究能力や執筆力を養う必要があることから、各科目で事前事後学修（事前配布資料の予習や提出課題等）の時間を確保しており、実質化を保っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-7》：桜美林大学学則】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-2-9》：令和 6(2024)年度履修ガイド（GPA 制度に基づく単位制限_URL）】

【資料《4-2-10》：令和 6(2024)年度履修単位分布】

④教養教育の実施

④-1. 教養教育の実施

学生一人ひとりが自律的な学修者として主体的に学ぶ基盤を身に付けるため、基礎・教養教育として平成 29(2017)年度まで全学で統一的な教育組織を設置していたが、収容定員の増加、キャンパスの分散化にともない、それぞれの学群が異なるキャンパスを拠点とし、特色ある教育研究事業を自律的に展開する上で課題が発生した。そこで、平成 29(2017)年度に大学の基本方針「学群拠点化に伴う基盤教育の整備について」を打ち出し、各学群の教育目的に合致し、かつ各キャンパスで完結できるカリキュラム整備という観点から、新たな大学共通基盤教育の仕組みとして、桜美林大学履修規程第 31 条に「コア教育領域指定（通称「コア 7」）」プログラムを定義した。

【コア教育領域指定】

外国語	4 単位以上
倫理とコミュニケーション	4 単位以上
情報リテラシー	2 単位以上
キリスト理解	2 単位以上
人間・社会	2 単位以上
芸術・文化	2 単位以上
生命・自然	2 単位以上

各学群は上記の領域と単位数を満たすための科目群を各学群のカリキュラム内で指定し、学生に選択履修させることにより、大学における「キリスト教精神に基づく国際人の育成」及び「学而事人」という建学の精神やモットー（基本理念）を体現しつつ、学群の特色に合わせた教養教育を実施している。

これらの教養教育は各学群のカリキュラムの特性に応じて検討を行うため各学群の教授会にて審議される。

また、講義や演習科目において、授業時間外の学修に地域社会への貢献活動を取り入れる手法を用いたサービスラーニング科目を配置している。授業で取上げられるテーマに関連する社会活動を行うことで、講義内容への理解がより深まっている。サービスラーニングは、本学のモットー（基本理念）である「学而事人」を体得するのに適した学修方法といえる。このサービスラーニング科目の運営は、全学的な教育組織である「サービスラーニングセンター」が担っており、個々の学生の個性と興味を活かすべく、貧困問題、災害支援、地域の福祉や、外国籍の人々との学校での活動など、さまざまな活動の場を提供している。

令和 6(2024)年度現在、コア教育領域指定プログラム、サービスラーニング科目については、履修規程に定め、学生の履修を必須化するとともに、各年度の履修ガイドにて各学群における具体的な科目が示され、学生が学修を進めるうえでの科目の位置づけや意義の理解を深めている。各学群必修科目として開講している。領域別の平均の履修者数では、外国語、論理とコミュニケーション、情報リテラシーの小規模クラスによる演

習科目を中心とする領域の科目では、クラスの平均履修者数は 20 人から 25 人程度、その他の講義科目が中心となる、キリスト教理解、人間・社会、芸術・文化、生命・自然の領域の科目では、クラスの平均履修者数は、96 人から 116 人となっており、それぞれクラス指定、受講者制限などを行い適切な履修者数にて開講されていることから適切に実施されている。

【コア領域指定プログラム履修状況】

コア教育領域指定プログラム	授業数	平均履修者数
外国語	605	20 人
論理とコミュニケーション	448	21 人
情報リテラシー	57	25 人
キリスト教理解	25	105 人
人間・社会	51	111 人
芸術・文化	39	116 人
生命・自然	27	96 人

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-2-11》：平成 29(2017)年 10 月 13 日教育研究評議会資料【学長：報告 2】学群の拠点化に伴う基盤教育の整備について】

【資料《4-1-9》：桜美林大学履修規程】

【資料《4-2-12》：令和 6(2024)年度履修ガイド（履修ガイド_コア 7_SLC 表記 URL）】

【資料《4-2-13》：桜美林大学サービスラーニングセンター規程】

【資料《4-2-14》：令和 6(2024)年度コア領域指定プログラム履修状況】

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

⑤-1. アクティブラーニング等の実施

学生の主体的な学びを促進し、能動的な学習態度を育成するため、アクティブラーニングの導入と質的向上に積極的に取り組んでいる。令和元(2019)年より、全てのキャンパスで「1 コマ 100 分×14 週＋定期試験期間」として従来の 1 コマ 90 分間の授業時間より 10 分延長した。この一つの狙いとして、1 コマ内の授業時間に余裕をつくり、前半は講義を行い、後半は学生主体のアクティブラーニングを展開しやすい制度とした。

また、学生が授業選択の際に、これらのアクティブラーニングが展開される授業を選択しやすいよう、シラバスにアクティブラーニングの有無、アクティブラーニングの種別などを掲載し、学修者がよりこれらの授業を選択、受講しやすい形で整備をしている。

授業方法の工夫という観点では、大学院を含む全学の教員が参加する FD において、他学群の取組み事例の紹介等を行っている。事例として「中・大規模教室におけるアクティブラーニングについて」などの取組みの紹介を行い、実施している取組みと合わせて、生成 AI を活用したアクティブラーニングの提案なども発信し、次世代の教育の形を教員全体で課題共有しつつ全学的な推進を図っている。

アクティブラーニングの実施状況は、シラバスにおける実施状況の有無から確認する

ことができる。学士課程全 5,315 の授業シラバスの内、アクティブラーニングの有無において「有」としている授業は、全体の約 73% (3,905 件) となっており、学生が受講する授業の大半にアクティブラーニングが導入されている。大学院も同様に、全 664 の授業シラバスの内、全体の 77%(512 件) がアクティブラーニング「有」となっている。

また、FD・SD 等を通して、教員間の情報を共有し様々な手法を取り入れながら授業が展開できている。

1. 博士前期課程・修士課程

学生がより主体的に研究に取り組めるよう、論文等の指導を行うほか、履修科目担当教員とも情報を共有し、研究活動へのアドバイスをを行っている。経営学学位プログラムでは中国語コースを設定し、修了要件全てを中国語で完結することも可能としている。

2. 博士後期課程

専ら博士学位論文の作成に対する研究指導が中心となるが、研究指導教員が必要と認めて特に指示した場合には、博士前期(修士)課程に置かれている授業科目を履修することもある。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-2-15》：シラバスにおけるアクティブラーニングの有無と種別の表記】

【資料《4-2-16》：全学 FD・SD 開催概要】

【資料《4-2-21》：アクティブラーニング実施状況一覧】

【資料《4-2-22》大学院 2024 年度シラバスデータ（アクティブラーニング科目の有無）】

⑤-2. 教育効果に配慮したクラスサイズの設定

教育効果に配慮したクラスサイズの設定の観点では、「単位制度実質化のための工夫」で評価した履修単位の制限にて履修全体の件数を学生別、学修の状況に合わせて調整を行っている。また、抽選対象となる授業数は、令和 6(2024)年度春学期で、555 件、秋学期で 572 件となっており、授業全体で 2 割程度(春学期 19.2%、秋学期 20.6%)に対して、教育効果に配慮した抽選を行い、履修者数の調整を実施している。抽選を行っている授業は 2 割程度となっているが、抽選を行った結果が 1.1 倍以上となる授業は約 23.2%と多くはなく、概ね学生が希望する履修を行えている。したがって、本学では教育効果に配慮したクラスサイズとしながらも多くの学生の学修の希望も叶える形で運営ができています。

また、授業における履修者数について教育効果を高めるために必要な人数に制限をかけるにあたって以下の施策を設けている。

- (1)履修単位の制限を設け、1 学期あたりの履修単位数を制限し過剰な履修を制限する。
- (2)機器類の制限や授業における教育効果が出せる人数に絞るため、特定科目で抽選を実施し、抽選の優先条件も科目別に学生の学修の優先度に合わせてきめ細やかに設

定することで、より適切な履修者が受講できるようにし、質と量の側面から教育効果が高まる対応を実施している。

(3)初年次の基礎、教養教育に当たる科目については、クラス分けを行いあらかじめ適切な人数で授業を開始できるよう割り振っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-2-17》：令和 6(2024)年度履修単位分布】

【資料《4-2-18》：令和 6(2024)年度抽選科目一覧】

【資料《4-2-19》：抽選優先条件表記例（シラバス）】

【資料《4-2-20》：令和 6(2024)年度コア領域指定プログラム履修状況】

⑤-3. 大学院における教授方法の工夫

1. 博士前期課程・修士課程

学生がより主体的に研究に取り組めるよう、論文等の指導を行うほか、履修科目担当教員とも情報を共有し、研究活動へのアドバイスを行っている。経営学学位プログラムでは中国語コースを設定し、修了要件全てを中国語で完結することも可能としている。

2. 博士後期課程

専ら博士学位論文の作成に対する研究指導が中心となるが、研究指導教員が必要と認めて特に指示した場合には、博士前期(修士)課程に置かれている授業科目を履修することもある。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学修成果を図る指標の一つとして、GPA は修得した単位と質に関する総合的な指標であり、カリキュラム・ポリシーに掲げるカリキュラムに沿った個々の学修の成果がディプロマ・ポリシーに定める一定基準の水準として卒業要件定めている。

このため、総合的な指標となる GPA を俯瞰してとらえ、定例的にモニタリングする分析は重要である。この分析は、経営企画部 IR センターにおいて、GPA の推移等を集計し、「桜美林大学 Fact book」において大学 WEB サイトにも公開し、個々の学修における全体の位置づけなどが把握・評価できるようにしている。具体として、成績評価分布、学期

ごとの平均 GPA、GPA 別学生分布、年度別出学者の平均通算 GPA について集計している。

これらの分析資料は、ディプロマ・ポリシーに達する指標として通算 GPA を卒業要件としていることから、成績をモニタリングするアドバイザーは、学期毎の GPA 不振者に対する面談等を通して、学修の成果を高めるための指導等を行う制度を設けている。

大学院においては、研究科全体で定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーのもと、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定めている。それらを踏まえ、各科目で求められる学修成果と評価基準を設定し、シラバスに明記している。

研究科共通科目では「専攻演習」や「研究倫理・統計手法」に関する科目で各自の専攻分野における基盤となる研究能力や研究倫理に関する知識、統計分析能力を修得するとともに、「専門科目」では学位プログラムごとに各科目で得られる専門知識を「ユニット」でラベリングすることにより、学生に「どの科目を履修すれば専攻分野におけるどの専門知識を修得できるのか」を明示している。さらに、ナンバリングコードで各科目の難易度表現することで、「ユニット」と「ユニット内科目の体系化」を実現している。これにより、学生が各科目で得られる学修成果を理解した上で履修できる状態をつくるとともに、成績評価によりその修得度合いをフィードバックしている。

加えて、以上のような個々の科目における学修成果の評価の上に、それぞれの課程における学修活動の集大成として、博士前期課程においては修士論文もしくは研究成果報告を、博士後期課程においては博士論文を、必要な研究指導を受けたうえで執筆し、審査を受けることにより学位論文においても学習成果の把握・評価を行っている。

博士前期課程では、主査 1 名、副査 2 名体制で修了試問を行い、到達度を含めた学修成果の最終確認を行い、学生へのフィードバックを行っている。

博士後期課程では、4 名で構成（内 1 名は外部）される審査委員会において論文の合否判定と最終試問にて到達度を含めた学修成果の最終確認を行い、学生へのフィードバックを行っている。

一方で、論文の合否判定や学生へのフィードバック方法について、統一的な評価基準・手続きが明文化されていないことを課題として認識しており、令和 7(2025)年度秋学期中に整備し、学生へのフィードバックまでを実行できるよう進める予定である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-1-3》：桜美林大学教学会議規程】

【資料《4-1-15》：令和 7(2025)年度入学者用大学院履修ガイド】（p.47～p.53 該当部分）

【資料《4-3-4》：factbook_2023】

①-1. 学修成果の可視化に向けた取組

現状、学修成果の可視化について各教育組織において一部試行した学群はあるものの明確な可視化を継続的に行っている教育組織が少ない状況となっている。これを受け、令和 6(2024)年度第 5 回教学会議において、大学及び各学群・大学院における学修成果の可視化に向けた取組みの検討について依頼し、令和 6(2024)年度第 10 回教学会議にお

いて、大学のディプロマ・ポリシー及び各学群・大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化に向けた取組みが示された。評価方法の確立については、各教育組織における検討が進んだものの運用面について具体的に実施されておらず、次年度以降の実施予定にとどまっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-3-5》：令和 6(2024)年度 9 月 25 日第 5 回教学会議議事録】

【資料《4-3-6》：令和 6(2024)年度 2 月 28 日第 10 回教学会議資料（学習成果の可視化取組_各教育組織）】

①-2. 授業改善アンケートの実施と見直し

平成 16(2004)年より実施している授業改善アンケートは、令和元(2019)年より現在のアンケート項目となった。期末に行う授業を振り返るアンケートと、令和 6(2024)年度より新たに授業の改善を主な目的とした中間期のアンケートを実施している。中間期アンケートは、授業の受講者の意見を履修期間内に授業へ反映されるよう実施時期に配慮して対応している。これにより、それぞれの授業の改善に役立てるとともに、期末のアンケートに関しては、学群長及び大学院長が所属の科目の結果を参照し、全体的な改善につなげる仕組みとして活用されている。しかしながら、個々の授業におけるディプロマ・ポリシーの達成度を測るにあたり、これらを自己評価する仕組みを構築するため、教学会議にて改定に向けた協議、各学群及び大学院各学位プログラムにおける検討を開始している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-3-7》：授業改善アンケート項目】

【資料《4-3-9》：令和 6(2024)年度教学会議議事録】(p.30、p.39、p.43)

【資料《4-3-10》：令和 6(2024)年度第 10 回 2 月 28 日教学会議資料（授業アンケート協議依頼）】

【資料《4-3-11》：令和 6(2024)年度第 10 回 2 月 28 日教学会議資料（授業アンケート草案）】

①-3. 外部アセスメントテスト

学士課程の学生を対象に入学後から卒業までの時点において、客観的な評価と測定を実施するため、外部の標準化されたテストによるアセスメントテストを平成 25(2013)年より実施し、学群における学びが社会における一般的に必要な素養に達したかをテストによる定量化した値より測ることで学修成果の把握を行っている。令和 5(2023)年からはこのテストの名称も変更となり（PROG テスト）、実施方式は継続して CBT(Computer Based Testing) 方式で実施している。測定は、学士課程の新入生、2 年次進級時、3 年次進級時、卒業時の四つの時期に測定を実施し、設問内容はリテラシー（思考力）とコンピテンシー（基礎力）の 2 側面から構成されている。リテラシーにおいては情報収集力・分析力・言語処理能力・非言語処理能力といった、講義・演習形式

の科目との相関性が高い観点からの測定を継続的に行い、大学における履修を通じた学修の成長やスキル獲得を可視化することを目的としている。

一方のコンピテンシーにおいては、対人スキルや自己管理能力など、留学や課外活動、奉仕活動といった授業科目外の活動との相関性が高いと考えられるスキルを測定しており、リテラシーと合わせて、大学教育に相応しい知識の修得と人格の涵養が、学生の成長にどのように寄与しているかを確認するための手段となっている。また、令和 6(2024)年 7 月 16 日第 4 回大学運営会議にて分析結果の詳細が解説され学修成果の可視化に努めている。

学生は、修得単位数・GPA の成績情報といった学修成果の振り返りと併せて、PROG による客観的な評価も確認しながら、自身の成長の確認や課題を発見している。自身のリテラシー・コンピテンシー上の課題を克服し、また強みをより伸長することで将来のキャリア形成に向けた意識を高め、日々の学修や課外活動を次のレベルへと進め、確かな成長のステップを歩んでいる。アセスメントテスト実施後は、各学生の結果を返却するとともに、学年別にフォローアップ講座を実施している。このフォローアップ講座では、テスト結果の見方にとどまらず、自身のウィークポイントを今後どのような学修や課外活動を通じて伸ばしていくことができるか、といった助言や、各コンピテンシーがどのような職業と親和性が高いか、といったキャリア意識の醸成にも繋がるものとなっている。

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、図書館の利用状況など学修成果を把握評価する指標の一つとして、これらを取りまとめた「桜美林大学 Fact book」を毎年度発行している。令和 6(2024)年度発行の「桜美林大学 Fact Book」より過年度の情報を取入れた BI ツールで参照できるように改善され、令和 6(2024)年度 3 月 18 日第 11 回大学運営会議においてもこれらの情報がより把握しやすくなった点などが報告されている。

「桜美林大学 Fact book」は、平成 16(2014)年度より策定され本年度で 10 年目を迎え、主に学生の学修状況等における調査項目は 10 年以上前の数値から経年の推移をまとめている。学群のカリキュラム改変や社会情勢等の変動等を踏まえてこれらの指標を年度ごとに多様な角度から追うことができ、これを WEB サイト等でも公開をしている。過年度からの推移のモニタリングを通して、GPA の平均推移が大学全体における下降傾向から、さらに発展させた調査を実施した。この結果、新入生の GPA の落ち込みを学群別に把握し、さらに学期における成績不振であった学生が学期中のどのようなタイミングで大学への登校が遠のいていったのか、その前に授業の部分的な欠席が目立つようになるなどの傾向が見えてきたことから、各学群における当該時期の欠席に注意していくことなどの認識共有などが令和 6(2024)年度第 5 回教学会議にて行われた。

具体的な例として、以下のような項目がまとめられている。

(1)学修状況

履修者数別の授業数分布、履修者規模毎の成績評価分布、学期毎の平均 GPA の推移・分布、成績評価受講状況、成績評価分布、留学派遣のプログラム別参加推移など

(2)資格取得状況

教育職員免許上取得件数、学芸員取得人数、幼稚園教諭一種免許取得者・保育士登録者数、その他資格取得者数

(3)卒業生、退学除籍者の状況

年度ごとの卒業や退学、除籍者の通算 GPA の推移、通算 GPA 別の当該年度出学者の分布、卒業生と早期卒業生の経年変化、学群別の退学除籍理由

(4)就職状況

学群別就職・進路状況、業界別の就職者割合

また学生の卒業時のアセスメントテストにおいては、各自の所属学群が掲げるディプロマ・ポリシーの達成状況に対する自認意識調査を、令和 6(2024)年度秋学期卒業生から開始した。加えて、自身が学修したカリキュラムに対する満足度や、その背景としての学修行動（学修時間や取組みの姿勢等）についても設問を設けており、4 年間の学びを振り返るとともに、本学が提供するカリキュラムや学修環境・学修支援が総合的に、学生一人ひとりの成長に資するものとなっているかを定量的に把握し、改善へつなげる起点となっている。

これらの総合的な情報を、過年度からの変化や状況の変化等に応じて個別に調査を実施している。近年は学期毎の平均 GPA の推移が令和 2(2020)年をピーク(2.59)に下降傾向にあることから、学群別の分布などの詳細な調査へ発展させた結果、特に入学者の学修傾向について課題となった。GPA の調査や学生の大学への授業の参加状況、大学への登校状況などを比較した。この結果課題等について令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議にて共有を行い、出席状況等における特徴等から授業における改善点などの提起を行った。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-3-12》：PROG 資料】

【資料《4-3-13》：令和 6(2024)年 7 月 16 日第 4 回大学運営会議学資料（PROG 報告）】

【資料《4-3-14》：2024 年度第 11 回大学運営会議資料_2024 年度版 Factbook について】

【資料《4-3-15》：2024 年度第 11 回大学運営会議会議録】

【資料《4-3-16》：Fact Book_URL】

【資料《4-3-17》：令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議資料（2024 年度入学生成績等調査）】

【資料《4-3-18》：令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議資料（2024 年度入学生初学期成績等調査報告）】

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法については、大学及び各学群における評価方法についての検討を行い、具体的な可視化に向けた制度設計の草案が令和 6(2024)年度第 10 回教学会議にて大学、各学群より示され次年度以降、計画に基づいた可視化とフィードバック方法の具体策について、さらに検討が進むことになる。現状では、

評価方法の確立までは検討されたもののその運用や学生への明示については令和 8(2026)年度以降の計画となるが、学群全体の傾向値といった統計的な結果については学群ごとに集計したものを学群教員へとフィードバックしており、今後の教育改善や学生へのアドバイジングに資するよう、一部学群教授会における傾向についての説明を実施するなど、意識づけを行い始めている。

また「桜美林大学 Fact book」の制作や、学生アセスメントテストの実施とその結果分析・学内共有を通じて、今後のさらなる継続的な分析につなげ、追加調査の検討や多様な視点からの学修成果の把握・評価を行っている。

次年度以降、三つのポリシーの内、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立に向けて検討を進め、学修成果の可視化を行うために、実態となるデータによる実証やフィードバックに向けた具体的な手順など運用体制の構築を目指す。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-3-19》：令和 6(2024)年度 2 月 28 日第 10 回教学会議資料（学習成果の可視化取組資料）】

【資料《4-3-20》：令和 6(2024)年度 2 月 28 日第 10 回教学会議資料（学習成果の可視化取組_各教育組織）】

②-1. 教育内容・方法へのフィードバック

「桜美林大学 Factbook」での分析結果及び教学会議にて示された成績分析結果を踏まえ、初年次教育における学生の躓きに対応するため、教育体制の一環として新たに、「補習・再試験」の制度的な実施について協議・検討が教学会議において進められた。その後、大学運営会議の議を経て、令和 7(2025)年度より試行的に導入することとなった。

個々の授業での改善については、従前の授業改善アンケートにて個々の教員へのフィードバックを行うとともに、学群長及び大学院長は所属する科目の回答結果から、個々の授業の満足度や改善点の把握に努め、学群・大学院全体の教育改善に向けたフィードバックの指標としている。

また、アセスメントテストについては、年度ごとの実施結果について、大学運営会議及び各学群教授会で情報を共有し、教育改善等に役立てている。リテラシー及びコンピテンシーと通算 GPA との相関性などを分析しており、入試種別等の観点も加えている。これにより、大学として期待する基礎学力を有した人材の選抜として、各入試形態が適切に機能しているかの検証といった、入試戦略の見直しや初年次学修における課題の抽出などにもつながっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《4-3-13》：令和 6(2024)年 7 月 16 日第 4 回大学運営会議学資料（PROG 報告）】

【資料《4-3-21》：factbook_2023】

【資料《4-3-22》：令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議資料（2024 年度入学生初学期成績等調査報告）】

【資料《4-3-23》：令和 6(2024)年度 9 月 24 日第 5 回教学会議資料（2024 年度入学生成績

等調査)】

【資料《4-3-24》：令和 6(2024)年度教学会議議事録】(p.15、p.21、p.25、p.35、p.40)

【資料《4-3-25》：令和 6(2024)年度 3 月 18 日第 11 回大学運営会議資料】

②-2. 学修指導の改善へのフィードバック

学士課程では、アドバイザーがアドバイザーの指導を行うにあたり、学内ポータル(e-Campus)を活用し、学期毎の成績のモニタリングを行っている。これらのモニタリングの結果から毎学期の履修指導を行うにあたり、大学や学群毎の動向などを「桜美林大学 Fact book」から把握した GPA 等の分布状況から、学生の成績が相対的にどのような位置にあるのかなど、よりの確な指導が行えるようになる。

「桜美林大学 Fact book」での分析結果については、統計的なものとなることから学内の会議体を通じた教員へのフィードバックに留まっている。個々の授業改善や補修・再試験などの制度変更へとつながっているが、学生個人へのフィードバック方法としてはなお課題を残している。

アセスメントテストに関しても、フィードバック解説会は学年単位で実施しており、学生個人が自身のテスト結果をどう受け止める、それを今後の学修や学生生活にどう活かすかというレベルまで、十分に落とし込めていない。現状ではアドバイザー教員が履修、単位取得、GPA 取得といった成績面からの個別アドバイジングを行うに留まっており、今後は Fact book による全体の傾向や、アセスメント結果についてもアドバイジングツールとしての枠組みを整え、日々の学修指導において活用していく必要がある。

以上のことから、本学において教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果については、履修や単位取得状況の面においてはアドバイジングを通じて適切にフィードバックされているものの、ディプロマ・ポリシーを見据えた成長の度合いや能力の修得状況を可視化し、学生に適切にフィードバックしていく体制について、現在計画している学修成果の可視化に向けた取組みを具体化し、学生へフィードバックできるよう改善を継続していく。

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

○「メジャー・マイナー制度」による多様な学修機会の提供

本学の特色ある制度として、「メジャー・マイナー制度」が導入されている。学生は自身の興味・関心に応じ、主専攻(メジャー)に加えて副専攻(マイナー)を選択することができる。これにより、専攻分野の専門性を深めつつ、他領域を横断的に学ぶことが可能となり、幅広い知識や学際的な思考力を養成できる。履修ガイドや大学 WEB サイトで制度の周知が徹底されており、学生の多様な進路選択に対応できる教育環境を整備している

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシーの実効的運用不足

教学会議においてディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの更新や改善に関す

る協議サイクルが設定されているものの、実際に具体的な議題として継続的に取上げられる頻度は少なく、形骸化が懸念される。継続的な質保証に向けた PDCA サイクルの確立のため、具体的な協議の実態を伴う運用への改善が必要となる。

○授業とディプロマ・ポリシーの関連性周知の不十分さ

令和 7(2025)年度からのシラバスへのディプロマ・ポリシーとの関連度記載は計画されているものの、学生への制度の周知や認知が十分でないため、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の確実な達成と学生の主体的な学修設計を促す上での実行と評価に課題がある。

○大学院課程における基準や評価方法の未整備

大学院課程については進級基準が履修モデルやガイドに散見されるが、規程として明確化されていない。また、論文の合否判定やフィードバックに関する評価基準・手続きが不十分であり、大学院教育の質保証の観点から速やかな整備が必要である。

○教養教育に関する会議体や規程の不明確さ

大学共通の教養教育に関しては、コア教育領域を定める仕組みがあるものの、その検討を担う組織的基盤や規程が明示されていない。会議体の定義や規程の整備不足が、教育の質保証体制を不明瞭にしている。

○学修成果の可視化と学生への個別フィードバック不足

Fact Book や BI ツールによる学修成果の可視化は進んでいるが、学生一人ひとりへのフィードバック体制は未整備である。全学的に活用できる仕組みがなく、個々の学修改善につなげるための具体的手続きが不足している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

○ポリシー見直し体制の確立

令和 7(2025)年度中にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し手順を明文化し、教学会議において必ず議題化する体制を整備する。これにより、教育の質保証サイクルの中で常に評価・改善が行われる仕組みを確立する。

○シラバスへのディプロマ・ポリシー関連度明記と運用開始

令和 7(2025)年度から各シラバスにディプロマ・ポリシー関連度を 3 段階で明記し、教員向けガイドラインを新たに策定して厳正な適用を徹底する。併せて、学生に対しては履修ガイドやガイダンスを通じてディプロマ・ポリシーと科目の関連性の意義を説明し、制度理解を促す。

○カリキュラム・マップと履修モデルの全学的統一

現状、学群によって整備状況に差があるカリキュラム・マップと履修モデルについて、令和 7(2025)年度中に全学的な統一整備を完了させる。これにより、ディプロマ・ポリシ

ー及びカリキュラム・ポリシーとの一貫性を可視化し、教育課程編成の透明性を高める。

○大学院規程・評価基準の整備

大学院における進級・修了規程が未整備であるため、令和 7(2025)年度中に規程を策定し、論文合否判定やフィードバックに関する評価基準・手続きを明確化する。大学院教授会での審議と併せて運用を開始し、教育の質保証を担保する。

○教養教育に関する会議体の制度化

基盤教育・教養教育の質保証を担う会議体について、教学会議や学群教授会を通じて組織的基盤を明確化し、必要に応じて規程改正を行う。令和 7(2025)年度末までに制度として明文化する予定である。

○学修成果の個別フィードバック制度の確立

令和 7(2025)年度末から GPA 面談でのデータ活用を開始し、令和 8(2026)年度には履修相談の場でアドバイザーが学生個々にフィードバックできる体制を導入する。これにより、学修成果の可視化が学生自身の学びに直結する仕組みを整備する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制について、本学における学長の選任は、理事長の推薦に基づき理事会が行っており、その手続きは「学校法人桜美林学園設置校長選任規程」に定められた各条項に従っている。学長は、大学学則第 9 条において「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定されており、大学運営の最高責任者としての権限を明確に付与されている。

また、学長のリーダーシップを発揮するための体制として、副学長、特命副学長、学長補佐、特命学長補佐、学群長等を置き、その執行体制を整備している。

副学長は、大学学則第 10 条において、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定し、これに基づき「桜美林大学副学長規程（以下、本基準において「副学長規程」という。）」において、その職務、選任方法、任期等を規定している。現在、副学長を 3 人配置し、「アドミッション・キャリア・自己点検・評価担当」「研究・人事担当」「学務担当」としている。副学長権限の特命事項として特命副学長を 2 人配置し、「グローバル担当」「中国関係担当」としている。

副学長は、学長により選任され、職務については大学運営会議にて各教育組織、事務部署に周知され、学内の掲示板及び大学 WEB サイトでも周知している。

学長補佐は、「桜美林大学学長補佐に関する規程（以下、本基準において「学長補佐規程」という。）」第 2 条において、「学長の命を受け、学長又は副学長を補佐し、学長等の指示する特別の事項について業務を遂行する」と規定するとともに、職務、選任方法、任期等を規定している。現在は 1 人を配置し、「学生募集担当」として事務職員である入学部長が兼務している。学長補佐権限の特命事項として特命学長補佐を 1 人配置し、「スポーツ担当」とし、スポーツに関する業界や事情等に明るい教員が兼務している。

学群長等は、大学学則第 11 条第 1 項において、「本学の学群及び学群以外の教育組織のそれぞれに長を置く」と規定し、同条第 2 項で「学群長等は、学群等に関する校務をつかさどる」と規定している。選任については、「桜美林大学教授会規程（以下、本基準において「教授会規程」という。）」第 2 条第 3 項において、「当該学群等の専任の教授の中から学長が選出し、常務理事会の議を経て、理事長が任命する」と規定し、それぞれ学群長等を配置している。加えて、大学院長は、大学院学則第 4 条の 2 において、置くことをはじめ、職務、選任方法や任期等について規定している。なお、研究科長についても大学院学則第 4 条の 3 でそれぞれについて規定している。

以上のように、学長が適切なリーダーシップを確立し、発揮するための体制を構築している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-1-1》：2025 年度桜美林大学主要役職者一覧（副学長の職務）】

【資料《5-1-2》：桜美林大学学則（大学運営会議該当部分）】

【資料《5-1-3》：桜美林大学学則】

【資料《5-1-4》：学校法人桜美林学園職務権限に関する規程】

②権限の適切な分散と責任の明確化

大学の意思決定の権限と責任については、学長が所管する大学における会議体として、次のように整備している。

まず、「学長室会議」は、学長、副学長、学長補佐を構成員とし、学長の諮問機関として、大学の方針や戦略に関する意思の決定及びアイデアベースの企画について意見交換等を行っている。ここで決定した方針及び戦略は、後述する「拡大学長室会議」及び各副学長が所管する会議体において、企画の具体化に向けた議論を行う。

次に、「拡大学長室会議」は、学長、副学長、学長補佐、特命副学長、特命学長補佐、学群長、大学院長、別科長、総合研究機構長、学務部長、総合企画部長を構成員とし、大学の教育研究事業や国際交流事業等に関する意見のすり合わせや調整、企画の具体化を行っている。

さらに、「大学運営会議」は、大学学則に規定する大学における意思決定機関として運営している。構成員は、学長、学園長（現在は空席）、副学長、学群長、大学院長、学群以外の教育組織の長の中から学長が指名した者、その他の教職員の中から学長が指名した者をもって組織しており、大学学則第 15 条に規定している。ここでは、大学学則第 16 条各号に規定する重要な事項について審議している。具体には、常務理事会や理事会といった会議体へ上程する必要のある事項や、文部科学省をはじめとする国等からの求めにより審議を必要とする案件、学長室会議や拡大学長室会議をはじめ、各副学長が所管する会議体で議論し決定した教育研究に係る事項について、大学としての意思決定を行っている。

各学群等では、大学学則第 20 条に規定する教授会を組織し、学群長が議長となっており、原則毎月 1 回の割合で開催している。教授会に関することは「桜美林大学教授会規程（以下、本基準において「教授会規程」という。）」で規定するとともに、学長が決定を行うにあたり、大学学則第 21 条に規定する事項について意見を述べるものとしている。

学長は、大学学則第 21 条第 1 項第 3 号、第 21 条の 3 第 1 項、教授会規程第 7 条第 1 項第 3 号等に規定する、学長が決定を行うに当たり、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を「桜美林大学学則第 21 条第 1 項第 3 号等に規定する学長が定める事項に関する内規」として、学長裁定によって定めている。

大学院でも同様に、大学院学則第 10 条に規定する大学院教授会を組織し、大学院長が議長となっており、原則毎月 1 回の割合で開催している。大学院教授会に関することは「桜美林大学大学院教授会規程（以下、本基準において「大学院教授会規程」という。）」で規定するとともに、学長が決定を行うにあたり、大学院学則第 10 条の 2 に規定する事項につ

いて意見を述べるものとしている。

学長は、大学院学則第 10 条の 2 第 1 項第 3 号、大学院教授会規程第 7 条第 1 項第 3 号に規定する、学長が決定を行うに当たり、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を「桜美林大学大学院学則第 10 条第 1 項第 3 号に規定する学長が定める事項に関する内規」として、学長裁定によって定めている。

以上のことから、権限を適切に分散するとともに、責任を明確にしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-1-5》：桜美林大学教授会規程】

【資料《5-1-6》：令和 6(2024 年度)全教育組織教授会議事録】

【資料《5-1-7》：桜美林大学学則（第 4 節）】

【資料《5-1-8》：桜美林大学学生の懲戒に関する規程】

③職員の配置と役割の明確化

本学では、令和元年以降、キャンパスの新設や新部署の設置等に伴い、教育研究の円滑な実施と教学マネジメントの機能性確保のため、職員体制の整備・役割分担を進めている。

各学群の教務、学生支援等については、学務部及び各キャンパス事務室で行っており、学務部は各キャンパスの事務統括も行っている。また、各キャンパス事務室はキャンパス内で学生支援が完結できることを目指し、キャリア支援、国際交流関係等についても、それぞれキャリア開発センターや国際交流センターと連携しながら、それらの事務を行っている。

事務職員の人事異動は「学校法人桜美林学園就業規則」第 25 条に基づき行っており、新キャンパスの設置に伴い新設した各キャンパス事務室については、学生の収容定員数を基にしながらも、各キャンパスや学群固有の業務も生じるため、人事部とキャンパス事務室長とのヒアリング内容も加味して、職員の配置数を決定している。また、キャンパスの特性に応じて特定のスキルに秀でている職員の配置も行っている。例えば、留学生の受入れを積極的に行っている新宿キャンパス事務室には、語学スキルが高い職員や外国籍の職員を積極的に配置している。

職員の教学部門への参画は、教学会議や教務委員会、将来構想検討委員会などの各種委員会へは毎回参加し、各種報告や事務部門からの提案等を行っている。それに加えて、各学群の課題感や状況に応じて学群執行部との打ち合わせ等を行い、カリキュラムの改編を行う際は職員も内容の精査に加わる等の形で、事務職員の教育活動への参画、教職協働のための連携を図っている。

なお、教育研究活動のさらなる発展させるため、事務組織の改編や事務職員の適材適所の配置に取り組んでいる。また、令和 8(2026)年度に人事制度改定を実施する予定であり、令和 5(2023)年度より人事部を中心に現在も検討を進めている。人事制度改定は、令和 5(2023)年 6 月に報告された「ガバナンス検証委員会調査報告書」で「組織マネジメントにおける公正性の担保」と「ビジョン・戦略の共有できる体制」の必要性が指摘されたことと合わせ、それまでの人事施策において課題となっていた点の解消を目的として、令和 6(2024)年 1 月に総合企画部主導の全学的なプロジェクトである人事マネジメント部会が

発足し、本学園の諸課題に対応するための検討を開始した。人事マネジメント部会は、令和 7(2025)年 1 月の報告書の公開をもって活動を終了しており、現在、人事制度については、人事部において等級制度、評価制度の全面的な見直しを行っており、事務組織については、総合企画部において、各部署とのヒアリングを行い、その結果を踏まえた組織案の策定を進めている。また、組織改編の実施に伴い、各部署の業務分掌についても見直しを行い、「学校法人桜美林学園業務分掌規程」の内容の更新作業も総務部にて行う。

職員の採用については、学校法人桜美林学園就業規則第 24 条に基づき実施している。採用方針は毎回の採用者の配属想定先が異なり、それに伴い求めるスキルや内容も異なるため、規程等での明文化は行っていなかったが、現在、事務職員の採用及び昇任の実施方法に関しては、人事制度改定にあわせて、人事部において令和 7(2025)年度中に実施ガイドを策定し、明示する方向で検討を進めている。なお、これまで一貫して掲げている学園としての求める人材像は採用ページに記載している「チャレンジ精神旺盛で変化を楽しむ人材」である。実際の採用の流れとしては、書類選考の後、人事部面接、管理職層面接、理事面接を実施し、最終の内定者の決定は常務理事会での決定による。なお、配属先の決定は内定承諾後に内定者のスキルや各部署の状況を改めて人事部にて判断し、確定させている。配属先の最終確定も内定者の決定と同様に常務理事会での決定による。

また、職員の適正な配置のため、能力があると判断された職員の昇格を行うことも一つの手段として考えられる。職員の昇格については、「学校法人桜美林学園専任職員の等級に関する規程」において各等級への昇格要件等を定めており、要件を満たしたものを対象として、昇格のための等級移行試験を毎年 2 月に実施している。規程に記載のある通り、試験の結果と職員評価の内容も加味したうえで、人事委員会において審査を行った後、理事会での承認を最終決定として、昇任者を確定している。

なお、事務職員の採用及び昇任の実施方法に関しては、現在個別の規程策定に向けた検討を進めている。

以上のように、本学では、制度と運用の両面から職員体制を整備しており、教学支援機能の充実に貢献している。今後の育成体制の強化などを通じて、人材面、組織面で、より一層の向上を目指す。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-1-10》：法人桜美林学園事務分掌規程（p.5、第 16 条以降学務部該当箇所）】

【資料《5-1-11》：学校法人桜美林学園就業規則（p.5 人事関連項目）】

【資料《5-1-12》：学校法人桜美林学園専任職員の等級に関する規程】

【資料《5-1-13》：学校法人桜美林学園人事委員会規程】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

学士課程教育及び大学院課程教育に即し、本学の教育目標である「国際的人材の育成」のために、大学設置基準を上回る教員を配置している

また、教員の採用及び昇任については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」に則り、行っている。各任用案件の審査担当者は学群長及び人事担当教員が所属教員の専門分野等を考慮しながら選定し、人事担当副学長の確認を以て正式に審査担当者として依頼を行っている。その審査担当者が公募の際に公開する募集要項の作成にも関わることで、より適した教員の獲得に向けた応募資格や選考内容のコンセンサスをとっている。なお、募集要項の作成は、すべての案件について学群長や大学院長、学位プログラムの長が行っているわけではなく、学群長等が審査担当に入っていない案件では、あくまでも審査担当者の主査が作成を担い、学群長等は内容の確認等を行う形を取っている。

専任教員任用については、まず学群から提出された任用計画案をもとに、「桜美林大学教員任用・昇任規程」第7条に規定されている、学長が指名した副学長が議長を務める人事計画・人材活用会議で任用計画書にまとめ上げていく。その任用計画書を、学長室会議で報告、承認を行った後、常務理事会にて最終承認をいただき、確定させたうえで公募を開始している。学群にて書類選考、面接審査を行った後、候補者を人事担当副学長に報告し、学長、人事担当副学長と理事長による最終面接を行う。最終面接にて候補者を絞り込み、絞り込みを行った候補者について学長より常務理事会で報告を行い、採用の最終意思決定を行っている。

専任教員の昇任審査についても、人事計画・人材活用会議で行う。まず、大学内でコンセンサスをとった昇任要件をもって抽出された昇任候補者を各学群、研究科より人事担当副学長に報告する。その後、人事担当副学長が人事部に確認を取りながら、人件費や各学群の教授率等から昇任可能な人数を割り出し、学長室会議にて昇任審査実施可能者数を確定する。学長室会議後、承認候補者と学長、人事担当副学長とでの面談の機会を設け、その面談の結果を含め常務理事会に報告し、常務理事会の承認を持って、昇任者の確定としている。

なお、非常勤教員の任用に関しては、まず、学群から提出された任用計画を人事計画・人材活用会議での承認をもって人事計画の確定とし、募集を開始している。選考は、学群での書類選考、模擬授業や実技試験も含めた面接審査を実施し、人事担当副学長及び学長には学園ポータルサイトの Oberlin Portal のワークフローの「教員任用者決定の報告書」を学群長より回付することで審査結果の報告及び学内承認手続きを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-2-1》：桜美林大学教員任用・昇任規程】

【資料《5-2-2》：桜美林大学特別任用教員規程】

【資料《5-2-3》：桜美林大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程】

【資料《5-2-4》：桜美林大学客員教員・招聘教員規程】

【資料《5-2-5》：桜美林大学非常勤教員規程】

【資料《5-2-6》：専任教員公募募集要項（グローバル・コミュニケーション学群社会統計学分野(准教授または助教)）】

【資料《5-2-7》：専任教員任用二次審査審査報告書（グローバル・コミュニケーション学群社会統計学分野(准教授または助教)）】

【資料《5-2-8》：Oberlin Portal「教員任用人事の提案」（グローバル・コミュニケーション学群社会統計学分野(准教授または助教)）】

【資料《5-2-9》：Oberlin Portal「教員任用者決定の報告書」（グローバル・コミュニケーション学群社会統計学分野(准教授または助教)）】

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

1. FD の方針・計画

FD は従前から教育組織ごとに実施するものと大学全体で実施する 2 本立てとなっている。教育組織の目的、教育カリキュラムに沿った適切な教育職員の人員配置の企画・立案については、令和 2(2020)年度に「教育企画」担当の職員を学長室に配置し、教育組織のみではなく学長室を中心とする事務組織とが一体となつて行う体制を整えている。

上記の教育企画担当が中心となり、令和 6(2024)年度の全体 FD では、7 月に本学での受審を初めて経験する教職員が多くいることから、「大学認証評価を知る」というテーマで研修を実施した。当日はこれまでに評価者としての経験がある本学の教職員の他、令和 5(2023)年度より日本高等教育評価機構へ出向している本学事務職員も登壇し、評価者の視点からの改善点等について報告がなされた。

さらに、令和 7(2025)年 3 月にも全専任教職員を対象に全学 SD・FD を開催し、授業等の魅力を高めるための手法や授業等におけるトラブル防止のための留意点について、本学の教員の実践例を全学の教員へ情報共有の機会を設けるとともに、外部講師を招いて教育現場における生成 AI の活用についての考え方を学び、教員個々人の教育能力向上を図る取り組みを行った。

また、教員の研修制度として、採用後一定年数を経た者の中から学長が決定した教員を対象に、半年又は 1 年間の長期研修制度（学外研修制度、特別研修制度）を設けており、FD の一環としての人的育成にも資する取り組みを行っている。

全学的な取り組みだけでなく、各学群においても、学修者本位の教育への転換のために、都度現行の教育プログラムの点検を行っており、令和 3(2021)年度にリベラルアーツ学群、令和 5(2023)年度にグローバル・コミュニケーション学群と健康福祉学群、令和 6(2024)年

度にビジネスマネジメント学群、令和 7(2025)年度に芸術文化学群がそれぞれ新たな教育プログラムの運用を行うこととなった。

現在、本学では次項で示す通り FD・SD の高い参加率に加え、全学的な FD・SD 実施後のアンケートや教育課程の改定、研修制度、教育評価との連動といった観点からも、FD 活動が組織的に実施されており、教育の質保証に資する仕組みとして定着しつつある。今後は FD 活動における学びを個々の教育改善につなげる体制の強化を図る。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-3-1》：Oberlin Portal 掲示「全学 FD・SD 研修『大学認証評価を知る』開催のお知らせ】

【資料《5-3-13》：桜美林大学長期研修制度に関する規程】

【資料《5-3-14》：桜美林大学学外研修制度に関する規程】

【資料《5-3-15》：桜美林大学特別研修制度に関する規程】

2. FD の実施報告書

令和 6(2024)年 7 月 30 日に「大学認証評価を知る」と題して、「全学 FD・SD」を開催した。研修の主たる対象者は、各組織において、大学機関別認証評価制度の受審に向けた対応をリードすることが期待される以下の教職員であった。

- ・学群長、大学院長、学類長
- ・学群長補佐、大学院長補佐
- ・別科長、図書館長、センター長
- ・各教育組織における自己点検評価担当委員会の委員長
- ・事務部門部課長、室長、係長

上記の対象者以外の専任教職員もオンラインで参加することは可能とし、当日は 99 名の教職員が参加した。

また、令和 7(2025)年 3 月 5 日及び 28 日の 2 日間にわたり、本学では全教職員を対象とした「全学 FD・SD」を開催した。本研修は、授業改善や業務改善に向けた教職協働の強化をねらいとしたものであり、2 部構成・全 4 プログラムで実施された。参加対象を全専任教員及び職員とし、のべ 525 名から参加申込があり、うち FD に該当するプログラムには全専任教員 291 名中 273 名（93.8%）が参加した。欠席者 18 名については、いずれも疾患等による身体的事情によるものであり、実質的には全専任教員が参加した形となった。

参加後に実施したアンケート結果では、教員の回答のうち「とても満足」が 38%、「満足」が 44%であり、職員については「とても満足」が 36%、「満足」が 50%となっており、プログラムの内容に対する一定の評価が得られている。特に、教育課題に関する対談形式のセッションや生成 AI の授業活用に関する講演については、「実務に活かせる内容だった」「他部署と問題意識を共有できた」といった自由記述も見られ、教員にとっては授業改善のヒントとなり、職員にとっては業務改善や学生支援の工夫へとつながる実践的効果があったと考えられる。

また、全学 FD・SD の実施に並行して、各学群においても独自に FD を実施しており、

全学で共通する知識や視点を養う場と、学群ごとの専門性に応じた課題を検討する場とが、補完的に機能した構成となっている。FD 活動を契機に、令和 3(2021)年度のリベラルアーツ学群、令和 5(2023)年度のグローバル・コミュニケーション学群及び健康福祉学群、令和 6(2024)年度のビジネスマネジメント学群、令和 7(2025)年度の芸術文化学群において新たな教育プログラムが順次導入されており、教育課程の改善に FD が実質的に貢献していることが確認される。

さらに、FD の位置づけを制度的に支える仕組みとして、本学では教育企画担当を学長室に配置し、教育組織と事務組織の連携による教育改革を推進している。令和 6(2024)年度に実施された全体 FD では、「大学認証評価を知る」というテーマのもと、本学の認証評価対応を初めて経験する教職員を対象に研修を行い、登壇者には評価者経験のある教職員や、日本高等教育評価機構へ出向中の本学職員が加わり、実務的な視点からの改善点の共有がなされた。

加えて、教員の資質向上を図る長期的な枠組みとして、FD の一環となる人的育成にも資する長期研修制度が整備されている。これは、「桜美林大学長期研修制度に関する規程」第 3 条に規定されている資格要件を満たした教職員を対象に、半年または 1 年間の学外研修または特別研修を認めるもので、学群または人事担当副学長からの推薦に基づき、常務理事会での決議を経た後、学長が最終的な候補者の確定を行っている。今後は、FD の実施結果をより定性的に分析し、個々の教育改善に結びつける体制の強化を図るとともに、教職協働による質保証文化のさらなる深化を目指す。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-3-12》：全学 FD・SD 参加集計結果】

【資料《5-3-13》：桜美林大学長期研修制度に関する規程】

【資料《5-3-21》：令和 6(2024)年 7 月 30 日実施 全学 FD・SD「認証評価を知る」参加申込者一覧】

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

SD 研修は、①全学的な集合型研修や②人事部にて選定した職員に学内外の研修への参加を求める研修、③オンデマンド教材を利用した研修、④本学大学院修士課程履修など、多様な形式で実施している。①全学的な集合型研修については、FD も兼ねて実施したものにはなるが、令和 7(2025)年 7 月に実施した「大学認証評価を知る」というテーマでの研修や令和 7(2025)年 3 月に日程を分けた二部構成で実施した障害学生支援後援会、生成 AI の活用に関する研修が挙げられる。いずれの研修も、学校を運営する一職員としての知識向上を目的として、専任教職員は参加必須とした。

②の学外の研修参加は、各研修の参加者資格を確認し、人事部にて対象となり得る職員を選定している。毎年度必ず参加者を派遣している研修としては、私立大学庶務課長会主催職員基礎研修会、キリスト教学校教育同盟主催事務職員夏期学校が挙げられる。私立大学庶務課長会主催職員基礎研修会は入職 3 年から 5 年以内かつ 30 歳以下の職員が対象の外部研修で、関東近郊の大学から 200 名ほどの参加者が集まる大規模な研修であり、大学や部署の垣根を超えての人脈形成及び本学以外の大学の取り組みを知る機会を設ける目的で

参加者の派遣を行っている。また、キリスト教学校教育同盟主催事務職員夏期学校（2泊3日）には、入職5年目までの職員の中から毎年2名派遣している。この研修ではキリスト教学校で働くことについてのグループワークや牧師の説教の時間が設定されていて、キリスト教系の学校で働くことについて職員自身が考えを巡らせ、本学が大事にしている理念やモットーなどを客観的に捉えなおすことを狙いに据えている。また、数日にわたる研修に参加することで、他大学職員との情報交換や外部ネットワークが構築でき、研修終了後も業務上で他大学の取組み例などを参考にしたい際などに積極的な情報交換が行われている。

③のオンデマンド教材を使用した研修は、令和2(2020)年度より株式会社 Schoo の教材を使用し、職員個々の希望に合わせて、ICT スキル向上のための1回60分の講習受講ができる研修制度を整えた。また、現在は、主に各種ソフトの操作や資料作成等を担う2等級（課長職）以下の職員に対して、年1回以上講習を受講することを課し、さらなる業務効率化のためのスキル向上に取り組んでいる。受講者からも「各講座のレベルや内容が細かく分けて設定されているため、集合型とは異なり、自身が習得したいスキルをピンポイントで習得できる」とのことで、継続希望の声が多くある。

さらに、上記の3つの研修に加えて、④高等教育、大学経営に関する基礎的な理論と知識の修得を目的として、本学大学院大学アドミニストレーション研究科修士課程の科目等履修生として学びたい職員を学内公募している。令和6(2024)年度では通信教育課程3人が科目等履修生として単位取得している。なお、経営人材として事務職員の知識レベルのさらなる向上が必要であると課題認識を持つ理事長や職員からの声に応える形で、令和7(2025)年度からは、大学院のカリキュラム変更を受けて、一時実施を停止していた同研究科へ正規生としての研修を再開し、現在1人が履修している。

上記①から④のSD研修については、各研修の実施目的は明らかではあるものの、それぞれの研修が単発での実施となっており、人事評価との連動ができていない実態がある。前述の通り、令和8(2026)年度施行に向けて、現在人事制度の改定を進めており、その中で研修体系の見直しや人事評価との連動性を持たせる制度設計の策定を人事部にて行っている。また、研修制度と合わせて等級制度の見直しも行うことを想定して、部長職層（1等級）、課長職層（2等級）、係長職層（3等級）の職層毎の研修も実施し、それぞれの役職で求められる役割についても認識を持ったうえで、新人事制度への移行を行う。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-3-16》：令和6（2024）年度一般社団法人キリスト教学校教育同盟第68回夏期学校開催要項】

【資料《5-3-17》：令和6（2024）年度私立大学庶務課長会職員基礎研修会参加者募集について（ご案内）・募集要項】

【資料《2-3-22》：令和6(2024)年度オンライン研修実施に関する全学掲示板の文書 - Oberlin Portal】

【資料《5-3-18》：Schoo_桜美林学園5等級カリキュラム表】

【資料《5-3-19》：令和6（2024）年度桜美林大学大学院大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）科目等履修生学内公募案内】

【資料《5-3-20》：令和 7（2025）年度桜美林大学大学院大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）入学希望者学内公募案内】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では専任教員及び研究業務を委嘱された一部の特任教員を研究者と位置付けている。研究環境としては、講義準備はもとより個々の研究活動に利用可能な書架を備えた床面積約 30 m²の専用の研究室を提供しているほか、共用施設として教員ラウンジや印刷室が用意されており必要な資料印刷にも使用できる。また、一部の理系分野の研究者には実験機材等を備える「町田キャンパス理化学館」内に専用の研究室（実習室）を用意し、教員の専門領域に適応した研究活動を可能としている。本学の各キャンパス・各館へは、個々に配布している錠を用いることで入退館が可能で、休日や休暇期間中も個人研究室が利用できるため研究活動における物理的な制約を低減している。情報通信環境については各キャンパス・各館内に無線 LAN を整備し、研究室や共用スペースから常時接続が可能となっており、学術研究における ICT 化の進展に対応している。これらにより研究者のニーズに十分応える研究環境を整備している。

本学における研究活動の基本方針や個別施策については「桜美林大学学則」第 6 条に基づき定められている「桜美林大学総合研究機構規程」により設置された「桜美林大学総合研究機構」（以下「総合研究機構」）が担っている。総合研究機構の責任者となる総合研究機構長（以下「機構長」）は研究担当副学長が兼任している。具体的な方針や施策の検討は、機構長と各教育組織（学群・大学院）の学群長補佐（学系担当）及び事務局をメンバーとする「研究推進会議」において決定している。同会議では、学内公募制の「学内学術研究振興費」の制度運用、「桜美林大学研究紀要」の刊行、機構長からの諮問事項を所管・審議しているほか、研究環境整備・改善に向けた事項について幅広く議論し、施策実現に向けた意思決定を行っている。

研究費に係る予算申請、外部資金申請、研究予算管理・執行及び研究出張関連手続き等の研究活動に係る事務処理は全て「総合研究機構研究推進課」（以下「研究推進課」）に一元化し適切に管理している。研究費の執行（精算）手続きに関しては、「Research Handbook」に詳細に定めているほか、個別の申請〆切日や留意点等について学内ポータルサイト「Oberlin Portal」に随時掲載（2024 年度は年間 17 回）し、周知に努めている。科学研究費補助金（以下「科研費」）はもとより一部が補助金対象である学内研究費については適

正な経費執行が要求されるため、説明責任が十分に果たされる研究費執行ルールを第一としつつ研究活動に過度な支障が生じることのないよう、個別の改善ニーズの蓄積や社会情勢の変化等を勘案し、研究費の適正使用と利便性の二律背反のバランスを考慮して研究費執行手続きの見直しと改善を継続的に行っている。また「Research Handbook」については従来 PDF 形式だったものを 2024 年度から Google site 化し、サイト内検索や関連項目参照を可能としたことで研究者の利便性を向上させている。

研究出張については、「桜美林大学研究旅費規程」に基づき、一般的な公務出張とは区分した承認手続きをとることによって、研究者の多様な研究活動に対応すると同時に研究業務に関する専門的な観点からの管理を可能としている。また昨今、特に科研費において所謂「カラ出張」に対する監視の目が厳しくなっている背景もあり、帰着後は一定の期間内の報告書提出を必須とし、事前申請と事後報告の間に矛盾が無いことを確認した上で、研究者が立替払いしている旅費交通費の精算を行うことで、カラ出張の未然防止対策を確立している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-4-1》：桜美林大学学則（抜粋）】

【資料《5-4-2》：桜美林大学総合研究機構規程】

【資料《5-4-3》：総合研究機構 研究推進会議運用規則】

【資料《5-4-4》：学校法人桜美林学園事務分掌規程（抜粋）】

【資料《5-4-15》：桜美林大学研究旅費規程】

【資料《5-4-17》：2025 年度版 Research Handbook】

【資料《5-4-19》：2025 年度「学内学術研究振興費」_募集要項】

【資料《5-4-24》：桜美林大学研究紀要要領（2023 年 6 月 1 日改訂版）】

②研究倫理の確立と厳正な運用

文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学においても研究活動の公正確保に向けた次の諸規程を整備している。

【研究支援に関する諸規則】

桜美林大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

桜美林大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

桜美林大学における研究活動の不正行為に関する規程

桜美林大学における公的研究費不正防止計画

『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』に基づく本学における体制

桜美林大学の研究活動における行動規範

桜美林大学における公的研究費に係る不正な取引に関与した業者への処分方針

桜美林大学利益相反マネジメント規程

これらの規則では管理責任体制の明確化、研究成果・研究データの保存期間、明文化及

び不正行為の告発等の窓口の周知等を明確にしている。責任体制の明確化としては、最高責任者、統括責任者及び研究倫理教育責任者を配置し、その職務や責任範囲を定め、研究機関としての研究不正防止に向けた体制を構築している。研究成果・研究データの保存・開示に関しては、万が一にも研究不正の疑いがもたれた場合に、当該研究のデータ等を速やかに開示できる為の管理・保管状態を定めるとともにデータ保存及び管理の重要性を明記し、その徹底を図っている。不正行為の告発等の窓口に関しては、研究活動上の不正行為に関わる告発窓口を本学園「監査室」に設置し、研究活動上の不正行為に関わる学内外からの告発・相談を受け付ける体制を整えている。

規程整備による研究倫理確保の体制整備の一方で、研究倫理は個々の研究者の心掛けに負うところが多い。そのため研究者に研究倫理の重要性を認識させるために、全研究者に対して研究倫理に関わる「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]エルコア」(提供：日本学術振興会)の研究者向けコースの受講を令和元(2019)年より課している。このプログラムを受講することは、科研費の申請のみならず、本学の研究費を執行するための必須要件としている。受講の時期は本学入職時、過去に受講している者は少なくとも5年に1度の再受講を義務化しており、研究者としての研究倫理の重要性を初心に帰って再認識する機会を確保している。参考までに令和6(2024)年度の再受講対象者は133人と多数であったが、その全員が期限内に再受講を終えている。なお、この研修は内容の理解度を問う設問が随所に設けられており、全体で正答率90%以上とならなければ修了とならない仕組みとなっているため、構造的に受講者の理解度は十分なものとなっている。

個別の研究活動における研究倫理の確保としては、ヒトを対象とする研究活動において、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的として「桜美林大学研究倫理規程」を定め、同規程に基づき「研究活動倫理委員会」を設置し、ヒトを対象とする本学研究者の研究活動についての研究倫理審査を年度内6回実施している。令和6(2024)年度は本学所属の研究者及び大学院生にかかる計80件の倫理審査を行った。研究体制及び研究方法や調査対象者への倫理上の配慮、利益相反の懸念等について7人の研究者委員が中心となって研究倫理上の懸念点等を網羅的かつ詳細に確認・指摘し、必要に応じて修正を求めることで相当程度に質の高い倫理審査が行われている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料《5-4-5》：2024年度研究倫理教育受講管理表】

【資料《5-4-8》：桜美林大学における研究活動の不正行為に関する規程】

【資料《5-4-13》：桜美林大学研究倫理規程】

【資料《5-4-14》：2025年度研究活動倫理委員会年間スケジュール・委員名簿】

③研究活動への資源の配分

前述の通り、本学では専任教員及び研究業務を委嘱された一部の特任教員を研究者と位置付けており、研究者には研究活動の基盤的経費でかつ使途に関して研究者の裁量の余地が大きい「研究室研究費」を毎年配分している。研究室研究費の単価は毎年度の予算措置

で決定し、2024 年度は一人あたり年間 30 万円（半期所属の場合は 15 万円）を措置している。

研究者は毎年度の研究活動計画を「教員評価（目標計画）」で申請し、研究活動状況は毎年度終了後に「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」の提出をもって確認している。「教員評価（目標計画）」が未提出の場合は研究室研究費の執行が許可されないため、研究者が無計画に研究室研究費を使用するモラルハザードの予防に役立っている。

「教員評価（目標計画）及び教員評価（結果報告）」の申請は「Oberlin Portal」上の電子ワークフローで行うため、未提出者も容易に確認でき全員が漏れなく提出するための手順が確立している。

報告書には研究費の使途だけでなく研究活動全体の進捗状況も申告できるほか、教育活動等その他の活動報告も記入できるので、各所属長（学群長または大学院長）と研究担当副学長は、各研究者の活動状況を詳細に把握することができると同時に、大学組織全体としての研究施策立案の基本データとして活用できる。

この他の学内研究予算として「学内学術研究振興費（以下「学内振興費」）」制度を令和元(2019)年から導入している。これは年度予算 4,000 万円を上限とし、学内の競争的研究資金と位置付けて学内公募を行っている。学内振興費は年度後半に学内向けに公募した後、各学群・大学院別に所属研究者の研究テーマを審査し、採択枠の範囲内で採択候補を選定し、例年 2 月の研究推進会議の審議を経て決定している。

採択者へは新年度になるタイミングで採否結果を通知し、年度当初からの研究活動が可能となるよう配慮している。学内振興費は研究計画の内容を踏まえて配分額を決定しているが、制度導入時から 5 年が経過し、本学の研究者総数の増加に伴って年々申請者が増加していることから、近年では研究計画で申請された希望額の満額採択が難しくなってきたおり、研究計画上はより多くの研究費が必要な研究テーマに対して必ずしも十分な研究予算が配分できない現状がある。

本学の特色ある研究への重点支援である学内振興費の効果を最大化するためには、学内振興費予算の増額をはじめとして、学内基金の研究活動用途への使用許可など新たな研究費の制度化を進めることを計画している。

個々の研究者が獲得した外部資金についても配分管理を行っている。科研費は 10 年ほど前から代表研究者としての採択数が安定傾向にあったが、より多くの採択を目標とした場合の申請支援体制について、従前の研究推進課スタッフが中心となる、様式チェックに留まらざるを得ない学内の支援だけでは質的な限界があると判断し、令和 3(2021)年度から外部の申請支援サポートを導入している。

導入初年度は試験導入のため利用実績は若干名だったが、本格導入した 2022 年度以降はレビュー利用者が 20 人を超え、令和 5(2023)年度以降は 30 人超が利用している。採択への効果としては令和 4(2022)年度以降、レビューを利用した場合の採択率は未利用に対して明らかな優位性が確認できており、外部資金獲得の意欲の向上にも寄与する結果となっている。

但し、サービス提供会社からは、本学におけるレビューの平均回数が 1.5 回に留まっておりさらなる採択率向上に向けては複数回のレビューが必須である点や、研究者の研究計画策定期間が全体的に遅く、科研費応募スケジュールの早期化に本学の教学体制が対応し

切れていない点が懸念である旨の助言を受けている。これらの助言は今後の外部研究費獲得支援策における改善点として役立てるつもりである。

また研究者の研究成果公表は、個々の研究者が所属する学会での発表、ジャーナル掲載、書籍の出版等が中心となるが、本学教員や大学院生と一部の学外者（主に OB・OG）が論文等を投稿できる「桜美林大学研究紀要」の「桜美林大学学術機関リポジトリ」への公開を通じて成果の公表を比較的容易に行える環境も整えている。

その他の外部資金としては受託研究も安定的に継続しているが、さらなる外部資金の獲得に繋がることを意図して、研究推進課では研究者に対して外部資金公募情報を随時学内へ周知し、また受託研究や共同研究にかかる事務体制や受託研究契約書フォーマットを整え、研究者への外部ニーズの発生当初から研究推進課がコミットして成約に繋がるよう、承認フローや契約内容について幅広くサポートする等、支援を継続している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《5-4-2》：桜美林大学総合研究機構規程】

【資料《5-4-6》：2024 年度「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」及び 2025 年度「教員評価（目標計画）」の提出について】

【資料《5-4-19》：2025 年度「学内学術研究振興費」_募集要項】

【資料《5-4-20》：令和 7 年度科研費応募に関する掲示】

【資料《5-4-21》：2024 年度科研費一覧】

【資料《5-4-22》：科研費応募におけるレビュー利用状況（2022～2024 公募分）】

【資料《5-4-23》：2024 年度受託研究・研究助成一覧】

【資料《5-4-24》：桜美林大学研究紀要要領（2023 年 6 月 1 日改訂版）】

【資料《5-4-25》：桜美林大学学術機関リポジトリ】

【資料《5-4-26》：導入候補企業の WEB サイト】

〔基準 5 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

○Schoo を活用した職員研修

職員の資質・能力向上に向けて、株式会社 Schoo が提供するオンデマンド教材を活用した研修を導入している。本制度では、職員が自身の業務課題やスキルニーズに応じて 60 分単位の講習を選択的に受講できるため、集合研修では対応しきれない個別的スキルアップに資している。特に ICT 活用力や資料作成力の強化に有効であり、職員からも継続希望の声が多く寄せられている点は、本学の特色ある取組みといえる。

○大学院アドミニストレーション研究科への正規生受入れ

本学では、職員を大学院の大学アドミニストレーション研究科へ正規生として受入れる仕組みを整えている。令和 7(2025)年度から再開された制度により、職員が大学院の修士課程において高等教育経営に関する理論や実践を体系的に学ぶことが可能となった。これは全国的にも稀有な事例であり、大学職員が学内の大学院で専門性を深化させることによ

り、大学運営の質向上に直結する点で、本学特有の特色ある取組みと評価できる。

○科研費申請支援体制の強化

本学では、研究者の外部資金獲得を支援する施策の一環として、令和 4(2022)年度より科研費申請支援サービスを外部機関から導入した。従来は研究推進課職員による様式確認等の学内支援に留まっていたが、外部機関の専門的レビューを活用することで研究計画の完成度が向上し、採択率の改善に明確な効果を示している。令和 5(2023)年度以降は 30 名を超える研究者が活用し、学内に定着した仕組みとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○意思決定体制の不透明性

大学における意思決定の仕組みを明示する組織図や体制図が十分に整備されていない。特に学長室会議や拡大学長室会議は、実質的に主要な会議体として機能しているが、これらの位置付けが規則上明文化されていないため、学内外に対する説明責任や透明性の確保という観点で改善が求められている。

○会議体規則の未整備

学長室会議及び拡大学長室会議はいずれも大学運営において中核的役割を担うが、運営規則が未整備であることが課題として指摘されている。同様に、教員人事に関する会議体についても規則が存在せず、意思決定の権限や手続きが曖昧な状態となっている。この点は、大学ガバナンスの強化に向けて制度的整備が急務である。

○事務分掌と実態の齟齬

事務組織における業務分掌は「学校法人桜美林学園業務分掌規程」に定められているが、実際の運用との間に齟齬が生じている事例が確認されている。この不一致は、業務の重複や責任範囲の不明確化を招く可能性があり、効率的な大学運営を阻害する要因となっている。

○職員人事制度の不十分さ

職員の採用や承認に関しては「クレド」等の理念文書に基づく方針は存在するが、制度を裏付ける規則が未整備である。そのため、採用や昇任に関する手続きの透明性や一貫性が十分に担保されておらず、ガバナンス上の課題となっている。

○科研費採択率向上に向けた諸課題

科研費申請支援サービスの提供会社からは、本学研究者の研究コンセプトや着眼点そのものは優れていると評価されている一方で、研究計画書の具体性や完成度に課題があると指摘があった。とりわけ計画策定開始が遅い傾向が顕著であり、採択率向上の阻害要因となっている。この点は、研究者個々のスキルの問題に留まらず、大学全体の研究支援体制の改善課題として捉える必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○会議体規則の整備

学長室会議及び拡大学長室会議は実質的に大学運営における主要会議体として機能しているものの規則が未整備であるため、令和 8(2026)年度以降はその位置付けや権限を明文化した規程を策定し、意思決定過程の透明性と制度的安定性を確保する。

○事務分掌と実態の齟齬の是正

業務分掌規程と現場運用との齟齬が一部で確認されていることから、各部署へのヒアリングを通じて実態を把握したうえで、組織改編に合わせて「業務分掌規程」を見直し、規則と実務運用の整合性を確保することで業務の重複や責任範囲の不明確さを解消する。

○教員人事規則の整備

教員人事に関する会議体の規則が未整備であるため、現状では任用・昇任の判断プロセスが形式的に明文化されていないことを課題とし、令和 7(2025)年度以降、人事計画・人材活用会議及び学長室会議の決定プロセスと連動する形で新たな規程を策定し、学内合意形成の透明性と採用・昇任審査の公正性を制度的に担保する。

○職員人事制度の整備

職員の採用や昇任については理念的文書である「クレド」に依拠しているため制度的な透明性に欠けている現状を踏まえ、令和 7(2025)年度の人事制度改定に併せてガイドラインや規程を策定し、等級制度や評価制度と連動した一貫性のある人事運用を実現する。

○科研費申請支援体制の強化

科研費申請支援サービスの導入により採択率向上の効果は確認されている一方で研究計画策定の開始時期が遅くレビュー回数も少ない点が課題となっているため、令和 7(2025)年度からは年度当初からサービスを提供できるよう体制を整えるとともに、複数業者の導入を検討し、研究者に対して複数回のレビュー利用を促すことで計画の精緻化と採択率のさらなる向上を図る。

○研究計画策定力の向上

科研費申請支援の活用により部分的な改善は見られるものの研究計画立案力の不足が採択率向上の阻害要因となっているため、FD・SD研修に研究計画策定に関するプログラムを新設し、研究者間で成功事例やノウハウを共有する仕組みを整えることで研究者全体の計画策定能力の底上げを図る。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

本学は、教育基本法、学校教育法、設置基準その他の関係法令及び寄附行為に基づき、規律と誠実性の確保を基本とする経営及び管理運営を行っている。

改正私立学校法への対応として、令和 7(2025)年 4 月 1 日に施行された新法に準拠するため、令和 6(2024)年度中に各規程の改定を行い、施行日より適正に運用を開始している。また、直近では、令和 7(2025)年 3 月 1 日理事会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その方針に基づき、「理事会運営規程」「評議員会運営規程」「常務理事会運営規程」「理事の職務権限規程」「リスク管理規程」「コンプライアンス推進規程」「監事監査規程」の内部統制システムに関する規程を整備し、適切に運用している。これらの規程に基づき、令和 6(2024)年度は、理事会は 12 回、評議員会は 8 回、常務理事会は 20 回開催され、議事録は作成・保管されている。

教職員においても規律と誠実性を「就業規則」で服務規律を定めるとともに「コンプライアンス推進規程」で教職員の責務として「役職員等は、学園の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。」と定め、適切に運用している。法改正等の重要事項は、学内ポータルサイトや定期的な事務連絡を通じて必ず周知し、理解の促進に努めている。

情報公開については、寄附行為第 76 条及び「学校法人桜美林学園財務情報等の公開に関する規程」などに基づき、学園 WEB サイトに情報の公表を適切に行っている。具体的には、毎年度、事業計画書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書（活動計算書）、財産目録、役員名簿等の財務情報及び法人情報を学園公式サイトの「情報公開」ページにて公開している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-1-1》：学校法人桜美林学園財務情報等の公開に関する規程】

【資料《6-1-2》：大学 WEB サイト（情報公開該当部分）】

【資料《6-1-3》：学園 WEB サイト（情報公開該当部分）】

【資料《6-1-4》：学校法人桜美林学園内部統制システムに関する基本方針】

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、グリーン電力を導入した CO2 排出量の削減への取組み、電力使

用状況を「見える化」するツールの導入やハイブリッドバスの導入、学内紙をリサイクルしたトイレットペーパーの使用など、環境保全に取り組んでいる。これらエコ・キャンパスに向けた取組みは、大学 WEB サイトで公表し学内外へ周知している。

人権については、「コンプライアンス推進規程」「ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」「公益通報に関する規程」「個人情報保護規程」を整備し、誰もが安心して活動できる学園を目指し、適切に運用している。ハラスメント、公益通報の相談窓口は内部だけでなく、外部窓口を設置し、相談しやすい環境を整備している。相談・通報内容は、個別の守秘義務を尊重しつつ、案件発生時及び定期的に委員会を開催し、内容を共有、協議し、その対応を進めている。ハラスメントの未然防止策として、年 1 回以上、教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施している。また、新任教職員に対しても、ハラスメント防止に関する説明を組み込み、早期からの意識醸成に努めている。研修内容は、法改正や社会情勢の変化を反映し、ハラスメント防止研修を定期的実施している。

安全への配慮については、学生、教職員が安全で健康的に業務に従事できる環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を事業所ごとに月 1 回開催し、教職員の健康管理や対策などについて審議している。教職員には、年に一度の定期健康診断を義務付け、健康診断結果は、各教職員本人に書面で通知し、各検査項目の結果も詳細に示し、必要に応じて産業医による相談の機会を設けている。「リスク管理規程」を整備し、危機管理マニュアルを食事故編、防犯セキュリティ編、有事広報編などに分類、用意している。各種マニュアルは、学内ポータルサイトで周知し、各種マニュアルのダイジェスト版を作成するなど、教職員に分かりやすく伝えるための工夫を行っている。具体的な危機管理体制として、学内に「危機管理委員会」を設置し、危機発生時の対応方針や手順を定めている。避難訓練は、各キャンパスで年 1 回以上実施し、教職員・学生の参加を促している。訓練後には必ず課題を洗い出し、危機管理マニュアルの定期的な見直しと更新を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-1-5》：学校法人桜美林学園ハラスメントの防止及び対策等に関する規程】

【資料《6-1-6》：学校法人桜美林学園個人情報保護規程】

【資料《6-1-7》：学校法人桜美林学園リスク管理規程】

【資料《6-1-8》：Oberlin Portal ファイル共有（危機管理マニュアル）】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、令和 6(2024)年度において 11 回開催され、その運営は寄附行為「理事会運営規程」に基づき、適切に運営されている。理事会では、毎年度の事業計画、予算・決算、重要な規程の制定・改廃、教職員の任免、大規模な施設整備計画といった学園の重要事項に関わる経営判断を行い、意思決定を行っている。

理事の職務については、「理事の職務権限規程」を定め、職務と業務の執行権限を明確化している。

令和 6(2024)年度理事会における理事出席率（書面による出席を除く）は、94.4%で、理事会の審議が形骸化しないよう実出席率の維持に努めている

また、寄附行為第 34 条に基づく事項について、理事会は、評議員会の意見を求め、適切な意思決定がなされている。

寄附行為第 19 条に基づき、理事会で決した予算・決算や事業計画などの方針に基づいた法人及び設置校の業務執行については、理事会から理事長及び担当常務理事に委任され、理事長及び常務理事で構成される常務理事会で日常業務の執行に関する具体を審議し、執行している。常務理事会は、令和 6(2024)年度において 21 回開催され、その運営は寄附行為、「常務理事会運営規程」に基づき、適切に運営されている。

理事の選任については、寄附行為第 5 条で 9 名以上 13 名以内と定数を定め、現在 9 名で各選任条項による定数を満たしている。多様な視点を経営に反映させ、透明性と公正性を確保するため、理事会の構成には学外の知見を持つ外部理事を 4 名配置している。外部理事には、学校経営や企業経営に優れた識見を有する者を招聘し、客観的かつ広範な視点から経営への監督と助言を行っている。

選任については、寄附行為第 6 条に基づき、理事選任機関を設置し、評議員会の意見を十分に参酌した上で、「理事選任機関運営規程」に基づき、理事選任機関で適切に選任している。理事選任機関は、理事会にて選任された理事長、外部理事 1 名を含む理事 3 名と評議員会にて選任された評議員会議長、教職員、卒業生ではない評議員 1 名を含む評議員 3 名で構成している。理事候補者の選出として、理事会は、理事の再任評価の実施、新任理事候補者の選出を行い、次期理事会体制案を策定し、理事選任機関に提出を行う。提出された次期理事会体制案に基づき、理事選任機関において、評議員会の意見聴取、面接等の審査を実施し、理事を選任している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-2-1》：桜美林学園教育・研究・事務組織図】

【資料《6-2-2》：予算：第 7 回定例理事会（2025 年 3 月 1 日）】

【資料《6-2-3》：決算：第 8 回定例理事会（2025 年 5 月 24 日）】

【資料《6-2-4》：学校法人桜美林学園寄附行為】

【資料《6-2-5》：学校法人桜美林学園理事選任機関運営規程】

【資料《6-2-6》：第 1 回理事選考委員会（2025 年 4 月 19 日）】

【資料《6-2-7》：第 7 回定例理事会（2025 年 3 月 1 日）】

②使命・目的の達成への継続的努力

建学の精神やキリスト教主義に基づく教育という目的を達成するため、寄附行為第3条第2項において「設置する学校において、校事として礼拝を行うとともに、基督教教育を正課科目として行うものとする。」と定めている。大学においてはコア教育領域指定プログラムとして「キリスト教理解科目」を必修としているほか、サービスラーニングセンターを設置しサービスラーニングを推進している。令和6(2024)年度はキリスト教担当常務理事による各設置校及びキリスト教センターの活動の年次報告が実施されている。

持続的な教育活動を行っていくにあたり、令和22(2040)年に向けた新たな価値創造の姿を描くため、変革と進化をコアバリューとした長期ビジョン「J. F. Oberlin Schools 2040 - Unique & Sharp -」を定め、学園WEBサイトに公表している。この長期ビジョンを達成するため、令和7(2025)年度から新たな中期計画を立て、三つの重点計画とそのKGI(重要目標達成指標)を策定した。KGIの達成に向け、各部門においてアクションプラン及びKPI(重要業績評価指標)を設定し、達成状況を理事会で年次評価を行う予定である。

更に法人の業務執行に関しては、寄附行為第15条に「理事長及び常務理事は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と定め、常務理事は、「理事の職務権限規程」に定める担当業務に基づき、執行状況の報告を行うように整備している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料《6-2-1》：桜美林学園教育・研究・事務組織図】

【資料《6-2-4》：学校法人桜美林学園寄附行為】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定体制としては、理事会を中心に、事業計画、予算・決算、規程の制定・改廃等の重要事項について審議・決定を行っている。理事会は令和6(2024)年度に11回開催されており、適切に運営されている。

理事会と評議員会の連携については、寄附行為第34条に基づき、諮問事項について評議員会の意見を聴取した上で理事会が審議・決定しており、両者の円滑な意思疎通が図られている。決議が異なる場合には寄附行為第46条に基づき、「理事・評議員協議会」を開催する体制を整えている。

業務執行に関しては、理事会で決定された方針に基づき、理事長及び担当常務理事により構成される常務理事会にて、日常業務に関する具体的な審議・執行を行っている。常務

理事会は令和 6(2024)年度に 21 回開催され、担当業務は「理事の職務権限規程」により明確化されている。常務理事は、経営企画、人事、財務、教学、キリスト教教育等の分野を担い、職務執行状況を理事会へ報告しており、執行と監督の役割分担が機能している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-3-1》第 2 回評議員選考委員会（2025 年 5 月 14 日）】

【資料《6-3-2》臨時評議員会（2025 年 4 月 19 日）】

【資料《6-3-3》：予算：第 5 回定例評議員会（2025 年 3 月 1 日）】

【資料《6-3-4》：決算：第 6 回定例評議員会（2025 年 5 月 31 日）】

②評議員会と監事のチェック機能

評議員の定数は、寄附行為第 5 条第 3 項に「この法人に、10 名以上 14 名以内を置く。ただし、評議員の実数は理事の実数を超える数でなければならない。」と規定しており、19 名で各選任条項による定数を満たしている。評議員会は、この法人の設置する各学校の教職員を 3 名以上 4 名以内、この法人の設置する学校の年齢 25 歳以上の卒業生を 3 名以上 4 名以内、有識者を 4 名以上で構成され、学内教職員の意見をはじめ、卒業生や外部有識者など多様な意見を取り入れることができる構成となっている。

評議員の選任については、寄附行為第 29 条に基づき、評議員選考委員会を設置し、「評議員選考委員会運営規程」に基づき、評議員選考委員会で適切に選任している。

評議員選考委員会は、理事会にて選任された理事長、外部理事 1 名を含む理事 3 名と評議員会にて選任された評議員会議長、教職員、卒業生ではない評議員 1 名を含む評議員 3 名で構成している。理事会から提出された次期評議員会体制案に基づき、評議員会選考委員会において、面接等の審査を実施し、評議員を選任している。

評議員会は、令和 6(2024)年度において 8 回開催され、寄附行為「評議員会運営規程」に基づき、適切に運営している。評議員会は、監事の選任・解任、会計監査人の選任・解任、寄附行為第 43 条に基づく一部寄附行為の変更、解散、合併など、私立学校法に定められた重要事項の決議を行うとともに、寄附行為第 34 条に基づき、理事の職務執行状況、学園の業務・財産の状況、予算・事業計画などについて、理事から報告を受け、その意見を述べることで、理事会に対する監督機能を発揮している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。

監事の定数は、寄附行為第 5 条に 2 名以上 3 名以内と規定しており、現在、監事は 2 名体制、うち 1 名を常勤監事としている。

監事の選任については、寄附行為第 25 条の手続きのうえ、寄附行為第 21 条に基づき、評議員会で適切に選任している。

監事は理事会・評議員会へ毎回出席し、寄附行為及び「監事監査規程」に基づき、監査を実施している。監事の職務として、法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ報告している。また、法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合には、理事会への差止め請求、理事会の招集請求、及び必要に応じて所轄庁への報告義務を適切に履行する体制を整備し

ている。

令和 6(2024)年度の監査においては、業務監査として、理事会等議事録、稟議書類の閲覧・分析、各キャンパス施設を視察し、保有財産の状況の確認、理事長、各常務理事、事務部門長と面談、意見交換を実施し、役職員とのコミュニケーションを図っている。独立監査人と連携し、会計監査を実施している。監査報告は、理事会や評議員会で共有され、事業改善やリスク管理体制の強化に活かされている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-2-4》：学校法人桜美林学園寄附行為】

【資料《6-2-5》：学校法人桜美林学園理事選任機関運営規程】

【資料《6-2-6》：第 1 回理事選考委員会（2025 年 4 月 19 日）】

【資料《6-3-1》第 2 回評議員選考委員会（2025 年 5 月 14 日）】

【資料《6-3-5》：学校法人桜美林学園監事監査規程】

【資料《6-3-6》：臨時理事会（2024 年 6 月 15 日）】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学では、各部署に予算責任者を置き、予算編成及び執行を行っている。毎年、予算編成時には、経理部が各予算責任者に財務内容の説明や課題の共有をしている。また同時に、各部署から実態をヒアリングし、過去の執行実績及び予算内容を精査のうえ、予算金額にシーリングを設定することで経常収支差額を確保できるよう努めている。

経常収支差額・経常収支差額比率は 444 百万円・2.4%である。令和 2(2020)年は支出超過であったが、これは新型コロナウイルス感染予防に係る入構時の検温及び消毒などの感染予防対策費用や対面授業に代わるオンライン授業対応へのインターネット環境整備支援費用など、一時的な要因によるものである。令和 3(2021)年以降は収入超過で推移しており、財務基盤は安定的に確立している。

純資産構成比率は 60.8%であり、日本私立学校振興・共済事業団が公表している令和 5(2023)年の医歯系除く大学法人平均値（以下、「医歯系除く大学法人平均値」とする）の 88.2%を下回っているものの、財務総合政策研究所（財務省所管の研究所）が公表している全産業・全規模の平均 41.8%を上回っており、財務基盤は健全であると言える。

中長期的な視点では、耐用年数を超過している高校校舎及び大学図書館の施設更新資金

の確保を見据え、引当特定資産への繰入れにより計画的な財務運営を行っている。一方、運用資産超過額はマイナスである。これは直近 10 年に渡る 3 キャンパス（新宿キャンパス・東京ひなたやまキャンパス・多摩キャンパス）の開設及び整備が大きな要因である。この施設設備投資は令和 6(2024)年に完了した。本投資の財源は借入が主体であったため、外部負債は令和 4(2022)年に 25,399 百万円でピークを迎え、令和 6(2024)年は 22,224 百万円まで減少した。毎年の返済は確実に進めており、今後はさらなる支出抑制により経常収支差額を安定的に確保し、返済財源の確保、そして内部留保の回復が必要であると認識している。今後の施設更新資金については、借入金を財源とする場合のシミュレーションを作成し、学内教職員の掲示板に共有することで学内に周知と理解を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-4-1》：令和 7(2025)年度予算編成方針】

【資料《6-4-2》：令和 7(2025)年度事業計画書】

【資料《6-4-3》：学校法人桜美林学園資産運用規程】

【資料《6-4-4》：学園 WEB サイト（事業計画・事業報告・財務状況該当部分）】

【資料《6-4-5》：私学事業団統計データ（財務比率表）】

【資料《6-4-6》：財務総合政策研究所 WEB サイト（自己資本比率平均）】

【資料《6-4-7》：令和 6(2024)年度事業報告書付属資料】

②収支バランスの確保

収入面では、柱となる学生生徒等納付金が令和 2(2020)年の 13,892 百万円から令和 6(2024)年は 15,086 百万円へと増加傾向にある。これは大学において令和 2(2020)年に航空・マネジメント学群、令和 5(2023)年に教育探究科学群を開設し、学生数が増加したことが主な要因である。経常収入に占める学生生徒等納付金比率は 80%を超えて推移しており、入学者の確保が本学の経営にとって最も重要であると認識している。学生募集の面で、新学群の開設に伴い収容定員は拡大した。大学全体の収容定員充足率は 100%を超えて推移しており、少子化の中においても入学者の確保はできている。一方、外部環境のリスクとして物価上昇が続いており、本年度内に令和 8(2026)年度からの学費改定（値上げ）に取組み、今後の安定的な収支バランスの確保を実現する。

また、学納金以外の収入では、経常費等補助金 1,912 百万円、付随事業収入 501 百万円、寄付金収入 62 百万円、受取利息・配当金 81 百万円があり、収入の多角化に取り組んでいる。令和 6(2024)年度は航空・マネジメント学群が完成年度を迎え、補助金収入は増加した。令和 9(2027)年度には、教育探究科学群が完成年度を超える予定であり、さらなる補助金増加を見込む。令和 6(2024)年度からは経常費補助金の特別補助「教育の質に係る客観的指標」の増減率向上に向けて教学部門と連携して改善を図っている。増減率は、令和 5(2023)年の▲4%（得点 14 点）から、令和 6(2024)年は▲3%（得点 18 点）へと改善した。補助金は増減率が 1%改善すると約 10 百万円増加するため、この一般補助「教育の質に係る客観的指標」に対する全学的な取組みは外部資金の獲得に大きな影響を持つ。本年度は全学的な FD・SD の実施、シラバス記載方法の周知に取組み、さらなる補助金獲得を目指す。その他、学園資産の売却を進めて収支改善を図り、可能な範囲内で資産運用の原資と

して捻出することで、受取利息・配当金収入の増加による外部資金の多角化にも取り組んできた。受取利息・配当金収入は、令和 2(2020)年の 39 百万円から令和 6(2024)年は 81 百万円と増加傾向にある。

本年度は全学的な FD・SD の実施、シラバス記載方法の周知に取組み、さらなる補助金獲得を目指す。

支出面では、経常収入に占める人件費比率が平成 30(2018)年までは 50%を超えており、学園として 50%未満を目標に掲げた。教職員の定数見直し、年齢構成の適正化、職員給与テーブルの改定を実施し、令和元(2019)年から人件費率 50%未満で推移し、令和 6(2024)年は 47.4%となった。この数値は、医歯系除く大学法人平均値の 50.9%を下回り、人件費の抑制を実現している。今後は、本年度内に経営企画課を中心として、部署の再編成を通じてコストを抑えた持続可能な組織改革を推進する。

また、本業である教育活動収支差額の確保が重要であり、管理経費の抑制が課題と認識している。新キャンパス及び新学群の開設、昨今の物価上昇を受け、管理経費の増加が見込まれたため、経理部による予算編成時の説明・ヒアリングにおいて管理経費抑制の重要性を周知し、各部署で経費削減に努めている。また、学内掲示板に経費の節減に関する通知を掲出し、全教職員への意識づけを図っている。このような取組みにより、学生生徒等納付金は学群新設により増加しているものの、管理経費はほぼ横ばいで推移し、支出抑制を実現している。

今後、高校校舎及び大学図書館の施設更新を優先投資事項とし、学納金改定及び収入の多角化による収入増加、管理経費を中心とした支出抑制により、収支バランスの安定化に取り組む。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-4-1》：令和 7(2025)年度予算編成方針】

【資料《6-4-5》：私学事業団統計データ（財務比率表）】

【資料《6-4-7》：令和 6(2024)年度事業報告書付属資料】

【資料《6-4-8》：令和 7(2025)年度経費の節減に関する通知】

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では、学園創立 100 周年を迎えた令和 3(2021)年に向こう 20 年間の「長期ビジョン」を策定し、令和 7(2025)年公表の第 4 次中期計画の重点計画の一つとして「次の 100 年を切り拓く強固な経営基盤の構築」を掲げている。また、中期計画では具体的なアクションプラン及び年度毎の KPI（評価指標）を策定しており、財務運営に関する KPI では「経常収支差額比率」「運用資産超過額」「第 3 号基本金引当特定資産の運用利回り」「OBIPAY 利用率」「セグメント情報の構成を検討」「周辺会計用の会計システムの導入」「経理基幹システム調査の到達状況」を掲げている。KPI に対する実績は各年度終了時に評価し、事業報告書に公表することで、計画の着実な進捗管理を行っている。また、KPI は実績や実態に応じて計画の見直しや修正を実施し、PDCA を確実に回すことで、継続的な改善と目標達成に向けた取組みを推進している。

予算編成においては、「予算編成方針」を理事会にて議案として審議・機関決定し、各部

署はこの方針に基づいて予算を作成している。令和 7(2025)年予算編成の全体方針は、「実績を勘案した予算編成」「経常収支差額における収入超過の確保」「選択と集中」による既存事業の改廃」の 3 点を掲げた。令和 5(2023)年をもって前年度予算を踏襲する予算編成方式を廃止し、令和 6(2024)年からは最新の決算値を基にした実績ベースでの予算編成方式に変更した。実態に見合った予算編成を作成することで、予算執行率は 95%を超えて推移しており、無駄のない予算編成を実現している。各部署では予算責任者が執行の承認、部署全体及び業務毎の執行管理を行い、予算に計上されていない支出については稟議で承認を得たうえで執行をする。こうした体制により責任者を明確化し、予算編成から執行管理を一貫して行うことで、経常収支差額の安定的な確保を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-4-1》：令和 7(2025)年度予算編成方針】

【資料《6-4-9》：学園 WEB サイト（長期ビジョン・中期計画）】

【資料《6-4-10》：学園 WEB サイト（桜美林学園 長期ビジョン・中期計画 該当部分）】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

本学における予算執行は各予算単位が自部署の決定予算額の範囲内で適正に執行するために、経理システムを運用しながら以下の取組みを展開している。

①-1. 決済ルートの特示

各予算単位では請求書の内容の検証及び権限者（管理者）の押印による承認手続を行う。経理部はすべての請求書に対し、正しく承認が行われているか確認をする。

①-2. 予算執行票による執行額の管理

各予算単位は経理システムにより予算管理を行う。経理部は請求内容が正しいか確認したうえで支払の手続に進む。

①-3. 学校法人会計基準に則した適正な会計処理

適正な会計を順守するために学園経理システムでは「予算単位」のほか、「勘定科目」「業務」「負担部門」を基本項目として設定し、すべての基本項目を入力しなければ執行できない仕組みとなっている。各予算単位の実務担当者は 1 件ごとの支払案件（具体的

には請求書等) に対し、すべての情報を入力し経理部へ回付する。また、上記の「業務」に各部署の業務内容を関連付けることで業務単位の執行額を管理することも可能となっている。

①-4. 予算説明会を利用したルール周知徹底

新年度予算執行が始まる直前の3月下旬に行う予算決定説明会の中で、各予算単位責任者及び実務担当者に対して前述のルールを周知している。特に「私立学校振興助成法」第14条の規定及び私立学校法第47条及び同法施行規則第4条の4関係を順守し、本学園「経理規程」に従って適切に処理している。

本学の予算編成方針では、学校法人における予算編成の原則を踏襲し、収入を厳格に見積もる一方、支出は予測できる範囲の事象は実現可能性等を検証のうえ予算措置を講じている。加えて、予測不能な突発的事象にも柔軟に対応できるよう、学内稟議による決裁手続きを経ることで追加執行を可能としている。

この場合、起案部門(執行を必要とする予算単位)は稟議規程により定められている決裁者に稟議書を提出し、関係決裁者の承認と理事長による決裁を受けなければならない。また、予算計上案件であっても一定額以上のものについては、稟議書を起案し、同様の決裁手続きを得なければならないこととしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料《6-5-1》: 桜美林大学経理規程】

②会計監査の体制整備と厳正な実施

主に学校法人の財務状況を学校法人会計基準や各種法令と照合し、その妥当性の確認をしている。経常的には予算の執行状況の確認、支出請求書、会計伝票、証憑書類、月次元帳の整合性の確認、現金・預金の実査等を行っている。

また、決算期には現預金・有価証券・特定資産及び貸付金・借入金等の期末残高や仕訳について確認を行うとともに、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(注記事項含む)の監査を行っている。これらの監査を経て経理部より決算説明を受けたのち、会計監査人が監事に対して会計監査報告を行っている。あわせて監事と内部監査部門にて情報交換及び協議の場を設け、連携体制を構築している。

会計監査人は稟議に基づき選任され、会計監査人による監査は、1回につき原則として3人(公認会計士)で毎月2〜3回程度行われており、年間を通じての監査日数は40日程度と定期的に実施されていることから、会計監査は適切である。

会計監査人は学校法人を取り巻く教育環境や法令・税制の改正、及び内部環境の変化によって生じる財務上の問題点やリスクに、常時着眼し、監事や会計担当者と意見交換を行っている。また、会計監査人は年2回、施設・設備について管理・運用状況を実地検証し、実務担当部署の根拠書類と財務書類との整合性の確認を実施している。

また、情報公開の観点から、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書について、毎年の決算を経て大

学 WEB サイトにおいて公表するとともに、原本を経理部に据え置き閲覧に供している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《6-5-2》：監査契約書（令和 6 年度）】

〔基準 6 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

○実績ベースによる予算編成方式の導入

本学は、令和 6(2024)年度より予算編成方式を従来の前年度踏襲型から、最新の決算値に基づいた実績ベース方式へと改めた。この変更により、実態に即した精緻な予算立案が可能となり、予算執行率は 95%を超える水準で安定して推移している。その結果、予算と実績との乖離が縮小し、経常収支差額の安定的確保につながっている点は、評価できる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

○情報公開に関する不備

自己点検及び外部評価を通じて、情報公開の在り方にいくつかの課題が確認された。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく大学院教育に関する情報が十分に開示されていない点や、入学者の選抜に関する記載に一部不足が見られる点は、大学運営の透明性に関わる重要な指摘である。また、入学者数や収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、外国人留学生数といった基本情報のうち、外国人留学生数について適切に公開されていないことが明らかとなった。さらに、学位論文に係る評価基準は既に大学 WEB サイトで公表されているものの、情報公開ページに体系的に集約されておらず、ステークホルダーにとって十分にアクセスしやすい形になっていないことも改善を要する課題として浮かび上がった。

○財務基盤の偏重と外部資金確保の不足

経常収入の構造を精査した結果、学生生徒等納付金が全体の八割を超える割合を占めており、財務基盤が学納金に過度に依存している実態が明らかになった。この状況は、少子化や学生募集環境の変化による収入減少リスクを高める要因となっている。また、寄付金や補助金など外部資金の導入実績が限定的であるほか、資産運用に関する実績・方針・計画が整備されておらず、収入多角化の戦略が十分に確立されていないことも課題として認識された。

○組織統治・内部統制上の課題

内部統制に関する基本方針や関連規程は整備されているものの、学園全体に共通する組織倫理の規則は未整備であり、役職員の行動規範を体系的に示す仕組みが不十分である。また、内部統制システムを明確に図示した組織体制図が作成されておらず、その情報公開も行われていないため、ガバナンスの透明性確保という観点から課題が残されている。さらに、理事による職務執行状況の報告を裏付ける文書が存在せず、理事会における業務監

督機能が十分に確認できない状況にあることも明確となった。

○財務計画の不十分さ

財務計画書は中長期的な財務見通しの提示が不十分で、現状では KPI の列挙にとどまっている。特に長期借入金 240 億円という大規模な財務負担を抱える中で、将来の返済スケジュールや基金形成の具体的な方策が示されていないことは、学園経営における持続可能性の観点から重大な課題といえる。

○外部評価による指摘

株式会社日本格付研究所（JCR）による長期発行体格付では「A（見通しネガティブ）」との評価を受けており、学生募集環境の厳しさや、近年の大規模投資による財務基盤への負荷、さらにはガバナンスの脆弱性といった課題が示された。これらの指摘は、本学園が今後持続的に発展していくうえで克服すべき重要な課題であると認識されている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

○情報公開の充実

情報公開に関する不足については、既に担当部署にて改善策の検討を開始しており、大学院教育に関する情報や外国人留学生数、学位論文に係る評価基準等について、学園公式 WEB サイトの情報公開ページに集約する方針を固めている。単に情報を公開するだけでなく、利用者が容易にアクセスできるように導線を整理し、統一かつ体系的に整理することにより、透明性と利便性を兼ね備えた情報提供体制を整える予定である。

○外部資金獲得の推進

学納金収入への依存度が高い状況を改善するため、補助金の増額に向けた全学的取組をさらに強化していく。特に「教育の質に係る客観的指標」の改善については、年度初期から関係部署が連携し、毎年着実に改善成果を積み上げる体制を構築する。また、寄付金や付随事業収入の増加にも積極的に取組むとともに、資産運用に関する方針と計画を策定し、基金の充実と運用益の確保を通じて収入構造の多角化を進める。これにより、少子化による学納金収入減のリスクを軽減し、安定的な財務基盤を築いていくことを目指す。

○組織統治・内部統制の整備

内部統制体制の実効性を高めるため、まず組織倫理規則を新設し、全学的に共有可能な倫理規範を整備する。さらに、内部統制体制を示した組織体制図を作成し、公表することで、学園のガバナンス構造を学内外に明確に示すこととする。理事による職務執行状況の報告については、今後は定期的に文書化し理事会に提出する仕組みを導入することで、業務執行の透明性と説明責任を確保する。

○財務計画の具体化と持続可能性の確保

長期借入金 240 億円の返済負担を見据え、財務計画については KPI の提示にとどまら

ず、中長期的な返済計画や基金形成を伴う具体的なシナリオを策定する。これにより、将来的な資金繰りや投資計画に対する見通しを明確にし、理事会や評議員会を通じてステークホルダーに説明責任を果たす。また、施設更新に関しては高校校舎や大学図書館を優先的な投資対象と位置付け、学費改定による収入増、外部資金の確保、支出抑制を組み合わせることで、財務運営の安定化を図る。

○外部評価への対応と改善の推進

JCRによる格付で「A（見通しネガティブ）」とされたことを受け、本学園はガバナンス体制の強化と財務基盤の健全化に向けた改善計画をすでに進めている。新理事会の下での合意形成を迅速かつ的確に行い、改善計画の実効性を担保することが求められる。今後は、第三者評価の結果を積極的に情報公開し、学園経営における説明責任を果たすとともに、外部からの信頼を高める取組みを継続的に進めていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 高大接続改革・入試改革

A-1. 高大連携のさらなる促進

①「ディスカバ！」を通じた高校生の探究活動支援

②高大連携校の拡大

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①「ディスカバ！」を通じた高校生の探究活動支援

本学では、建学の精神に基づき、多様な学生を受入れるという考えの下、平成 11(1999)年度から AO 入試を実施してきたが、提出される志望理由書の完成度が二極化しており、その差が年々広がっていることに課題意識を持っていた。

そこで、まずは平成 28(2016)年度に、出願書類の書き方指導を通して、高校時代の経験のアウトプットを支援する「AO・推薦入試準備セミナー」を開始した。このセミナーを実施する中で、自分のやりたいことを見つけられていない高校生が増えていることが判明したため、平成 29(2017)年度には、高校生が様々な体験ができる「じぶん探究プログラム」を開始した。

上記の二つのプログラムの内容を統合し、総合的な高校生のキャリア支援を実施するため、平成 30(2018)年度に、「ディスカバ！」を立ち上げ、高校生に対して様々な探究活動を実践する場を提供してきた。

ディスカバ！の特徴は、インプット、すなわち探究活動に参加する機会を提供することで、様々な経験を積み、その成果を、AO 入試における志望理由書という形でアウトプットする、という一気通貫型のプログラムになっていることが挙げられる。

更に、高校からの「総合的な探究の時間」に対する支援の要請を受け、令和 3(2020)年度には、高校へ講師を派遣する「ディスカバ！ for School」を新たに立ち上げた。

ディスカバ！の規模は年々拡充しており、令和 6(2024)年度は、両形態を併せて 200 本のプログラムを実施し、延べ 35,000 人の参加者を集めた。また、令和 5(2023)年度には、崇城大学との連携により、新たに理工学分野のプログラムを展開するに至った。

各プログラム終了後のアンケート結果によれば、ディスカバ！の参加者満足度はプログラムに対する満足度が約 98%、継続参加の意欲が約 94%と極めて高いものとなっている。

また、ディスカバ！の参加者のうち、本学へ出願する高校生の割合は 76%となっている。

更に、ディスカバ！の学生メンターは、本学以外の大学に在学している学生も参加しており、幅広い層の学生が、広く教育に携わる機会を提供する場ともなっている。

以上のように、ディスカバ！を通じた、高校生の探究活動支援を広く行っている。

②高大連携の促進

本学では、高校と相互の教育交流を通じ、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学

修意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために高大連携活動を積極的に行っている。

ディスカバ！を通じた探究活動支援の他、高校の進路指導担当教員に対し、大学における入学者選抜試験の概要等を説明する説明会を年に3回開催している。

また、千葉工業大学、東京農業大学と連携し、全国各地で地元の高校と情報交換をする「高大接続研究会」を開いている。この研究会には、他の私立大学だけでなく、国立大学も参加し、高校の教員と意見や要望をすり合わせるとともに、高大連携の拡充の機会としている。

本学の高大連携校は、本学が立地する東京都及び神奈川県に位置する高校がほとんどであったが、上記のような取組を進めた結果、北海道や鹿児島の高校と関係を構築し、高大連携協定を締結することができた。

なお、令和7(2025)年には、加盟している「神奈川県大学入試広報連絡会」として、神奈川県立学校長会議進路指導研究会と連携し、学校推薦型選抜における推薦者の統一フォーマットを導入している。加えて、神奈川県内の他大学と連携し、学校推薦型選抜における推薦書の統一フォーマットを導入した。この統一フォーマットの導入にあたっては、連携する13大学が、高校訪問の機会を利用し、関東・甲信越地区の延べ98校の高校にヒアリングを行い、高校側の要望を汲み取って作成したものである。

以上のように、高大連携を促進するための実質的な取組を継続的に実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《A-1-1》：ディスカバ特設WEBサイト】

【資料《A-1-2》：ディスカバ！実績概要（高校教員向けプログラム等）】

【資料《A-1-3》：高大連携校一覧】

【資料《A-1-4》：ディスカバ特設WEBサイト（DISCOVER PROGRAM 教員対象ページ）】

【資料《A-1-5》：学校推薦型選抜推薦書（推薦書統一フォーマット）】

A-2. 多様な学生を受入れるための入学者選抜の実施

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和4(2022)年度から、学習指導要領が改定され、高校において「総合的な探究の時間」の授業が必修となることを受け、本学では令和3(2021)年度に実施する入学者選抜試験から、新たな試験方式として「探究入試 Spiral（以下、「Spiral」という。）を導入した。

Spiral は、高校時代に、授業、課題研究、委員会活動、課外活動、自主活動など、活動の形式は問わず、探究活動に取り組んでいる者、もしくは取り組んだ者を対象として実施するものである。また、予め評価基準を公表し、高校時代の経験と実績より学習者本人の

学びや成長を評価するものとしている。

導入初年度である令和 3(2021)年度の志願者は 18 名にとどまったが、令和 6(2024)年度の試験では、初年度の 10 倍以上となる 214 名の志願者を集めた。

更に、令和 5(2023)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校時代に課外活動等に取り組む機会が失われていたことを受け、総合型選抜において「基礎力評価方式」を導入した。基礎力評価方式では、大学で学修を行うために必要な基礎力を図るとともに、面接も行うことで、多面的な評価を行い、学生を受入れている。

また、外国籍の学生や、日本国籍を有する者であっても、日本の学校教育法にもとづく小学校・中学校・高等学校・中等教育学校等に在学した期間が通算 6 年以内である者を対象として「国際学生選抜」を実施している。

以上のように、多様な学生を受入れるための入学者選抜を実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《A-2-1》：探究入試 spiral 特設 WEB サイト】

【資料《A-2-2》：大学受験生サイト（基礎力評価方式該当部分）】

【資料《A-2-3》：2025 年度各学生募集要項（国際学生・国際学生編入学選抜）】

【基準 A の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

ディスカバ、Spiral とも、高校における探究活動に焦点を当てて実施されており、「総合的な探究の時間」の必修化を受け、年々参加者・志願者が増加していることから、十分な成果を上げられているものと評価する。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現時点では、特段の課題は発見されていない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

各取組の内容を随時見直し、高大接続及び入学者選抜試験の不断の改善に努める。

基準 B. 国際交流の推進

B-1. 多様な学生交流プログラムの実施

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、建学の精神として「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を掲げており、この精神に基づき、多様な学生を海外に派遣する機会を設けるとともに、海外からの学生受入れも積極的に実施している。

学生派遣・受入ともに、学生のニーズに応じ、2 週間程度の短期プログラムから、1 学期間の中期プログラム、単位修得を目的とした 1 年間の長期交換留学プログラムを開設している。

近年の特徴的な学生交流プログラムとして、海外の大学等のニーズを踏まえた短期プログラムの展開が上げられる。新型コロナの流行が一定の収束をみた令和 5(2023)年度から、新宿キャンパスで本格的に再開したサマープログラムでは、円安や地政学的な状況などの恩恵を受け、参加者数が令和 5(2023)年の 200 名強から、令和 6(2024)年には 300 名強へと約 150%増加した。このプログラムは、基本科目である「日本語」と「日本文化」に加え、新宿キャンパスの特色を活かした「ビジネス」科目が含まれており、さらに新宿周辺での観光や文化体験活動も提供されている点が評価され、海外から多くの参加申し込みを得ていることから、令和 7(2025)年度からの受入れ規模の拡大及び他キャンパスへのプログラム展開を見据えて検討を行っている。

この短期プログラムは、本学と学術交流協定を締結していない機関からも幅広く学生を受入れることで、学内の国際化に寄与するだけでなく、適正な対価を参加者から徴収することで、一過性のプログラムではなく、持続可能なプログラム運営体制を構築することが可能となっている点に大きな特徴がある。

以上のように、多様な学生交流プログラムを展開し、国際交流を推進している。

B-2. 国際交流に関する広報活動

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

近年、SNS をはじめとするデジタルメディアの発展により、広報のあり方が大きく変化している。従来は紙媒体や公式 WEB サイトを通じた情報発信が主流であったが、現在では、Instagram や X (旧 Twitter)、Facebook、YouTube、TikTok など、多様な SNS を活用することで、ターゲットとなる層により効果的にリーチすることが求められている。特に海外に向けた情報発信においては、地域や世代ごとに使用される SNS の傾向が異なる

ため、媒体の選定や発信内容の最適化が不可欠である。また、Slack 等のチームコミュニケーションツールの普及により、物理的な距離を越えてオンライン上でのコミュニティ形成が可能になってきた。これにより、単なる情報の一方的発信にとどまらず、興味関心を共有する人々の間での継続的な対話や関係構築が促進されている。

特に新型コロナによって学生の往来が困難となった令和 2(2020)年から、SNS の各種チャンネルによる情報発信やコミュニティ形成を継続して実施することが重要であるとの認識に立ち、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram、YouTube、Flickr、LinkedIn 等の SNS を活用し、本学の国際交流の取組みを積極的に発信してきた。

一例をあげると、インドで活躍する日本人の有力 YouTuber とのコラボレーションを企画し、本学のキャンパス内にあるスタジオ設備を使ったインド舞踊の動画を公開したところ、公開から一晩で 12 万回視聴されるなど、本学の情報を広く発信する機会となった。

また、特に日本人で留学あるいは学内における国際交流に参加を希望している学生を対象とし、Instagram での発信に取り組んでいる。これは、学生が記者役となり、実際に留学した学生にインタビューを行い、記事を書くという点において特徴的なものとなっている。

更に、海外留学及び学内で留学生との交流を希望する日本人学生向けの情報を集約した WEB サイトとして、「Obiryu Press」を開設し、情報発信を行っている。

以上のように、多様な手法を用い、本学の国際交流活動について、積極的かつ効果的な情報発信を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料《B-2-1》：特設 WEB サイト「OBIRYU PRESS（桜美林大学の交際交流と留学情報マガジン）」】

【基準 B の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

有償の短期受入プログラムの参加者が拡大している点は、本学が提供しているプログラムの内容が評価されたものであり、成果が出ているものと評価する。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年では協定校以外からの短期受入れプログラムを拡充させているが、大学としての方針の明示やその位置づけ、またその意思決定や手続きについては必要な会議体などで十分に確認されないまま、また根拠となる規則などの整備が行われないまま実施されている状況がみられる。各種手続きやそのルール作りをあわせて早急に整備する事が必要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

短期受入プログラムについては、その実行の承認、実施責任主体や学生の身分の扱いについて規則などが未整備で不明確となっているため、受入れ体制や手続きなど全般についての見直し、改善を今年度中に行う必要がある。

V. 特記事項

特になし。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	桜美林大学学則第 1 条に規定している。	1-1
第 83 条の 2	—	本学は専門職大学でないため、該当しない。	1-1
第 85 条	○	桜美林大学学則第 5 条に規定している。	1-1
第 87 条	○	桜美林大学学則第 26 条に規定している。	4-1
第 88 条	○	桜美林大学学則第 35 条に規定している。	4-1
第 88 条の 2	—	本学は専門職大学でないため、該当しない。	4-1
第 89 条	○	桜美林大学学則第 26 条の 2 に規定している。	4-1
第 90 条	○	桜美林大学学則第 90 条に規定している。	3-1
第 92 条	○	桜美林大学学則第 8 条に規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	桜美林大学学則第 20 条及び第 21 条に規定している。	5-1
第 104 条	○	桜美林大学学則第 59 条、桜美林大学大学院学則 27 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1
第 105 条	○	桜美林大学における履修証明プログラムに関する規程に規定している。	4-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当しない。	3-1
第 109 条	○	桜美林大学学則第 2 条、桜美林大学大学院学則第 2 条に基づき、自己点検評価を実施し、その結果について公表するとともに、法令で定める期間ごとに認証評価機関による大学機関別認証評価を受審し、適合認定を受けている。	2-2
第 113 条	○	WEB サイト上で、教育研究の情報を公表している。	4-2
第 114 条	○	学校法人桜美林学園就業規則に規定している。なお、本学に技術職員は配置されていない。	5-1 5-3
第 122 条	○	桜美林大学学則第 35 条に規定している。	3-1
第 132 条	○	桜美林大学学則第 35 条に規定している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	所定の事項について、学則に規定している。	4-1 4-2
第 24 条	○	学生の学修状況及び健康状況について、記録作成を行っている。	4-2
第 26 条	○	桜美林大学学則第 62 条及び桜美林大学学生の懲戒に関する規程に	5-1

桜美林大学

第 5 項		規定している。	
第 28 条	○	担当の部署において、学校法人桜美林学園文書管理規程等に基づき適切に管理保存を行っている。	4-2
第 143 条	○	桜美林大学学則第 21 条及び桜美林大学大学院学則第 10 条の 2 に規定している。	5-1
第 146 条	○	修業年限については桜美林大学学則第 26 条に、修得した単位の認定については桜美林大学学則第 35 条にそれぞれ規定している。	4-1
第 147 条	○	桜美林大学履修規程において、所定の事項を規定し公表している。	4-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書の規定による学部を設置していないため、該当しない。	4-1
第 149 条	—	桜美林大学履修規則第 36 条の規定により、本項は該当しない。	4-1
第 150 条	○	桜美林大学学則第 29 条に規定している。	3-1
第 151 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 152 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 153 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 154 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 161 条	○	桜美林大学学則第 26 条に規定している。	3-1
第 162 条	—	外国の大学等からの転入学を実施していないため、該当しない。	3-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については桜美林大学学則第 22 条に、学年の途中の入学については桜美林大学学則第 28 条にそれぞれ規定している。	4-2
第 163 条の 2	—	本学独自の、学生又は科目等履修生に対する体系的に開設した授業科目群を設けていないため、該当しない。	4-1
第 164 条	○	桜美林大学における履修証明プログラムに関する規程に規定している。	4-1
第 165 条の 2	○	各学群及び大学院において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学 WEB サイトで公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	桜美林大学学則第 2 条、桜美林大学大学院学則第 2 条において自己点検評価について定めるとともに、桜美林大学自己点検・評価委員会規程において、自己点検評価の体制を定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	所定の事項について、大学 WEB サイトで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	桜美林大学学則第 59 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1

桜美林大学

第 178 条	○	桜美林大学学則第 35 条に規定している。	3-1
第 186 条	○	桜美林大学学則第 35 条に規定している。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	関係法令を遵守するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	桜美林大学学則第 3 条の 2 に規定している。	1-1
第 2 条の 2	○	桜美林大学入学者選抜運営規程に基づき、入学者選抜方針を定め、適切な体制の下入学者選抜試験を実施している。	3-1
第 3 条	—	本学は、学校教育法第 85 条但し書きに定める組織として、学部及び学科に変えて学群及び学類を置くこととしており、該当しない。	1-1
第 4 条	—	本学は、学校教育法第 85 条但し書きに定める組織として、学部及び学科に変えて学群及び学類を置くこととしており、該当しない。	1-1
第 5 条	○	学科に変えて学類を設置している。	1-1
第 6 条	○	学部及び学科に変えて学群及び学類を設置しており、学部及び学科に準じて適切な教育研究組織、教員数を備えている。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	桜美林大学学則、桜美林大学大学院学則、桜美林大学教員任用規程、学校法人桜美林学園職務分掌規程に基づき、適切に教員及び事務職員を配置している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目については、原則として専任の教授、准教授又は助教に、主要授業科目以外の授業科目については、なるべく専任の教員に担当させている。	4-2 5-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は配置していない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	必要な教員数を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	桜美林大学における FD 基本方針を定め、実施している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学校法人桜美林学園設置校長選任規程に基づき、適切に選考している。	5-1
第 13 条	○	桜美林大学教員任用・昇任規程第 2 条に規定している。	4-2

桜美林大学

			5-2
第 14 条	○	桜美林大学教員任用・昇任規程第 3 条に規定している。	4-2 5-2
第 15 条	—	本学では、専任の講師を置いていないため、該当しない。	4-2 5-2
第 16 条	○	桜美林大学教員任用・昇任規程第 5 条に規定している。	4-2 5-2
第 17 条	○	桜美林大学教員任用・昇任規程第 6 条に規定している。	4-2 5-2
第 18 条	○	桜美林大学学則第 3 条に規定している。	3-1
第 19 条	○	桜美林大学学則別表 I に規定している。	4-2
第 19 条の 2	—	本学では、連携開設科目を開設していないため、該当しない。	4-2
第 20 条	○	桜美林大学学則第 37 条に規定している。	4-2
第 21 条	○	桜美林大学学則第 38 条に規定している。	4-1
第 22 条	○	桜美林大学学則第 25 条に規定している。	4-2
第 23 条	○	桜美林大学履修規程第 3 条に規定している。	4-2
第 24 条	○	授業の履修人数については、教室の収容定員を鑑み、適切に管理している。	4-2
第 25 条	○	桜美林大学学則第 37 条の 2 に規定している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	桜美林大学履修規程第 30 条において、公表の義務を定めるとともに、シラバスにおいて、授業の計画、評価基準を公表している。	4-1
第 26 条	—	本学では、昼夜開講の授業を実施していないため、該当しない。	4-2
第 27 条	○	桜美林大学学則第 46 条及び桜美林大学学則第 39 条に規定している。	4-1
第 27 条の 2	○	桜美林大学履修規程第 11 条に規定している。	4-2
第 27 条の 3	—	本学では、連携開設科目を開設していないため、該当しない。	4-1
第 28 条	○	桜美林大学学則第 44 条に規定している。	4-1
第 29 条	○	桜美林大学学則第 45 条に規定している。	4-1
第 30 条	○	桜美林大学学則第 34 条に規定している。	4-1
第 30 条の 2	—	本学では、学士課程において長期履修制度を導入していない。	4-2
第 31 条	○	桜美林大学学則第 66 条及び桜美林大学科目等履修生及び聴講生規程に規定している。	4-1 4-2
第 32 条	○	桜美林大学学則第 58 条に規定している。	4-1
第 33 条	—	本学では、授業時間制をとっていない。	4-1
第 34 条	○	各キャンパスにおいて、適切な空地を確保している。	3-5
第 35 条	○	所定の厚生補導施設を設けている。	3-5
第 36 条	○	教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。	3-5

桜美林大学

第 37 条	○	基準を満たす校地面積を有している。	3-5
第 37 条の 2	○	基準を満たす校地面積を有している。	3-5
第 38 条	○	学群の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を備え、提供するとともに、図書館に必要な専任職員を配置している。	3-5
第 39 条	—	本学は、いずれの学部・学科も有しておらず、該当しない。	3-5
第 39 条の 2	—	本学は、薬学に関する学部・学科を有しておらず、該当しない。	3-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地ごとに、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学、学群及び学類の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	本学は、学部等連係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 5	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	本学は、専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-5
第 43 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-2
第 44 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-1
第 45 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-1
第 46 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-5
第 48 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-5
第 49 条	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	本学は、工学に関する学部を基礎とする大学院の研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	本学は、工学に関する学部を基礎とする大学院の研究科を設置していないため、該当しない。	5-2

桜美林大学

第 49 条の 4	—	本学は、工学に関する学部を基礎とする大学院の研究科を設置していないため、該当しない。	5-2
第 58 条	—	本学は、外国に学部、学科その他の組織を設置していないため、該当しない。	1-1
第 59 条	—	本学は、学校教育法第 103 条に定める大学でないため、該当しない。	3-5
第 61 条	—	本学は、新たな大学の設置及び薬学を履修する課程の修業年限の変更を行っていないため、該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	—	2-2 2-3
第 2 条	—	—	1-1
第 3 条	—	—	3-1
第 4 条	—	—	1-1
第 5 条	—	—	1-1
第 6 条	—	—	1-1
第 7 条	—	—	1-1 4-2 5-2
第 8 条	—	—	3-1
第 9 条	—	—	4-2
第 10 条	—	—	4-2 5-1
第 11 条	—	—	4-2
第 12 条	—	—	4-2
第 13 条	—	—	4-2
第 14 条	—	—	4-1
第 15 条	—	—	4-2
第 16 条	—	—	4-2
第 17 条	—	—	4-2
第 18 条	—	—	3-2 4-2
第 19 条	—	—	4-1
第 20 条	—	—	4-2
第 21 条	—	—	4-1

第 22 条	—	—	4-2
第 23 条	—	—	4-1
第 24 条	—	—	4-1
第 25 条	—	—	4-1
第 26 条	—	—	4-1
第 27 条	—	—	4-2
第 28 条	—	—	4-1 4-2
第 29 条	—	—	4-1
第 30 条	—	—	4-1
第 31 条	—	—	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	—	—	4-2 5-2
第 33 条	—	—	4-2 5-2
第 34 条	—	—	4-2 5-2
第 35 条	—	—	5-2
第 36 条	—	—	4-2 4-3 5-3
第 37 条	—	—	5-1
第 38 条	—	—	4-2 5-2
第 39 条	—	—	4-2 5-2
第 40 条	—	—	4-2 5-2
第 41 条	—	—	4-2 5-2
第 42 条	—	—	4-2 5-2
第 43 条	—	—	3-5

桜美林大学

第 44 条	—	—	3-5
第 45 条	—	—	3-5
第 46 条	—	—	3-5
第 47 条	—	—	3-5
第 48 条	—	—	3-5
第 49 条	—	—	3-5
第 50 条	—	—	3-5
第 51 条	—	—	3-5
第 52 条	—	—	3-5
第 53 条	—	—	3-5 5-4
第 54 条	—	—	1-1
第 55 条	—	—	4-2
第 56 条	—	—	4-1
第 57 条	—	—	4-1
第 58 条	—	—	4-2 5-2
第 59 条	—	—	3-5
第 60 条	—	—	3-5
第 61 条	—	—	3-5
第 77 条	—	—	1-1
第 78 条	—	—	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	桜美林大学学則第 59 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1
第 2 条の 3	—	本学は、専門職大学でないため、該当しない。	4-1
第 10 条	○	桜美林大学学則第 59 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1
第 10 条の 2	—	本学は、共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-1
第 13 条	○	桜美林大学学則及び桜美林大学学位規則に規定している。また、桜美林大学学則及び桜美林大学学位規則については、文部科学省に報告を行っている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

桜美林大学

第 20 条	○	学校法人桜美林学園就業規則で服務規律を定めるとともに、学校法人桜美林学園コンプライアンス推進規程、学校法人桜美林学園内部統制システムに関する基本方針を定め、特別な利益の供与を行わない体制を構築している。	6-1
第 27 条	○	寄附行為については、学校法人桜美林学園の WEB サイトで公表している。	6-1
第 29 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 6 条に規定している。	6-2
第 30 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為及び学校法人桜美林学園理事選任機関運営規程に規定している。	6-2
第 31 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為及び学校法人桜美林学園理事選任機関運営規程に規定している。	6-2
第 36 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 13 条に規定している。	6-1 6-2
第 39 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 15 条に規定している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 20 条に規定している。	6-2
第 45 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 21 条に規定している。	6-3
第 46 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 22 条に規定している。	6-3
第 52 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 26 条に規定している。	6-3
第 54 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 27 条に規定している。	6-3
第 55 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 26 条に規定している。	6-3
第 56 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 26 条に規定している。	6-3
第 61 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 29 条及び 30 条に規定している。	6-3
第 62 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 30 条に規定している。	6-3
第 66 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 33 条に規定している。	6-3
第 78 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 44 条に規定している。	6-3
第 80 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 47 条に規定している。	6-3 6-5
第 86 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 52 条に規定している。	6-5
第 99 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 59 条に規定している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 100 条及び学校法人桜美林学園役員報酬規程に規定している。	6-2 6-3

桜美林大学

第 103 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 71 条に規定している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 70 条に規定している。	6-2 6-5
第 105 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 34 条に規定している。	6-3
第 106 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 71 条に規定している。	6-1
第 107 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 71 条に規定している。	6-1
第 108 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 72 条に規定している。	6-1
第 144 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 5 条に規定している。	6-5
第 145 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 21 条に規定している。	6-3
第 146 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為及び学校法人桜美林学園理事選任機関運営規程に規定している。	6-2
第 148 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 59 条に規定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	学校法人桜美林学園寄附行為第 76 条に規定している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	桜美林大学大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条の 2 に規定している。	1-1
第 102 条	○	桜美林大学大学院学則第 15 条及び第 15 条の 2 に規定している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	桜美林大学大学院学則第 15 条に規定している。	3-1
第 156 条	○	桜美林大学大学院学則第 15 条の 2 に規定している。	3-1
第 157 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 158 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 159 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1
第 160 条	—	飛び入学制度を導入していないため、該当しない。	3-1

桜美林大学

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	関係法令を遵守するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	桜美林大学大学院学則第 1 条、第 3 条及び第 3 条の 4 に規定している。	1-1
第 1 条の 3	○	桜美林大学入学者選抜運営規程に基づき、入学者選抜方針を定め、適切な体制の下入学者選抜試験を実施している。	3-1
第 2 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条の 2 に規定している。	1-1
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	1-1
第 3 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条に規定している。	1-1
第 4 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条に規定している。	1-1
第 5 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条の 2 で組織について規定するとともに、法令等に則り適切な教員数を確保している。	1-1
第 6 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条の 2 に規定している。	1-1
第 7 条	○	基礎となる学群と適切に連携を行っている。	1-1
第 7 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	桜美林大学学則、桜美林大学大学院学則、桜美林大学教員任用規程、学校法人桜美林学園職務分掌規程に基づき、適切に教員及び事務職員を配置している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	大学院教授会において、大学院の課程を担当する教員の資格審査を実施し、適切な数の教員を配置している。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	桜美林大学における FD 基本方針を定め、実施している。	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	桜美林大学大学院学則第 3 条の 2 に規定し、適切に管理している。	3-1
第 11 条	○	桜美林大学大学院学則別表 I に規定している。	4-2
第 12 条	○	桜美林大学大学院学則別表 I に規定している。指導補助について	3-2

桜美林大学

		は、桜美林大学ティーチング・アシスタント規程において、博士前期課程の科目の指導補助について定めている。	4-2
第 13 条	○	大学院の課程を担当する教員の資格審査に合格した者のみが、研究指導科目を担当している。	3-2 4-2
第 14 条	○	桜美林大学大学院学則第 18 条に規定している。	4-2
第 14 条の 2	○	桜美林大学履修規程第 30 条において、公表の義務を定めるとともに、シラバスにおいて、授業の計画、評価基準を公表している。	4-1
第 15 条	—	連携教育課程を解説していないため、該当しない。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	桜美林大学大学院学則第 25 条に規定している。	4-1
第 17 条	○	桜美林大学大学院学則第 26 条に規定している。	4-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	3-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を備え、提供するとともに、図書館に必要な専任職員を配置している。	3-5
第 22 条	○	教育研究上支障の生じない範囲で、学群の施設及び設備を利用している。	3-5
第 22 条の 2	○	それぞれの校地において、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 22 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 23 条	—	本大学院は、独立大学院でないため該当しない。	1-1
第 24 条	—	本大学院は、独立大学院でないため該当しない。	3-5
第 25 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	4-2
第 26 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	4-2
第 27 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	3-5
第 30 条	—	通信教育を行う大学院課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2

桜美林大学

第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	4-2
第 31 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-2
第 32 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-1
第 33 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	4-1
第 34 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	5-2
第 42 条	○	博士課程の学生を、ティーチング・アシスタントとして雇用し、学自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けている。	3-3
第 43 条	○	徴収する費用を明確に示すとともに、奨学金、職業訓練給付金等の制度を整理し、示している。	3-4
第 45 条	—	外国に研究科を設置していないため、該当しない。	1-1
第 46 条	—	新たに大学院の設置を行っていないため、該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	—	2-2 2-3
第 2 条	—	—	1-1
第 3 条	—	—	4-1
第 4 条	—	—	4-2 5-1 5-2
第 5 条	—	—	4-2 5-2
第 5 条の 2	—	—	4-2 4-3 5-3
第 6 条	—	—	4-2
第 6 条の 2	—	—	4-2 5-1
第 6 条の 3	—	—	4-2
第 7 条	—	—	4-2
第 8 条	—	—	3-2 4-2

第 9 条	—	—	3-2 4-2
第 10 条	—	—	4-1
第 11 条	—	—	4-2
第 12 条	—	—	4-1
第 13 条	—	—	4-1
第 14 条	—	—	4-1
第 15 条	—	—	4-1
第 16 条	—	—	4-1
第 17 条	—	—	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—	—	1-1 4-1 4-2
第 19 条	—	—	3-1
第 20 条	—	—	3-1
第 21 条	—	—	4-1
第 22 条	—	—	4-1
第 23 条	—	—	4-1
第 24 条	—	—	4-1
第 25 条	—	—	4-1
第 26 条	—	—	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	—	4-1
第 28 条	—	—	4-1
第 29 条	—	—	4-1
第 30 条	—	—	4-1
第 31 条	—	—	4-2
第 32 条	—	—	4-2
第 33 条	—	—	4-1
第 34 条	—	—	4-1
第 42 条	—	—	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

桜美林大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	桜美林大学大学院学則第 27 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1
第 4 条	○	桜美林大学大学院学則第 27 条及び桜美林大学学位規則に規定している。	4-1
第 5 条	○	大学院教授会において、論文審査員を選定し、必要に応じ他の大学院又は研究所等の教員の協力を仰いでいる。	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院でないため、該当しない。	4-1
第 12 条	○	規定に基づき、文部科学大臣に報告を行っている。	4-1

大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	—	2-2 2-3
第 2 条	—	—	4-2
第 3 条	—	—	3-2 4-2
第 4 条	—	—	4-2
第 5 条	—	—	4-1
第 6 条	—	—	4-1
第 7 条	—	—	4-1
第 8 条	—	—	4-2 5-2
第 9 条	—	—	3-5
第 10 条	—	—	3-5
第 11 条	—	—	3-2 4-2
第 13 条	—	—	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。